九　農業の発達と農村

(一)　勧農機関の整備

1　勧業委員・勧業談話会

明治政府の維新後の農政としては、第三章に述べたように地租改正を主軸とする体制的な改革に急であって、農業生産の発展に関する施策ははるかに立ち遅れていた。明治十年（一八七七）ごろまではほとんど放置されていたと称しても過言ではない。もっとも他の殖産興業の分野と同様に、農業においても欧米諸国からの先進的近代技術の導入がはかられたことは周知のとおりである。例えば、米、麦、煙草、棉など日本にも古くからある在来作物の変った品種の種子をはじめ、リンゴ、てんさい、ホップ、牧草等の新作物の輸入、家畜・農機具等についても手当り次第といってよい程の輸入がなされると同時に、農学者・農業技術者の招聘も行われて近代技術の伝習と普及がはかられたのは事実である。その最も早く、かつ、業績のあがったのは、明治三年群馬県富岡にフランス人ブリューナーの指導によって開設せられた富岡製糸場であろう。

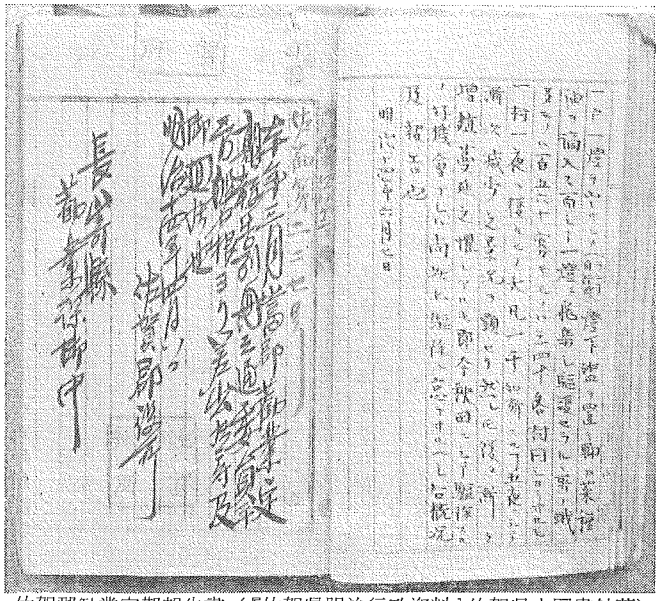

佐賀郡勧業定期報告書（『佐賀県明治行政資料』佐賀県立図書館蔵）

このような努力がなされたとはいえ、それはあくまで新技術の導入であって、しかも大部分は定着することができなかった。従って地方の農業にはほとんど影響を及ぼすことはなかったのである。地方の農業は少なくとも技術的には在来の慣行を続けざるを得なかったといってよい。

このような状態に対して、政府は明治十一年にいたり「農事通信仮規則」を制定して、全国的に農業の動向を把握することに着手した。これが農業生産にかかわる農政の出発であった。この場合の農事通信とは、農産物の生長・豊凶はもとより、官庁又は人民の試みた農事試験の景況、新作物の普及改良の状態その他農業に関する万般の報告を地方から中央政府へ伝達せしめることであった。第三章にかかげた明治十四、五年の米作概況はこれに基づくものである。（本書二五七ページ）

ところでこの報告の担当者が「勧業委員」であって各郡に一名ずつ配置され、知事がこれを任命するのである。この制度はその後多少の変更をみるのであるが、農業をめぐる官民の仲介機関とし

ての意義は大きかった。設立当初の佐賀郡の勧業委員は城内赤松町居住の平方磐根であった。

ところで、この勧業委員を中心として開設されたものに郡を区域とする農談会または勧業談話会がある。もっとも県庁の達しに基づき県費により賄われ、会員も県からの指名によるところの官製的性格の強いものであったが、その議題や運営は勧業委員に委ねられていた。それは県下各郡で明治十三年（一八八〇）から開かれているが、佐賀郡では明治十四年三月三十日赤松村冨石義英宅において勧業談話会の名で開かれた。集まった者は、勧業委員平方磐根外会員一五名でその氏名は次のとおりである。

志波助作（中原村）、蒲原儀助（高尾村）、御厨龍平（福富村）
本野大造（徳万村）、古瀬宗助（田中村）、野中清一郎（尼寺村）
松尾清七（鍋島村）、末次清十（点合町）、吉田陽純（山領村）
倉永文辰（赤松村）、坂口忠太（久留間村）、鹿島元厚（上和泉村）
藤田厨平（小副川村）、宮崎熊太郎（大詫間村）、塚原吉蔵（厘外村）

これらの談話会会員の人物について、この『談話会日誌』復刻にあたっての解題者久保山千里は、「いずれも手作り地主としての篤農家、所謂豪農である、特に佐賀郡は士族の手作り地主化せるもの、東松浦郡は士族並に里正（庄屋）の手作り地主化せるものが多かったのではないかと思われる。」と述べている。[1] 士族といい、手作り地主といっても必ずしも一様ではないので、右の説明だけでは若干のあいまいさが残るが、いずれにしても農事に関心を持つインテリ層といってよい。この『日誌』に残された談話から判断すると、特に佐賀郡の場合は営農の当事者というよりは学識家ないし理論家の性格が強い。換言すれば、手よりも口

と目の方が達者であったようである。しかしその中には倉永文辰のように厚生会社を創立して以来、佐賀県養蚕製糸業界の先達として悪戦苦闘を続けた先覚的実践家も認められる。

明治十年代の半ばに佐賀県で勧農事業の中心的役割を果したとみられる勧業談話会（農談会と称した郡もある）における勧農論議を検討しよう。それによって当時の農業をめぐっての地域的関心事の所在を知ることができるからである。

現在の佐賀市を包含する佐賀郡勧業談話会における論調は、前に指摘したようにインテリの集会としての性格がよくあらわれている。すなわち、右の『日誌』に収められている限りでは、談話会は十四年三月、同十二月、十五年三月、同七月の四回開かれており、主要議題は一五件である。それを整理すると他郡の農談会・勧業談話会とはかなり異なっていることを発見する。その第一は農事・耕作に直接かかわる議題が相対的に少なく一五件中四件にすぎないのに、そもそも勧業談話会の意義いかん、ないしそのあり方に関する論議が六件に達する。これが特徴の第二とすれば、第三は農業以外の商工業に関する議事も五件行われているのである。これら

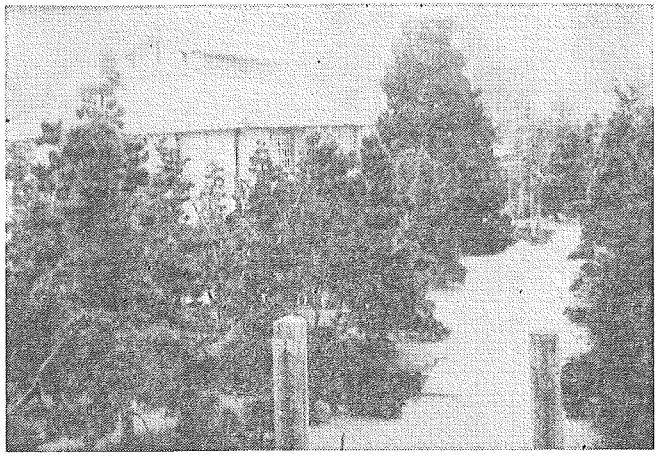

倉永文辰の養蚕指導所（現城内二丁目・昭和初年頃）

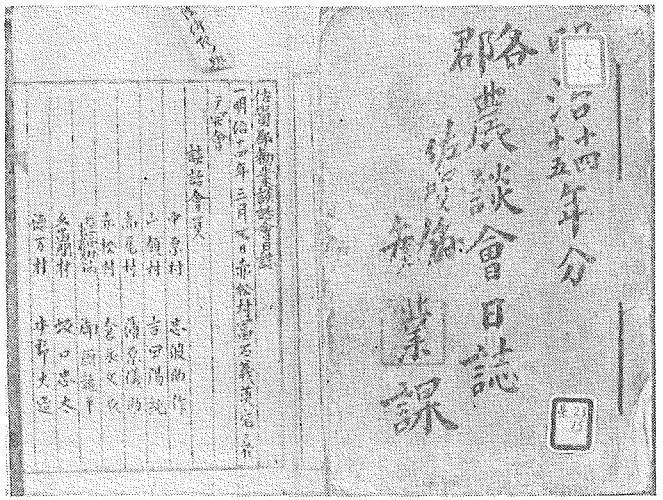

「佐賀郡勧業談話会日誌」（『佐賀県明治行政資料』佐賀県立図書館蔵）

はいずれも旧城下町周辺のインテリ層として関心事がどのへんにあったかを示すものとして興味深い。

ここでは一々詳説することは煩雑であるし意味も少ないので要点を紹介するにとどめる。第一の農事関係議題では蚕虫防除、桑苗、蚕種製造、真綿製造、米麦作、そさい雑穀作等が数えられるが、その内容は次項においてやや具体的に説明する。第三の商工業に関しては干拓の必要性とその資本調達の問題、国産紡績器械普及の問題、物産会社へアメリカから団扇六十万本の注文があったのを契機に製紙原料として村々の濠岸の河柳を利用することの試験を提案、荷車の鉄輪車は道路橋梁を破損するに付改良木輪車を普及せよとの提案等が論ぜられている。

ここで最も重要な第二の勧業談話会そのものに関する諸論議については、まず、この談話会のために年々二百円の勧業費が支出されているが、果たしてそれだけの効果が上がっているかという問題が提起されている（十四年十二月）。これに対し勧業委員平方磐根は憤然として答えて、勧業費二百円は多額のようであるが、県下の人口で割れば一人二厘にすぎない。ところが

今年の螟虫被害は最もひどく、大詫間村のごときは一割五分の損耗であって反当米三斗の減収にあたる。しかも螟虫駆除に関しては本談話会において数次討議を重ね、その対策の実行を八方説諭してきたものである。しかるにひとり大詫間村はその説示を無視したためにそのような惨害を被ったのであって、もし談話会の螟虫防除指針がなかったならば、全県が大詫間村と同じ被害を受けたであろう。これを推計すれば一人当り二円十二銭の損を県としては免かれているのである。

そのような反駁の後に、むしろ問題は町村にも談話会組織を設けて普及に努力すべきだと述べている②。この問題は次の会合でもとり上げられて、談話会ではこれまで農事改良について有益と認められる案件に付き議決し、一般に普及する努力をしてきたのであるが、一向に徹底したとも思われず、むしろ、野生種の桑苗を談話会推薦等と偽り悪用されることがあるので、この原因と対策が論ぜられている。ところが、議論の動向としては、談話会員としては審議・議決には責任があるが、その普及はむしろ戸長の責任である。そこで戸長と談話会との連絡を密にし普及徹底をはかるべきであるという結論になっている。注意すべきは、ここでも町村単位の農談会組織の必要性が強調されていることである。

これに対して参考資料として佐賀談農会の紹介がなされている（十五年三月）。これは赤松町に居住する多久茂族、本島松蔭、中野致明、倉永文辰、千住虎吉、南部長虎、平方磐根等の計二〇余名の結社で、毎月二十日を定日とし、会費として毎会十銭を納めて農談をやっていたのであるが、その積立が百円を超えたので会の組織を改め、これまでの会員を内員とし、農談の話題に意見をもっている者は誰でも自由に出席することができるとし、これを外員とした。次に学術芸能ありて招待される者を賓員とした。これによって年に

一、二回、大いに各郡村の老農有志者を会し、農事の利害得失等各意見を吐露して見聞を広め智識を換え漸次農事の振興を図ろうとするのである。幹事は倉永文辰、中野致明の両名である。この会が純然たる民間団体であることは明らかであろう。官製の色彩の濃い勧農談話会の中からこうした動きが自主的に生まれたところに佐賀郡（市）の特色がある。

その第一回の集合の広告がある。意欲満々たるところがあるので全文をかかげておく。③

〔佐賀談農会〕

開会並ニ問題

一　開会ハ明治十五年四月十六日ト定ム。但シ午前九時ニ始マリ十二時ニ休息シ午後一時ニ始マリ同五時ニ終ル者トス。故ニ会員ハ午前八時三十分ニハ出席アルヘシ。

一　会員ハ開会当日前マテニ出席ノ旨本会幹事ヘ通知シ置クヘシ。

一　問題ヲ談話シ尽ササル時ハ書取ヲ以テ所説ヲ述ヘ差出スヘシ。尤衆議ニ依リテハ一日延期スルコトモアルヘシ。

問　題　説　明

一　大小麦種類並ニ刈時早晩ノ事

縦令（タトエ）（バ）ハ甲種ノ小麦ハ良質ナレドモ収穫少ク乙種ハ収穫多ケレドモ麦質良カラズ、丙種ハ麦質モ良ク収穫モ多カレドモ成熟晩クシテ常ニ水害ニ係ルノ恐レアリ、丁種ハ斯クアリ戊種ハ斯クアリ、故ニ常ニ同種ノ利アリトスル等ヲ云フ。

一　夏季ノ作物中穀物ヲ除キ何ノ植物ガ第一利益アリヤ

三草四木蔬菜果樹其他何タルヲ嫌ハス栽培ノ費用ヲ差引キ純益ノ第一多キ者ハ何々ナリヤ

一　養蚕ヲ各郡村ニ盛ンナラシムル方法

養蚕ハ農家ノ余業ニ於テ利益アル者ナラン乎（カ）、此ノ業ノ興ラザルハ桑樹ノ少キ為メ乎、桑樹ヲ繁殖セシムルノ方法ナキ乎、製糸ノ麁（ソ）悪ニシテ販売ノ路ナキ乎、製法ヲ改良シテ販路ヲ開クノ方法ナキ乎、抑（ソモソ）モ亦不利不益ノ業ニシテ到底起スヘカラサル者乎。

明治十五年一月　　佐賀談農会　佐賀談農会印

これをみると、四月十六日の開会を一月に予告し、討論題目の問題説明まで行っていて、あたかも今日の正規の学会のようである。当時の佐賀県の有識者の会議のもち方がきわめてすぐれていたことは、初期の長崎県議会議事録において旧佐賀藩出身の県会議員たちがいずれも議事運営や論旨において格段にすぐれていたことで推察がつくが、この談農会の予告についても同じことがいえそうである。残念ながらその第一回の論議の内容は明らかにする由がない。ただ、問題意識は適切であるが、士族のインテリ層の論議に傾く危険性は蔵していたであろう。④

恐らくそのような性格の結果であろうか、佐賀談農会のその後の展開はみられない。そればかりではなく明治十六年（一八八三）には勧業費のうち勧業委員のための二百円が県会で否決されてしまった。そして勧業談話会も自然消滅し各地でそれに代わる「勧業会」なるものの組織が勧奨され、その経費は町村若しくは連合町村で賄われることになり、またその性格も諮問機関とせられたので勧業談話会や佐賀談農会のような

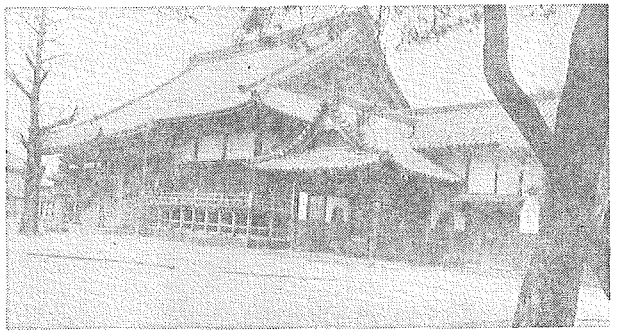

願正寺（呉服元町・真宗。慶長5年鍋島勝茂の創建。公会堂ができるまでは各種の集会に利用されていた。）

活発さは期待できないであろう。

また、十七年には勧業諮問会が県に設置され、知事を会頭とする外、以前の勧業委員に相当する者が民間から会員に充てられ、第一回は佐賀市の願正寺において開かれた。ここでは「溝渠用悪水疎通ニ関スル件、悪虫及有害鳥獣駆除ノ事、動植物蕃殖及改良ノ事等々」八件の議案が出されたが、その運営では会員は諸説の当否を論ずることができない規定になっていたので、正に形式的諮問そのものであったであろう。この諮問会は明治二十六年（一八九三）まで六回にわたって開かれている。こうして十年代後半になって政府・県の天下り的農政の端緒が開かれていくのである。

一方、明治十五年（一八八二）ごろの佐賀郡勧業談話会が期待した町村単位の農談会は、民間からの自然発生的な性格のものであるから、その成立・普及の状態はよく分らない。しかし明治二十三年にいたって、この組織を系統的に再編成を試みようとした県の農談会の勧奨に関する訓令によれば⑤、「本県各処ニ於ケル農談会ノ経歴ヲ案スルニ其興廃変遷互ニ盛衰アリト雖モ明治十八、九年ノ交大ニ振起シ各郡到ル処斯会ノ設置アラザルハナク」と述べているから、かなりの普及をみていたことは疑いない。ただし、その実質は久保山千里の推定しているように前記の天下り的勧業会またはそれに類似したものであったろう。その

推察の根拠はこれらの町村単位でその団体の中核となる人士がほとんど期待できない上に、結果からみて「市町村制ノ実施ト共ニ世務漸ク多端ニシテ民心為ニ之ニ傾注シ、亦実業研究ノ余地ヲ剰サザルガ如ク農談会ノ形跡ヲ認ムル能ハザルニ至リ」と右の訓令も認めざるを得なくなっている。

これに対して個々の農業技術に関連した施設は着実に発展しているようである。当時、全国的に成果があがっていた種子交換会が、はじめて佐賀県で行われたのは明治十七年、佐賀松原町においてであったが、これに類した共進会、品評会等が開催されたのは二十三年までに表(1)のとおりである。

県下各地で開かれているが、やはり佐賀松原町が中心であったことがわかる。とりあつかった作物は米・棉実・麦類・豆類・菜種・雑穀等に及んでいるが、米中心であることもいうまでもない。

このほかに二十年には養蚕伝習所、獣医講習所を開設し、また各郡でも「農事試験場」を開設し、各種の種苗を試作することがあったが、県内では基肄、養父、三根三郡役所の設置した「農事講習所」及び付属「農事試験場」が最も積極的な活動をなしたと伝えられている。一方、これより前、佐賀旧城内で開業した厚生会社は、その下部組織である養蚕義会とともに県下の養蚕製糸の中核となっていたことは前記（第三章）のとおりであるが、その付属植物園（後に勧業試験場）では桑だけでなく各種の蔬菜類の試作なども行っていた（六四九ページ参照）。

明治二十年前後にいたってこのような農事改良の試みに対する気運が昂まって来たのである。

表(1) 明治前期における勧農施設

年次	会名	種類	回数	開設地
17年	管内共進会	米、綿、紙、織物、陶磁器	1	佐賀市蓮池町
〃	管内種子交換会	籾、麦、大豆、小豆、蚕豆、豌豆、綿実、菜種、蕎麦、雑穀	2	佐賀市松原町
18	〃		2	〃
19	〃		2	〃
20	品評会	米、小豆、裸麦、蚕繭	1	小城郡多久村
〃	米穀品評会	米	1	佐賀市赤松町
〃	管内種子交換会、品評会	籾、麦、大豆、小豆、蚕豆、豌豆、綿実、菜種、蕎麦	1	東松浦郡唐津町
〃	〃 〃	〃 〃	1	西松浦郡伊万里町
〃	品評会	米、鰯、紙	1	東松浦郡唐津町
〃	染藍品評会	染藍	1	〃
21	管内共進会	米、麦、織物、繭、生糸	1	佐賀市松原町
〃	種子品評会	大麦、小麦、裸麦、大豆、小豆、蚕豆、豌豆、菜種	1	〃
〃	展覧会	蚕繭、製茶	1	西松浦郡伊万里町
〃	品評会	米、麦、繭	1	小城郡別府村
〃	管内種子交換会、品評会	籾、麦、大豆、小豆、蚕豆、豌豆、綿実、菜種、蕎麦	1	杵島郡武雄町
〃	〃 〃	〃 〃	1	藤津郡鹿島村
〃	種子交換会	大麦、小麦、裸麦、蚕豆、豌豆、菜種	1	西松浦郡伊万里町
〃	〃	〃 〃	1	佐賀市松原町
22	管内種子交換会	籾、大豆、小豆、綿、粟、蕎麦	1	神埼郡神埼村
〃	品評会	米、麦、蚕繭	1	小城郡北多久村
〃	種子交換会	大麦、小麦、裸麦、蚕豆、豌豆、菜種	1	杵島郡福治村
〃	酒類品評会	清酒	1	西松浦郡伊万里町
23	管内種子交換会	籾、粟、麦、大豆、小豆、蕎麦	1	養父郡轟木村
〃	品評会	繭、生糸	1	佐賀市松原町
〃	種子交換会	麦、菜種、大豆、小豆	1	〃
〃	玄米品評会	米	1	神埼郡神埼町

注 『佐賀県農事調査』（復刻版）により作成

2 米改良運動の展開

佐賀農業の主軸は古くから米であった。藩政時代にはほとんど唯一の農産物として領外に輸出され、それだけに藩財政も年貢米に依存していたことは周知のところである。ところが、維新後、地租改正によって従来の年貢米が金納となり、いいかえれば米の生産者が自らの生産米を販売し、それを商人が集荷して県外に移出するというように、米流通の機構が変革されることになった。年貢米の時代には藩当局の検査がきびしかったから、品質、俵装も厳重に維持されていた。

米流通の機構がいわば自由化したことは、この厳重な統制が解除されたわけで、それだけ生産者は品質や俵装に手間をかけることを嫌い、商人もまた流通過程で前期的な手段（例えば米俵に水を含ませて重量を重くする等）を弄することがあり、ために往年は大阪市場において肥前米としての声価を得ていたものが、明治十年頃には佐賀米とは最劣等米の代名詞という地位に落ちこんでいた。

これに対して佐賀米改良の動きが出るのは当然で、明治十年前後から県下各地で様々な試みがなされるが、いずれも散発的で成果もあがらず記録にとどめられるものではなかった。しかし、次に述べる十五年発起の佐賀米穀改良会社の設立を契機としてこの動きが本格化してゆく。それは十八年（一八八五）の県令鍋田景弼の論達によって県政が本格的にこれをとり上げるまでは、民間が先行していることに注意される。同時に注意を要するのは、米作における改善の対象が米作耕種法よりもその品質に向けられていたことである。この米質改善重点と改良事業主体における民間先行とは互いに対応する関係にある。いずれにしても、

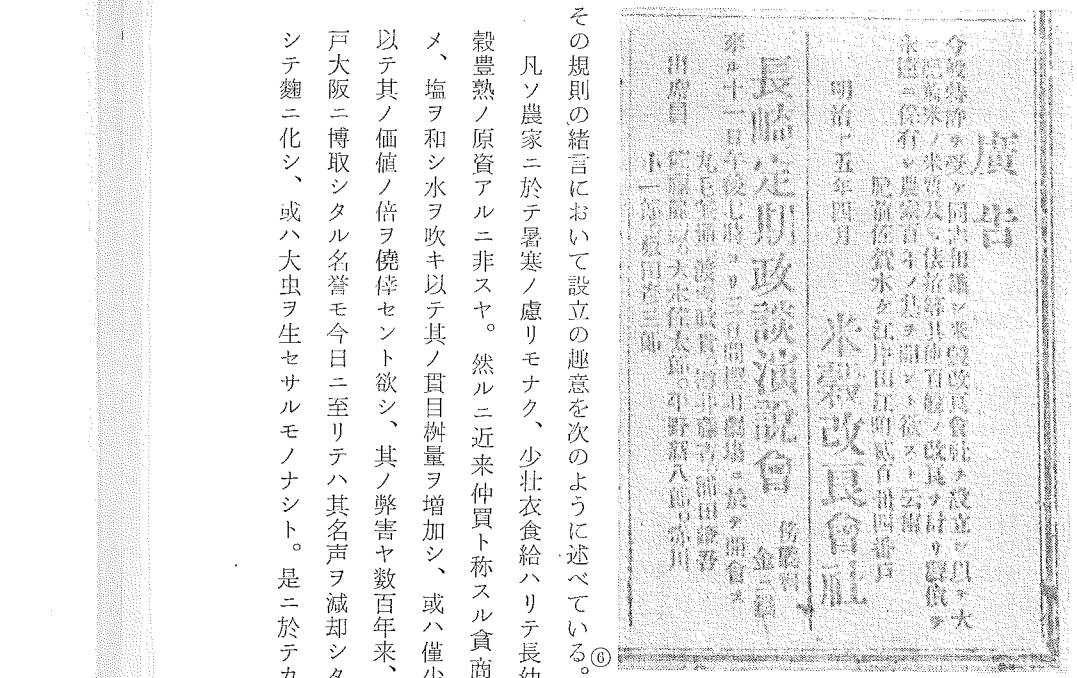

米穀改良会社の広告
（明治15年5月13日付『西海新聞』）

勧業委員が中心となった官設的勧農談義とは異なって、実践的な民間指導の動きが先行したことが重要なのであって、その意味で、前項の一般的勧農機関とはきりはなして米質改良の動きをみていくことにする。

さて、前記の肥前国佐賀米穀改良会社は明治十五年（一八八二）四月、田中清輔（鍋島家家扶）を社長とし佐賀水ケ江町に設立されたものであるが、その規則の緒言において設立の趣意を次のように述べている。⑥

凡ソ農家ニ於テ暑寒ノ慮リモナク、少壮衣食給ハリテ長幼鼓腹ノ楽境ニ住居スルヲ得ルハ、一ニコレ米穀豊熟ノ原資アルニ非スヤ。然ルニ近来仲買ト称スル貪商等カ奸曲ニテ、或ハ瑣細ノ米粒ヲ偸取スルタメ、塩ヲ和シ水ヲ吹キ以テ其ノ貫目斛量ヲ増加シ、或ハ僅少ノ小利ヲ射取スルタメ善悪ノ両米ヲ混合シ、以テ其ノ価値ノ倍ヲ僥倖セント欲シ、其ノ弊害ヤ数百年来、肥前米ト称スレハ肥後米ト並ヒ称セラレ、江戸大阪ニ博取シタル名誉モ今日ニ至リテハ其名声ヲ滅却シタルノミナラス、其米穀一夏ヲ経過スレハ腐敗シテ麹ニ化シ、或ハ大虫ヲ生セサルモノナシト。是ニ於テカ各地ノ商家等ハ肥前米ト称スレバ必ス悪米ト

看做シ、農家百年ノ原資ハ放擲セラレテ、是ヲ砂土ト同視セラルルニ至ル。……

という状態であるから、ここに発起人等は肥前米の名誉を回復するために米穀を改良し、俵拵（たわらこしらへ）を精製するのを目的とし、次第に各郡に及ぼすため次のような規則を作る、と結んでいる。

それによれば、この会社は本荘東分村以下佐賀郡下一一六か村（おおむね大字にあたる）にわたり、各村には組合を作らせ世話方一名をおく。これは惣代を兼ねて議決機関を構成する。社長以外に常務幹事三名と幹事若干名がおかれる。

規則では米精撰方法、包装の様式及び枡入れについて細かに規定され、社長幹事立会の上で検査をうける建前で、合格の場合には社印を押捺した証票をつけることになっている。この会社の目的は米質の改善にあるが、東京大阪への回送、保険、代金決済等の規定も細かに規定されている。

前記の常務幹事には中野致明、清水明勲、古賀経則、幹事には藤瀬弼朝、永渕与平、宮田兵蔵、小林祐智、柴田近一、吉田陽純、久米一郎、福地信敬、山辺小平太、真島弥六で、いずれも士族出身のインテリであると認められる。そして前の趣意文で明らかなように、かれらが佐賀米の声価失墜の原因を「貪商」の行為にあると考えていることは指摘しておかねばならない。

このような精緻な構想で四月から出発したのであるが、当時の資料ではその後の活動がさだかではない。ただ同年五月十二日付『西海新聞』（長崎）は佐賀に米穀改良会社の設立を報じ、「開設日なお浅きにかかわらず、米改良の急務と方法の適切なため佐賀地方はもとより神埼、小城の二郡をはじめ陸続と組合に入る相談があっている、社長田中清輔氏をはじめ幹事諸氏は名望家と旧藩時代米穀検査に関係のあった人々の集

合体であるから信用も自ら大きい。ちなみに近日改良米二千二百俵を常平局より買入れられる趣で、試みに俵造りした一俵を一見したところ、米粒の精撰俵装など実に肥前米の名に背かない云々」という意味の賞讃をしている。これは多分に御祝儀記事の臭いがするが、『興業意見』（明治十七年）は次のようにかなり信憑度の高い報告をのせている。⑦

該県（佐賀県）ノ米穀粗悪ニ流レ、為ニ市場ニ擯斥セラルルニ至レルヲ以テ二三ノ有志者憤然此悪弊ヲ矯ント欲シ、去ル十五年四月米穀改良会社ヲ設立シ、俵粕等ヲ貸与シテ有害ノ肥料ヲ除キ、或ハ改良米ノ證アルモノハ普通米ヨリ幾分ノ高価ニ購求シ、又ハ売買ヲ紹介スル等百方周旋聊カ其功益ヲ現スト雖モ、如何セン資本ニ乏ク、悉ク人々ノ望ニ応スル能ハス。唯其俵装等ノ改良ヲ勧奨シ、米穀ノ輸出等ヲ周旋スルノミナリ

このように、肥料貸付等若干の生産面への関与も行ったが、資金不足のため活動の範囲を拡げることができず、もっぱら俵装の改良、輸送等に限られていたことがわかる。

このような情勢において明治十八年（一八八五）、いよいよ県が米改良問題に積極的に乗り出すことになった。すなわち、同年四月二日、佐賀県令鎌田景弼は大要次のような諭達を発した。⑧

……廃藩以後制度ノ廃弛ニ随ヒ米質及俵拵共漸次粗悪ニ流レ近年ニ至リテハ特ニ其ノ価格ノ低落スルノミナラズ、最モ甚シキハ大阪市場ニ却ケラレ取引ヲ為サザルモノ有之乎ノ趣、是畢竟農民等一時ノ小利ニ迷ヒ製造ノ粗雑ナルト、偶々良米アルモ奸商等又其間ニ於テ黠計ヲ施ストニ原因セリ……是ヲ以テ有志輩大イニ奮励専ラ改良ヲ企図シ既ニ着手スル所アリト雖モ其ノ方法僅ニ一隅ニ施行スルニ因リ未タ以テ本県

一般米穀ノ信用ヲ上国ニ回復スルコト能ハズ……

よって、改良の諸方策を講ずるというのである。ここで指摘すべきは米質悪化の原因を「奸商等」と並んで「農民等」にも在ると述べていることで、前記の佐賀米穀改良会社がもっぱら貪商の責任としたのに対して、一歩現実に近づいたと認められる。

その改良方策としては、第一に県下各郡に米作人より成る改良米組合を作らせ、選挙によって取締人を設け検査にあたらせるという構想である。これはすでに神埼郡、杵島郡などでは部分的に行われていた方法である。もちろん、組合加入は強制されるものではないが、米作人又は地主が商人に米を売るときはこの検査を受けねばならないとした。もっとも県が示したのは準則であり、県下全域にどの程度実際に徹底したかは明らかでない。

一方、各郡に米商組合を作らせることとした。これも準則として示されているが、その構想では米商人は強制加入であり、検査米の他、未検査米（米俵袋＝裸米）を扱う時は、検査を受くべしとした。続いて翌十九年十二月には県令第百五号をもって輸出米検査規則を公布した。これは米商人は組合を設け規約を定め、蒲田津、高尾以下二、三の要所に検査所を置き、輸出米の検査をさせるのが骨子である。こうして、右の米商組合は強制的に組織されることとなり、組合の行う検査を義務づけたのである。そしてこれに違反する者は違警罪に問い、五銭以上一円九十五銭以下の科料、又は一日以上十日以内の拘留に処すという厳しさであった。

明治二十一年（一八八八）六月六日にはこの輸出米検査規則を改めて整備するとともに、県令甲第五十号

を以て、改良米取締規則、県令甲第五十一号を以て米商人取締規則を制定公布した。いずれも違警罪にかかわる罰則規定を伴うものであった。後者は前記の米商組合準則を整備し強制化したものであり、前者もこれに準ずると考えてよいが、生産者はその検査が実態にあわないことを不満として、検査人を「判つき人」と評する始末であった。しかし、特筆すべきは、ここで初めて米作者（自作者及び小作者）と田地所有者（小作米収納者＝地主）とを区別し、両者とも組合加入を義務づけたことである。十八年の準則では単に米作人となされ、地主は直接には対象となっていなかった。このことは明治二十年代になると、佐賀県でも地主の地位が次第に確固たるものとなり、その協力を得なければ産米改良の実をあげ得なくなっていることを示すものである。

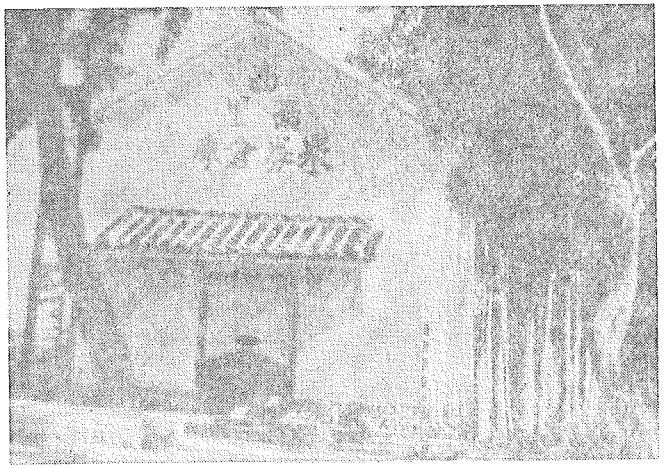

西南里の米券倉庫（大正初年）

とはいえ、規程は整えられ取締も細かに厳格に行われる建前となったが、その実績は必ずしも予期のようにはならなかった。明治二十八年（一八九五）には改めて「輸出米取締規則」が制定され、佐賀市に県下の各検査所を統轄する事務所をおき、監督組織を整えたが、いうまでもなく民間主体のいわば民主的な組織であり、検査等が情実に流れ易くみるべき効果をあげ得なか

った。

そこで明治三十三年（一九〇〇）には米商組合を再編成して、重要移出品同業組合法に基づき、米の移出を業とする地主、米商人、仲買人及び運送問屋をもって肥前米輸出同業組合を組織して、統制の強化をはかるとともに移出米の検査を徹底させることにした。この重要移出品同業組合法に基づく組合は、全国的にも明治二十一年の山口県、滋賀県のそれについで第三番目の成立であった。しかし生産者ぬきのこの組織の下では「これまた検査が情実に流れ、ために検査証印の信用が薄く、はかばかしい成果をあげ得ないでいた」[9]。

一方、後に述べるように農村には次第に農会組織が整えられ、米券倉庫・農業倉庫が各地で設置されるなど、米の生産と流通に関する諸制度が整備されてゆき、大正四年（一九一五）には米穀検査規則に根本的改正が加えられた。例えばそれまでは米一俵は三斗五升入りであったのを四斗入りに改められた。そして、翌五年にはこの検査が移出米同業組合の手から県営に移管されて、新しい段階に入った。

それまでは輸出米の改良の必要性は、中野致明のような一部有志、米商人、地主及び県当局によって強く認識され、それに応じていろいろの手が打たれたのであるけれど、直接の生産者にはそれほど強い関心はなかった。とはいえ、米改良の運動は米の包装、調製、乾燥にとどまらず、米の品種の改良にまで延びてゆくことは当然で、農会組織を通じて耕種法の改善をも喚び起こしていった。

3 農業教育・試験研究機関の発足

前に述べたように維新政府は欧米先進技術の輸入に努力していたが、農業に関するかぎり日本の風土に適

林遠里の像
明治四十三年彼の弟子が集って記念像の建碑を発起した時の予想図（未完成に終わる）

者が地方に分散して地方での近代農業教育の中核となり、その技術は次第に普及浸透して行った。

この近代科学に裏うちされた農業技術が全国に浸透するまでは、経験と観察に基づく在来の農業技術が農業生産の基礎をなしていたことはいうまでもない。しかし、曲りなりにも明治維新によって田畑勝手作りや地租の金納化（農産物販売の自由化）が現実のものとなって以来、在来技術とはいえ、停滞のまま推移することはあり得ないのであって、それなりに進歩発展の道を模索していた。前項に述べた勧業委員の活動や勧業談話会の任務はそこにあったのである。従って、当時断片的な情報としてはいってくる西洋農学の知識よりは、福岡の林遠里の農法などが重視されている。この農法は明治十一年（一八七八）頃から林遠里（旧福岡藩砲術指南）が発明したと称するもので『勧農新書』を著わして朝野にその稲作技術論を宣伝した。要するに冬季厳寒の水に種籾を浸すことによって健苗を育て多収を得るという寒水浸法を骨子とし、これに筑前して定着したものは希であった。しかし、十年代になると農業技術教育機関が次第に整えられ、西洋ないし近代農学がわが国でも確実に根を下すようになり、それらの機関で育成された新進の技術

の平野部の抱え持立犁による馬耕その他の耕種技術をくみあわせて体系化した稲作法である。林は自ら雄弁であったが、同時に組織と宣伝に長けており、明治十七年には筑前早良郡重留村に「勧農社」を設立し、多くの子弟を教育すると同時に自ら各地にその「稲作改良法」を講演したり指導したりして歩いた。⑩また「勧農社」の卒業生を各地からの招聘に応じて派遣し、当時の日本農界に大きな反響を起こしたものである。

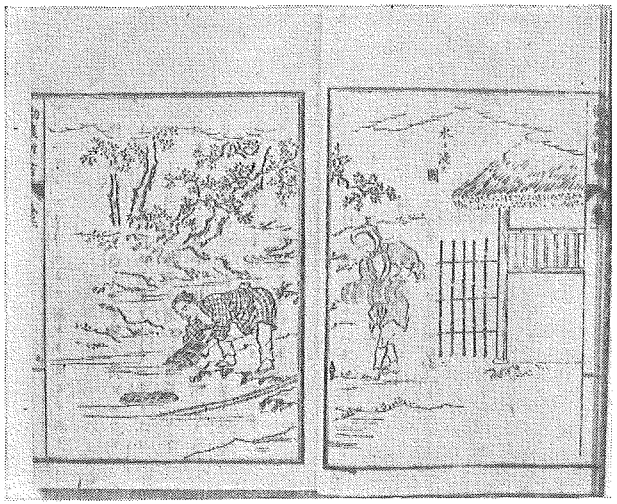

林遠里の『勧農新書』

佐賀県にももちろんその影響は大きく、明治十九年三月には佐賀郡修理田、瓦町、高尾あたりの有志が集まって勧農社を結び、試験田を設けて林遠里流の改良米作法を実地に試験した。また米国産籾種を用いて試験栽培を行った。二十年になると神埼郡私立農業談話会で林遠里の門人名古屋敬吾を招いて講話を聞いた。二十一年には同じく進藤藤平を招いた。この年の十一月には佐賀郡ではじめて競犁会を開き、一七名の参加者が腕を競ったが、見物は二、七〇〇名に上ったという。これらは当時の『佐賀新聞』の記事に基づいたものであるが、いずれも当時の佐賀農業に福岡勧農社の影響が大きかったことを示すものである。

ところで、政府は明治九年（一八七六）に札幌農学校

倉永文辰の邸内とその家族（明治39年頃）

を開くと同時に、東京の内藤新宿試験場内に農事修学場を開校し、それによって、ようやく西洋農学に基づく教育の途を開いた。翌年後者を駒場に移して駒場農学校（予科二年本科三年）と改称し、その開校式には明治天皇が臨御し親しく勅語を下した。この学校では当初英国人教師を多く雇い入れたが、その大農式農学が校風になじめず（もちろん個人的問題もあろうが）、任期満了とともに十三年頃からドイツ人教師に代わった。この中にオスカア・ケルネル（十四年九月来日）、マキス・フェスカ（十五年十一月来日）など日本農学育ての親ともいわれる熱心な学者が含まれていたのである。

十四年には玉利喜造等の第一回卒業生を出したが、十八年には農学士の称号を設け駒場農学校で授与されることになった。次第にこれらの西洋農学を体得した新進農学士が農商務省、各府県及び次第に設置される農事試験場・農学校及びそれらの類似施設の指導者として派遣されることになった。

佐賀県で農事試験場類似の施設がはじめて設けられたのは、明治八年に設立された厚生会社が同十年に植物園を創設したものにかかわる。植物園といっても今日のそれとは異なり、新作物、新品種あるいは薬用植

物の栽培試験を行ったものである。場所は城内の厚生会社の一角であると思われるが、残念ながらその規模その他は不明である。こえて十八年にはこれを県庁に移管して植物試験場とした。倉永文辰がその担当を命ぜられた。倉永は前記のように厚生会社の養蚕義会においてこの植物試験に従事していた一人である。彼には厚生会社時代の試験に愛知県の宮重大根と東京練馬大根を試作試食した報告がある。両者の収量はほとんど異ならないが煮るのに前者は後者より十分位おそく煮立ち、また甘味も薄いので漬物に適する等というものである。[11] この時期は種子交換会や品評会が盛んになると同時に、民間では勧農社の影響が延びつつあり、官庁側のとりくみも強くなっていく。

こえて二十三年（一八九〇）には県庁に農事巡回教師が設置され、楠原正三農学士が着任した。この制度はすでに明治十八年にできていて、中央にいて全国を巡回指導するものと、地方に駐在して当該府県管内を巡回指導するものとがあった。佐賀県ではようやくこの年に後者として楠原を招聘したものと思われる。楠原は文久三年（一八六三）熊本県葦北郡佐敷村に生まれ、熊本の嘉悦氏房に英学を学び明治十四年東京に出て、駒場農学校に入り「貧しき書生として」刻苦勉励、同十九年に卒業した。古在由直、本田幸介等と同期である。卒業後は宮崎、山梨、長崎などの師範学校、中学校の教師となり、乞われて二十三年に佐賀県に着任したのである。[12]

楠原正三

『楠原先生追悼録』（昭和七年）によれば、佐賀県では「巡

中村彦

回教師として東奔西走の側ら自宅に於て私費を以て実地研究を続く、陸子夫人其の助手たり」「巡回教師として常に草鞋ばきにて各農村を巡回し、具さに農民の指導に勧む。或は有志を集めて講演す。先生、時に洒脱の風あり。或時の講演会に時弊を諷する都々逸を作って曰く、広い佳(よ)い田に稗の穂見ゆるあれは惰農の旗じるし」「県下の老農諸氏交々尋ね来て宿泊す。その時の人に飛松忠四郎氏等あり」。

楠原は西洋農学の知識を断片的にではなく、はじめて系統的に佐賀県に導入した人といえるであろうが、県下の老農との交流ぶりが右の引用でも大体想像できる。飛松忠四郎は三養基郡山村園部の篤農で明治十四年の第一回全国農談会に中野致明とともに代表として出席した。楠原正三に私淑し長くその指導を農事改良に活用し、楠原をして「県下で最も農業の進歩せるは第一等を三養基、第二等を神埼、杵島、第三等を小城、佐賀、東松浦云々」と評価できるようにした三養基農業指導の中心人物である。[18]

また、県の側としての農業指導の体制は楠原の着任と対応するかのように、同年三月には県庁構内の荒地を開いて勧業課の試験地とした。そこでは米国種の大麦、ゴールデンメロン、ケープバーレー、かんらん、ちしゃ（レタス）等々を栽培した。在来の稲作に関する試験がなされなかったわけではあるまいが、記録に関する限りは舶来ものに限られている。そうして稲作試験の重点は前述のように民間の在来農法の側がもっぱらとり上げていたことに注意される。

佐賀農学校の畜舎（明治40年頃）

この勧業課の試験地は明治二十七年（一八九四）に改めて県の勧業試験場となり、楠原正三が初代場長となった。もっとも県令ないし県規程に基づく正規の機関ではないが、楠原が農事巡回教師を解かれて場長に就任する以上、それ以前よりもさらに積極的な試作にとりくんだことは疑いないと思われるが、今日ではその成果は知ることができない。『佐賀県農業試験場五拾年史』『佐賀県農業試験場七十年史』（ともに同試験場刊）には、いずれもこのような前史についてはふれることがないので、不充分な資料ではあるが書きとどめておく。

楠原の後任の農事巡回教師には同じく農学士中村彦が任ぜられた。中村は翌二十八年に佐賀郡神野村に開設された簡易農学校の初代校長をも兼ねた。これが佐賀県における農学校の嚆矢である。同年四月本科生四五名、別科生一〇名が入学を許可されたが、途中脱落者が多く翌年の第一回卒業式において卒業証書を得た者はわずかに六名であった。三十一年には甲種農学校に昇格し修学年限も三年となり、本格的な西洋農学に基づく教育が始まった。実習服は紺の筒袖に半ズボン脚絆、帽子は制帽と麦わら帽に限られていた。入学者は五〇名をこえる時もあったが、中途退学者も依然として多く時に半数位になる年もあった。とはいえ、こうした教育をうけた卒業生があるいは自家農業に、あるいは第一

線の指導者・技術者にと巣立つようになった。

一方、明治三十三年（一九〇〇）にはその前年に府県農事試験場国庫補助法が成立したのを契機として、県令及び県規程にもとづく県農事試験場が勧業課から独立して佐賀郡神野村に開設された。初代場長高島容孝。当時の主要な試験課題は米麦の品種試験、栽培試験（慣行法に批判的な試験）、肥料成分試験、二化・三化螟虫試験等々が主なものであった⑭。

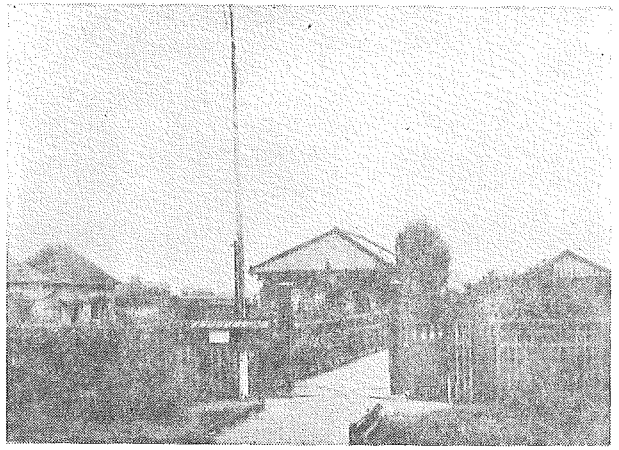
県立農業試験場（明治44年頃）

このようにして明治三十年代の初めには、佐賀県においても農業教育機関、農業試験研究機関が車の両輪のように相次いで近代的な身づくろいをなした。佐賀市はその政治的・地理的位置からしてこの両機関を市外神野村に擁して、佐賀農業展開の源泉地たる性格を強くしていった。しかし、農業発展のためにはこれだけでは充分でない。加えて農業団体の整備がこれに伴うことが必要である。

注

① 『明治十四、十五年佐賀県各郡農談会日誌』（九州近代史料刊行会復刻版）一三ページ
② 同書 四一ページ
③ 同書 一三一ページ

④ 『長崎県会事績』上巻（大正元年）、『長崎県議会史』第一巻（昭和三十八年）
⑤ 前掲『農談会日記』八ページ。『佐賀県農事調査』（九州近代史料刊行会復刻版）八ページ
⑥ 『明治前期勧農事蹟輯録』下巻一二六一ページ
⑦ 『興業意見』巻二十五、二九〇ページ
⑧ 山田龍雄編『佐賀米の改良に関する官民規則集』（佐賀農業史編さん委員会）五一ページ
⑨ 鎌形勲『佐賀農業の展開過程』一四一ページ
⑩ 江上利雄「林遠里と勧農社」（『日本農業発達史』第二巻）山田龍雄「近代農法への道標人」（『日本及日本人』昭和五十二年九月号）
⑪ 「明治十四年農事報告留」（『佐賀県明治行政資料』）
⑫ 富田律編『楠原先生追悼録』
⑬ 飛松忠四郎については『鳥栖市史』（久保山千里執筆）六七三ページ以下に詳しい
⑭ 『佐賀県農業試験場七拾年史』

(二) 農業生産の発展

1 佐賀農業発展の基本方向

この節で佐賀農業というのは佐賀市周辺の平坦地帯の農業のことである。明治十五年（一八八二）における佐賀農業の状態については、すでに第三章においてかなり詳しくみたところである。そこで明らかになったことは、まず米が圧倒的な重要性をもっていること、そうではあるが平坦部でも大豆・粟などの畑作食糧が生産されていること、また菜種、棉、たばこのような一般的には代表的な商品作物が平坦部にもまんべんなく作られているところをみると、その自給的栽培をうかがわせること、水田裏作としての麦類はまだ水田

前田正名画像（富岡鉄斎画）

か。断片的な発想は前節における勧業談話会での論議や米穀改良の動きなどから推定することはできるが、多少とも系統的な意見としては、前田正名編の『興業意見』（明治十七年佐賀県之部）が最もはっきりしている。当時、前田は農商務大書記官で、明治十四年の松方正義による貨幣整理の影響で国内在来産業の沈滞していることを憂え、その再建のためにぼう大な産業調査を全国的に試みていた。その調査結果をふまえて将来の指針を県別にうち出したのが『興業意見』である。これは『明治前期財政経済史料集成』に収められているが、最近前田の原本が発見され、従来の刊本と内容がかなり異なっているところがあり、それは当時の大蔵卿松方正義と見解を異にするためその圧力によって修正して公刊されたといわれる。しかし、その基礎資料ないし原案は地もと県側から提起されているのは長崎県の事例でも明らかなので①、ここでは刊本に従って述べることにする。

の二割に達していないこと、そして熱心な指導にもかかわらず養蚕は余り目立たないことと等々の事実を認めることができた。

このような現実に対し、当時の佐賀農業をめぐる官民指導者の考え方はどうであったか

『興業意見』によれば、

佐賀県下ニ於テ勧業上ノ要務上最モ急ヲ要スルモノハ、米穀、石炭、養蚕、製糸、織物、製茶、陶器、砂糖トス。就中該県下今日ノ困難ヲ救済スルハ米穀、養蚕、製糸、織物、製茶ノ業ヲ拡張スルニアリトス

と述べている。これを今日反省してみて砂糖を除いてはいずれも佐賀県産業の重要部門として成長したものであり、この『意見』が正しかったことを認めざるを得ない。そして「就中」としてあげた五種のうち、養蚕、製糸、織物については厚生会社の項においてすでに述べた（第三章）。また、製茶は嬉野、脊振にかかわるので本書においては省略する。そうすると結局、米穀がここでとり上げる最大唯一の問題となる。従って、また佐賀農業発展の基本方向もこれにそうわけである。

そして、農業発展の歩みをたどる時、事実は正にそのように動いている。すなわち、当時の官民ともに力を入れた勧農事業が米穀改良の動きであったことは前節において詳説したところである。これとほとんど並行して盛んだったのは稲の螟虫防除の動きである。これについては後に項を改めて詳述するが、いずれにしてもこの二大目標が佐賀農業の発展を通じて重要な課題となるのである。

しかし、重要なことは、冒頭に述べたように米は最重要な中核的農産物ではあったが、当時としては決してそれが唯一の産物であったわけではない。自給的性格が強かったとはいえ、多くの水田裏作作物があわせて栽培されていた。米中心主義が米質改良と虫害防除を眼目として貫かれている過程で、これらのいわば雑作物がいかに整理され、または米といかに補完的に発展していくかということも、極めて重要である。

佐賀県では明治二十二年（一八八九）に『農事調査』を行っている。これも松方と衝突して、いったん下

野した前田正名が農商務省に復帰した後で、その指導の下に全国的に行われたものである。そこでまずこの調査結果に基づいて、当時の佐賀農業の実態分析とその後の発展をたどってみることにしたい。

2 米作における佐賀郡市の地位

明治二十一年（一八八八）の佐賀市郡の耕地面積は、佐賀市で田一五・四町、畑八一・〇町、佐賀郡は田一〇、六二四町、畑一、五七六町である。佐賀郡の田畑約一二、〇〇〇町、そのうち畑が一割強という数字は明治期を通じてほとんど動かないが、市では明治四十年前後では、田四四町、畑六二町、合計約一〇六町となっている。いずれも神野村合併前の数であるから、これをもってすれば二十一年一五町は過小であり何らかの誤りであろう。

この水田における米作の状態は、第三章に述べたように早稲・中稲と晩稲の二回に分けて植付けられる習慣であったが、明治十五年には佐賀郡で早中稲八〇パーセント、晩稲二〇パーセントの割合であった。明治二十二年の調査ではこの項目は県全体として示されており、郡別には明らかにできない。明治末期にはかなり精細な品種調査がなされているので、その結果を利用すれば早中種の作付面積合計五、八九七町であり、晩生計四、五一二町であり、前者が全作付の五六・七パーセント、後者が四三・三パーセントとなり、明治十五年に比べるとかなり両者は接近している。すなわち約三〇年間に晩生種は倍以上にも増加している。この傾向から判断すると、明治二十一年には晩生種の割合も二五パーセントないし三〇パーセント位までには増加していると考えられる。

このような晩稲の増加傾向の主たる原因は、晩稲の反当収量が一般に早中稲よりも多いことにある。もっとも晩稲は必ずしも古くから反収が高かったとは限らない。例えば、安政四年（一八五七）川副郷一七か村の平均では早中稲（中田・中手と称せられる）の平均二・一四石、晩稲（晩田）二・〇二石であったし、前記明治十五年の調査では同じく川副郷・与賀郷四三か村（佐賀五か町を含む）で早稲二・〇石、晩稲一・八石であった。今日の作物学の理論からすると、日照に長期間恵まれる晩稲は反収が高いはずであるが、実際には肥培技術や病虫害の関係、品種そのもの良否があり、ことに単年度の調査では気候条件も異なるから右の数字が示すように晩稲優位とは決していわれない。しかし、佐賀県農事調査が県全体の平均反収の、十七年から二十一年までの五年平均をとれば早稲一、四九四石、中稲一、五五五石、晩稲一、六一〇石となって晩稲がはるかに優位である。もっとも右の数字は他郡をも含めているので絶対反収は佐賀郡における古い数字よりむしろ低くなっている。いずれにしてもこの五年間の晩稲反収の躍進がめざましいことは表(1)にみるとおりである。このような背景の下に晩稲の面積もまた増加したことは明らかである。

それではこの晩稲反収の躍進はいかなる理由によるのであろうか。第一は優良品種の普及と思われる。といっても後年佐賀平野の米作の花となった神力種はこの時代にはまだ導入されていない。というよりも、まだ『品種』なるもの

表(1)　明治前期・佐賀県における早中晩稲の反収　（単位：石）

種　類	明治17年	18年	19年	20年	21年	平均
早稲	1,408	1,522	1,567	1,573	1,420	1,494
中稲	1,518	1,494	1,537	1,587	1,617	1,555
晩稲	1,345	1,544	1,600	1,729	1,804	1,610
平均	1,440	1,520	1,553	1,630	1,693	1,553

注　『佐賀県農事調査』（復刻版）22ページによる。

が確定されていないのである。明治三十二年（一八九九）佐賀県立農事試験場の開設によって品種特性試験が開始されるのであるから、明治二十年前後にはそれぞれ品種らしいイネの名称があり、その特性は耕作者だけが知っていても同名異物あり、異名同物でありという状態であった。だから「優良品種の普及」といってもそれは結果的に農家が好む種子が広がったというにすぎない。

とはいえ、この農家の動きを軽視することはできないのであって、次項に述べる種子交換会がこの動きに大きく貢献したことを認めなければならない。封建時代に藩内はともかくとして、藩外との技術交流が事実として期待できなかった条件が明治維新によって撤廃された。しかも一定の施設として種子交換会や品評会が開かれるに至って、それまでの停滞的な農業がようやく目覚めてきたことを示すのである。その最も顕著な事例が晩稲であった。

いうまでもなく品種はそれだけでは多収にはつながらない。適当な肥培が必要である。それを施肥の状態でうかがおう。『農事調査』では郡別に米作の反当施肥量をあげているが、佐賀郡では普通で干鰯六〇斤、油粕五八斤、人糞一一荷、石灰三八五斤（この合計は三円六拾三銭二厘）を与えることになっている。直ちに分るようにこれには当時も用いられていたことが明らかであるクリークの泥土（どろ）が計上されていない。それだけ佐賀平野の特殊性が示されていないことになる。その点を考慮に入れても、干鰯、油粕、石灰という農家にとっての購入肥料が目立つのである。後年、油粕を米作に用いることはほとんどなくなったが、当時は自家用に菜種の栽培は多少ともなされていた。

表(2)　『農事調査』（明治22年）における米作諸要素　（反当）

市郡名	肥料金額	米収量	米作人夫量	人夫1人当り収量
佐賀市	2円16銭0厘	2石5斗0升	28人	0.89斗
佐賀郡	3 63 2	2 3 9	25	0.95
神埼郡	2 70 0	1 8 0	34	0.53
基肄郡	2 03 0	1 6 9	29	0.58
養父郡	2 11 0	1 7 0	29	0.58
三根郡	2 13 0	1 8 0	30	0.60
小城郡	2 97 0	1 7 5	27	0.65
東松浦郡	1 00 0	1 6 0	22	0.73
西松浦郡	2 71 0	1 5 0	25	0.60
杵島郡	3 18 0	1 8 0	33	0.55
藤津郡	2 00 0	1 0 0	37	0.27

注　『佐賀県農事調査』（復刻版）26～30ページより引用。
ただし、最多、普通、最小の数値より普通のみをとった。

前に紹介した安政年間の川副郷でも反当、米にして一ないし二斗分の買養（かいやしない）がなされている（大部分は干鰯であろう）が、明治二十一年の佐賀郡ではかなり増加している。この調査の米一反歩収支比較表では米一石四円八銭と評価されているので、右の普通施肥量の金額は三円六拾三銭二厘であったから、米に換算すれば九斗分にあたる。佐賀郡の米平均反収は二石三斗九升（『農事調査』明治廿一年）であるから、米換算の肥料費割合は収量の三七パーセントにあたる。安政の場合は反収二石少々であったから、肥料米割合はせいぜい一〇パーセントである。従って、この間における購入肥料の増加は米収量の増加をはるかに凌いでいるわけである。

もっともこの佐賀郡の施肥量は他郡に比べて格段に大きいことは表(2)でみるとおりである。肥料の種類が区々であるから金額だけで示した。それによれば当時米作に熱心であった杵島郡が三円十八銭で第二位であるが、他はすべて二円台であり、最も粗放な東松浦郡は一円にとどまっている。これに対する米反収では佐賀市が最高で、佐賀郡がこれにつぎ、ともに二石をはるかに越えるが他はすべて一石台である。とくに藤津郡が最低でようやく一石である。一方、米作に要する反当労働量では佐賀郡は粗放な東松浦郡の二二人についで、西松浦郡とともに少い方の第二位で二五人となっている。この反当労働量は微妙な意味をもっている

ので、一般的には反当収量が同じであれば労働量が少ないほど生産力が高く、農業が進んでいることになる。ところが、反当収量が低ければむしろ粗放な農業ともうけとれる。この『佐賀市史』では余り他郡のことに立ち入ることはできないので、人夫一人当り収量を出してみた。佐賀市郡の生産力が目立って高いことは指摘するまでもあるまい。

この事実から佐賀市郡の農業が佐賀平野、ひいては佐賀県農業の中心であり、また、先頭に位置している事実は佐賀市が政治の中心であり、農事試験場や農学校が設置されたためではなく、反対にこのような農業生産力の高い地域が政治の中心に選ばれた事情も理解できるであろう。

3 米の品種改良

前に早稲・中稲・晩稲の作付面積の変化について略記したが、さらに立ち入って品種の変化を述べてみたい。蓋し、この当時において米の増収をはかるためには、肥料の問題よりは優良な品種にきりかえることが決定的である。優良な品種にしてはじめて肥料を有効に利用できるからである。もっともその時期の品種改良といっても、それは新品種の育成ではなく既存の品種の中から適当な品種を選び普及させる意味である。それをやや具体的に示すならば、

本県下ニ於テハ従来ノ(種子)精選法完カラス、大概多種類ノ混ゼザルヲ以テ専ラトセリ、偶々老農ノ説ニ拠リ雌穂ノミヲ撰ミ播種スルノ法アルモ甚タ迂遠ナルヲ以テ一般ニ行ハレズ、然ルニ明治十五、六年ノ頃ヨリ塩水選寒水選ノ法多ク行ハレ爾来米質モ善良ニ重量亦増加セリ(『農事調査』復刻版一〇三ページ)

という状態であった。すなわち、或る田圃に作付する種子そのものが非常に多種多様のものの混合で一定の性質のものに揃えること自体が最大の課題であったというのである。

明治二、三十年代における佐賀郡で栽培されていた米の品種を確実に押さえることは困難である。前時代の後をうけて極めて雑駁な品種が、種子交換会などの機会を通じてようやく一定の方向に動き出していたとみるべきで、その雑駁さの程度は後に示す明治四十四年の状態からふりかえって推察することができよう。今日からみれば、いわば混沌とした事情であるが、嵐嘉一の研究によって或る程度実態に接近することは可能となった。そこで、次に氏の研究の中から要約的に明治二、三十年の佐賀郡における主要品種を紹介する[2]。

まず、早稲としては赤紅屋、白紅屋が代表的であったとされる。この二品種のうちでは赤紅屋が古くから作られていた。両種とも後に示す明治四十年代をピークとして消滅するのであるが、いずれも佐賀郡平坦部を中心として普及していたものである。

中稲としては「米ノ山」がある。氏はこれを佐賀県原産と推定しているが、佐賀市周辺よりもむしろ山間山麓に栽培されていたものである。前にみたように平坦部では中稲の栽培は最も少なく、かつ特記すべき品種の痕跡はないもののようである。

晩稲では明治後期から昭和にかけて佐賀農業を風靡する「神力」が、明治三十五年(一九〇二)に県農事試験場から種子が配布されているが、それ以前の何時ごろから佐賀県に導入されたかは明らかでないという。「神力」は明治二年に兵庫県揖保郡中島村の一農民丸尾重次郎がその耕作田から選抜したといわれる晩

生種で、西日本に広く普及し代表的な優良品種となった。

「神力」より古く佐賀郡平坦部に作られていたのは「道海」「卯平治」があるが、これらは「神力」に次第にとって代えられた。この外に古くから栽培されていたと推定されるものに「赤田」「目利」がある。

『佐賀県農業史』は幕末の東松浦郡六か村、杵島郡平坦部一か村で延べ一〇七種の米の品種名をあげているが⑧、右にあげた代表的な品種と共通するのは「米ノ山」だけである。これも東松浦郡のことで佐賀郡は地域も異にするけれども、前代とまったく断絶した観を呈するのは、明治に入ってやはり混沌（こんとん）の状態ながら品種の取捨選択がなされたことを意味するのであろう。

次に品種に関して逸することのできないのは、赤米である。以上の品種はいわゆる日本稲の粳米の間のバラエティの問題であるが、赤米は籾ともいい、大唐米とも書かれ、日本稲とは別系統の印度稲に属するもので沼沢地にも適し、旱魃にも耐え、少肥条件でも一定の収穫が期待できるので古くは各地で散在的に栽培されていた。土地の条件との肥料供給が良くなるにつれて、収量が高くまた、食味の優れた日本稲にとって代えられたが、佐賀郡平坦部では干拓

田植作業光景

地方面ではとくに明治末期まで作られていたものである。

4 水田裏作

佐賀市郡における明治十五年（一八八二）の水田作麦類の作付面積の割合が一八パーセント、蚕豆、菜種をも含めた裏作率は約三〇パーセントであったことは、すでに第三章で述べたところである。そこで、それ以後の水田における裏作利用の状態をうかがいたいのであるが、明治二十二年の『農事調査』及びその後の『佐賀県統計書』では田畑別の作物統計を欠いでいる。管見のかぎりでは、明治三十八年からこの区分を明らかにした数値を示している。

表(3)はこのような事情のために、明治三十八年（一九〇五）以後三か年の数値をあげて、同十五年と比較することによって、その間の約二五年間の水田裏作の動向を推定するためのものである。なお四十年までの三か年の数値を掲げたのは、四十年が水田裏作面積のピークを示すからであって、その後は一進一退しながらも確実に下降線をたどる。その理由は改めて第四巻でふれることにして、ここでは右に述べたように

表(3)　明治中期における水田裏作の動向（佐賀郡）

種類	明治15年	…	明治38年	明治39年	明治40年
	町		町	町	町
田大麦	97.9	…	344.8	288.2	283.4
田裸麦	362.1	…	710.8	853.2	775.4
田小麦	1,535.5	…	2,934.3	3,091.1	3,194.0
麦類計	1.995.5	…	3,989.9	4,232.5	4,252.8
蚕豆	191.6	…	616.4	618.9	900.3
田菜種	362.1	…	99.3	371.3	447.6
裏作合計	2,549.2	…	4,705.6	5,222.7	5,600.7
水田面積	8,530.0	…	10,704.5	10,732.5	10,698.0
裏作率	30%	…	47%	52%	56%

注　明治15年は同年「各郡農事報告留」
明治39年以降は『佐賀県統計書』
蚕豆は田畑を含む。佐賀市を含む。

統計的にブランクになっている二五年に近い期間の事情をうかがいたいのである。

裏作全体の面積はほとんど二倍になり、裏作率も五〇パーセントを確実に超えている。作物別にみると、倍率からいえば蚕豆が最も高く、菜種はほとんど増加していない。麦類の中では大麦が倍率が高く、小麦はようやく二倍になった程度である。しかし、絶対面積は圧倒的に大きく四〇パーセント程度は常に確保している。

そこで麦作について、『農事調査』のいうところを聞こう。

本県ニ於テハ古来概シテ麦ハ農家ノ自用ニ供スルノ余ヲ以テ近傍市邑ノ需用ニ充ツルモノノ如ク、曽テ広ク市場ノ売買ニ上ラズ。小麦ノ如キ多少ノ輸出モアリト雖モ品質ノ優劣ヲ吟味スルノ機会アラザリシガ、明治八年頃ヨリ外国種ヲ試作シタルモノアリシニ好結果ヲ得タルハ甚ダ稀ナリシ。全体管内ハ田多ク畑寡キガ故ニ該試作ノ偶々良結果ヲ得テ、其品質ノ優美ニシテ収量ノ大ナルニモ拘ラズ、在来種ニ比スレバ収穫ノ期甚ダ後ルル（廿日乃至三十日ヲ後ルルナリ）ヲ以テ跡米作ニ支障ヲ生スルニ因リ、大抵一回ニシテ止メタルモノノ如シ

と述べて、外国種自体の試作成績はよかったが、収穫期がおそく次の米作（田植）に支障があるので水田では不適だったとも述べている。また、当時、神埼郡や小城郡で麦作の栽培試験を行った事例をとり上げ、塩水選の薄蒔が在来法に比べてすぐれており、これをもし全県で行うとすれば、小麦では十一万円、裸麦では二万円、大麦では六千円の遺利（剰余・純益）があるという計算例を示している。

大体同様な栽培法の改良でこのような相違がみられることが、表(3)における小麦の圧倒的な増加と大麦、

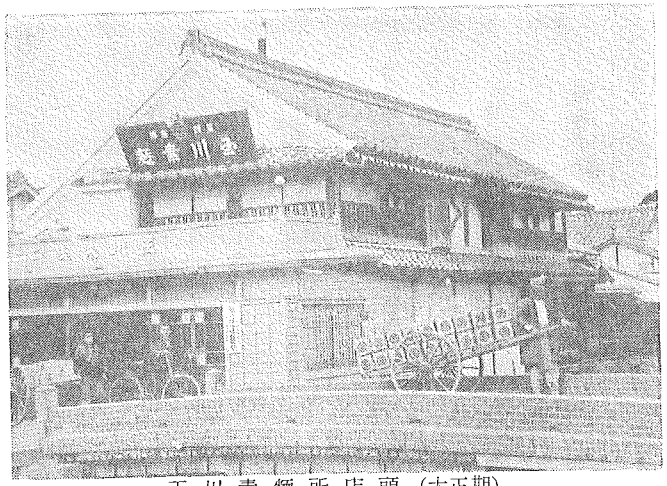

玉川素麺所店頭（大正期）

裸麦の頭うち、伸びなやみの傾向を生ずる理由であったのである。明治三十三年県農事試験場開設以来、米と同様に麦類についても品種試験、栽培試験が行われているが、この場合、原種圃試験に用いられている品種は、小麦で白小麦、筑前、島原、早熟赤毛などが明治末期まで作られている。裸麦では鬼裸、ネジレ裸、コビンカタギ、田代坊主など、大麦では独乙春蒔、六角シバリエー、ゴールデンメロン、一皮大麦などである。④

麦作の施肥を明治二十一年の佐賀郡でみれば、大麦反当三円八銭五厘、裸麦二円七十銭五厘に対し小麦は三円六十三銭二厘で米作とまったく同額である（いずれも普通の場合）。このように多額の肥料を投じても、若干の栽培法の改善により前記のような純益をあげ得るという計算が成立するのは、次第に都市人口が増加して小麦粉の需要が伸び商品性が高まったためにほかならない。

菜種については県としても、郡としても比重が低いため『農事調査』においても別段の記述はみられない。農事試験場においては明治三十五年（一九〇二）より大正十三年（一九二四）まで菜種の品種試験が行われ、また栽培試験もつづけられているが、晩生種としては「大朝鮮」、早生種として

表(4)　明治後期における牛馬の郡別分布　(明治43年)

市郡名	牛 総数	牛 うち牝	牛 仔生産	馬 総数	馬 うち牝	馬 仔生産
佐賀市	123	114	79	26	—	—
佐賀郡	596	281	146	4,104	13	—
神埼郡	981	519	91	2,331	333	—
三養基郡	899	534	12	2,833	254	—
小城郡	1,624	601	81	2,300	23	—
東松浦郡	6,840	3,219	1,069	3,554	1,430	129
西松浦郡	2,447	1,048	119	2,361	420	—
杵島郡	771	350	14	1,897	38	—
藤津郡	1,583	622	34	1,587	24	—
県計	15,864	7,288	1,645	20,993	2,535	129

注　『佐賀県統計書』による。

なされていなかったのである。とはいえ、歴史的にみると大正後期に入ってから大きな変化が生ずるので、ここでは明治期における佐賀市郡の牛馬飼養の特徴をまず明らかにしておく。それには他郡との比較が必要であるから表(4)を掲げる。『農事調査』には郡別数字がないので、便宜上明治四十三年の数値を用いている。

佐賀県全体としては馬二万頭で、牛一万六千頭に対しかなり馬が多い。けれども、郡別にみると東松浦郡は佐賀在来「和がらし」などが選抜されている。後者は当時苗代の前作として平坦部に広く栽培されたといわれ、明治十五年に佐賀郡平坦部にあらわれた菜種の主力はおそらくこれであったろう。⑤

蚕豆に関してはいっそう記述がなく、試験場においても明治三十七年から四十一年まで播種期試験が行われているにすぎない。大正期に入ってようやく品種試験や各種栽培試験が始められている。明治期においてはむしろ緑肥大豆に関心が向けられている。

以上のように小麦に重点がおかれているとはいえ、水田裏作も逐年増加しつつあることを注意すべきである。

5　畜産

佐賀市郡においては養鶏を除けば正確な意味では畜産はなかったといってよい。牛馬は飼養されていたけれども、仔畜の繁殖はなされていなかったのである。とはいえ、歴史的にみると大正後期に入ってから大きな変化が生ずるので、ここでは明治期における佐賀市郡の牛馬飼養の特徴をまず明らかにしておく。それには他郡との比較が必要であるから表(4)を掲げる。『農事調査』には郡別数字がないので、便宜上明治四十三年の数値を用いている。

では牛が多く、西松浦郡と藤津郡では牛馬伯仲である。これに対し、平坦部四郡では馬がはるかに多く、とくに佐賀郡では圧倒的であった。それは佐賀県における牛馬の飼養目的が運搬でも肥育でもなく農耕用の純然たる役畜であったからである。『農事調査』によれば、馬は、「県下ハ他国ノ産馬ヲ購入シ以テ使役ニ供スルノミニテ、蕃殖用ハ僅々四五頭ニ過ギズ」であり、牛の場合は「管内ノ畜牛ハ主トシテ田畑ノ耕作ニ役使シ、運搬用ニ供スルモノ甚ダ稀ナリ」であったが、その「価格ハ年々騰貴セリ、是レ全ク肉食ノ盛ナルニ従ヒ其ノ需用ノ増加シタルニ因ル」と述べ、一部肥育の行われていることを物語っている。

以上によって牛馬を主として農耕用に飼育しているとすれば、山間部では牛が使い易く、平坦部では馬が都合良いことは明らかである。前にみた郡別の牛馬分布の相違はこのことに主たる原因があると思われる。

時期は大正初頭になるが、佐賀郡の村別にみた牛馬頭数が分るので、表(5)として掲げる。ここでも松梅、小関の山間二か村は牛がはるかに優勢である。佐賀市に隣接する神野村、巨勢村に牛が比較的目立つのは、神野村に当時屠牛場があったことと関係があるだろう。それ以外の平坦部では圧倒的に馬が多い。第三章に述べたように、当時の佐賀農業では犁耕のために役馬は絶対に手放すことはできないの

表(5)　大正6年における村別牛馬の分布（佐賀郡）

村名	牛頭数	馬頭数
副	7	112
副	3	136
北	7	107
東	9	175
新	—	144
中	—	292
大	26	211
川	—	175
川	11	284
諫	—	131
川	—	180
南	13	208
西	56	103
本	61	108
東	10	244
西	—	292
嘉	8	137
久	8	131
神	8	136
巨	29	163
鍋	11	267
兵	250	38
高	348	23
春		
金		
久		
川		
松		
小		
郡計	865	3,797

注　大正6年『佐賀郡統計要覧』

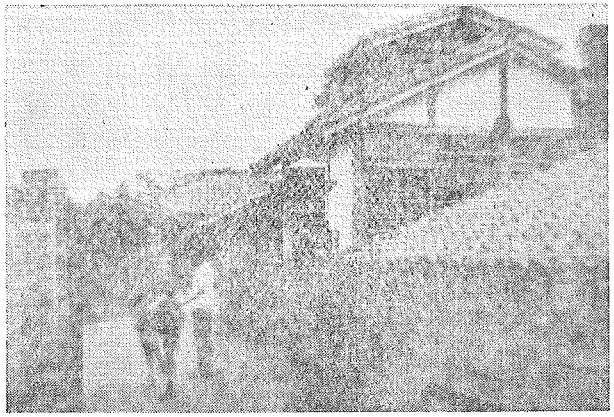

神野屠牛場（大正4年頃）

で「馬使い」（年雇）とともに重要な存在であった。

そこでそれらの飼養状況をみると、馬は「年中舎飼ニシテ毎日生草乾草切藁ヲ給シ米糠麦等ヲ一日三回ニ分与セリ、而シテ使役ノ都度水又ハ湯ニテ四足ヲ洗滌セシメ別ニ運動ヲナサシメズ」（『農事調査』）そして「飼料ハ原野又ハ秣場堤塘等ヨリ生草ヲ刈取リ之ニ充テ麦藁糠等ハ自作物ヲ用ヒ他ヨリ買入ルル事稀ナリ」であった。牛も「農用牛運搬用牛共、普通、乾草、米藁、米糠等与フト雖モ春夏交（ゴロ）ヨリ秋季迄ハ青草ヲ刈リ之ヲ与フ」のであって、それらの飼料の入手方法は馬とまったく同じである。

ところで前の表(4)においてもう一つの指摘をすると、牛馬の生産地が偏っていることである。もとより佐賀県が牛馬の生産地でないことは『農事調査』で述べているとおりである。馬は現在頭数が二万頭（牝二千五百）に対し生産はわずかに一二九頭にすぎない。しかもその一二九頭はことごとく東松浦郡の産である。東松浦郡が僅少ではあるが、佐賀県唯一の馬産地であった。牛はそれほど顕著ではないが、一、六四五頭の生産に対し実に一、〇六九頭が東松浦郡に集中する。次いで佐賀、西松浦両郡の山間部に一〇〇頭台の生産をみるのである。『佐賀市史』の畜産に関して他郡のことに立ち入るようであるが、前にことわったようにこのことが実は大正後期になって佐賀市郡の

畜産に大きくかかわってくるので、ここであえてとり上げたのである。

最後に乳牛について一言すれば、『農事調査』では佐賀県の頭数一五九に対し佐賀市四五頭、佐賀郡五一頭、合計九六頭で県全体の六〇パーセントにあたる。もっともこの割合は他郡の増加によって次第に低下するが大正期までは四〇パーセントを割ることはない。

飼養形態はいわゆる専業の酪農家であって、「乳牛ハ主トシテ小糠豆腐粕及米藁ヲ以テ其飼料トス、其量一日ニ小糠三升ニ豆腐粕一貫二〇〇匁米藁ト混和シ之ヲ与ヘ、且ツ小量ノ食塩ヲ与ヘ、或時ハ裸麦粕青□（米カ）ヲ給与スルコトアリ」また「乳牛ハ皆舎飼ニシテ多クハ板床ニ藁ヲ敷クヲ常トス、其衛生則チ運動清潔ニ注意スルモノ甚ダ稀ニ、使役牛ニ比スレバ舎内幾分ノ潔清ヲ見ルノミ」であり、これらの飼料給源は「到処ニ之レ有リ未ダ曽テ不便ヲ感ゼズ」であって、このことは飼料自給を意味するのではないことはもちろんである。搾乳場の周囲のいたるところから購入できるので不便を感じないというのであって、そのことから逆に乳牛飼養の形態が専門搾乳業であることを教えている。なお、当時の一頭当り搾乳量は雑種（国内産）で一頭当り一石八斗（三三七・五キログラム）、にすぎない。（『農事調査』牛乳収支計算表による）。

このような飼養形態は明治末期でもほとんど変らない。表(6)は

表(6)　佐賀県酪農における佐賀市郡の地位
（明治43年）

項目	佐賀市	佐賀郡	佐賀県
搾乳場	6	17	56
乳牛頭数 2歳以上	94	104	371
乳牛頭数 2歳未満	18	26	158
乳牛頭数 合計	112	130	529
搾乳高	837石	278石	1,801石
2歳以上1頭当り	8.8	2.7	5.0
同 kg	…	…	…
搾乳場当り頭数	15.6	7.6	9.4
同 2歳以上	18.6	6.0	6.6

注　明治43年『佐賀県統計書』

それを示しているが、明治四十三年において、県下の搾乳場五六に対し佐賀市郡で四〇パーセント以上を占め、一搾乳場当り乳牛頭数では佐賀市の六搾乳場がきわ立って規模が大きく成牛で一五・六頭、仔牛を含めて一八・六頭であるのに対し、県平均はそれぞれ六・六頭、九・四頭である。ところが、佐賀郡の搾乳場はそれぞれ六・〇頭、七・六頭で県平均よりも少ないのである。二歳以上の一頭当り搾乳量は市の平均八・八石と県平均、五・〇石佐賀郡平均二・七石とではそれぞれの間に格段の相違があり不可解であるが、いずれにしても明治二十年代に『農事調査』が標準とした一石八斗の線は軽く突破している。

6 養蚕

第三章において詳説したように、養蚕・製糸は佐賀県としてはほとんど全くの新産業といってよいものであった。それまで自家用に庭の隅や畦畔に桑を植えている状態であったから、これを士族授産の方途として開拓するために、厚生会社や養蚕義会などの結社を通じて平方磐根、中野致明、倉永文辰らの血みどろの苦闘があったことは前に記したとおりである。

それが明治二十一年（一八八八）にはどうなっているかをみると、表(7)のとおりである。繭の生産では佐賀市郡で県全体の半ばを超えている。生糸では半ばに達していないが、それは原料としての繭が市郡間を流通移動するからであろう。神埼、小城、東松浦、藤津の諸郡は繭産額に対して生糸産額が多く、佐賀、養父、三根及び杵島の諸郡は逆である。もっとも当時はまだ器械製糸は例外的にしか行われず、すべて座繰であり、しかも「製糸家数ニ比スレバ僅々ニ百八十七匁ニ過ギズ、之レ畢竟未タ製糸専業者ノ稀ナル」ためであった。それにもかかわらず、郡相互の繭の流通を想定することができる。

そこで明治中期当時の養蚕製糸の事情を簡単にふりかえってみよう。

まず桑畑であるが、これは明治十七年以来、県全体としては毎年一〇町歩以上増加しつつあり、二十一年には一三九町に達している。といっても後年（明治四十年代）桑畑面積が千町に達したときも見積り反別は三割を占めていたから、まだ厳密な意味の桑園はわずかであったと思われる。しかし『農事調査』では優良な桑の品種として鼠返（ねずみ）、市平、赤木、九紋龍、魯桑などの新植が進んでいることを告げている。それは同時に仕立方の改良をも伴うわけで「従来桑樹高クシテ桑葉摘採ニ多数ノ人夫ヲ要スルノミナラス、樹数僅少ナルカ故桑葉モ亦タ高価ナリシガ近年漸ク刈桑仕立ノ便利ナルヲ感ジ」次第にその緒に就いている。

表(7) 『農事調査』における繭・生糸の郡別生産額（明治21年）

市郡名	繭		生糸	
	石	円	貫	円
佐賀市	554	11,550	241	7,232
佐賀郡	675	14,085	202	6,060
神埼郡	99	2,768	98	3,224
養父郡	70	1,402	4	112
基肄郡	—	—	—	—
三根郡	23	513	4	110
小城郡	250	5,141	143	4,112
東松浦郡	102	1,942	91	1,912
西松浦郡	45	753	14	374
杵島郡	77	1,110	7	305
藤津郡	168	4,368	137	4,795
計	2,063	43,632	941	28,236

一方蚕種の事情はもちろん県下の蚕種家に待たねばならないが、「現今ハ群馬埼玉福島等ノ地方ヨリ購入スルモノアレトモ多クハ自製又ハ地方蚕種ヲ用ユルモノ多キニ居レリ」という状態であった。その蚕の種類としては、青熟、小石丸等が最も多く両者で全体の五割を占め、残りを赤引、鬼縮、又昔、赤熟等雑多な種類が占めていた。当時の最大の問題は蚕の微粒子病であったが明治十九年に県庁で初めて微粒子検査法を開始したため、著しく病害を減じた

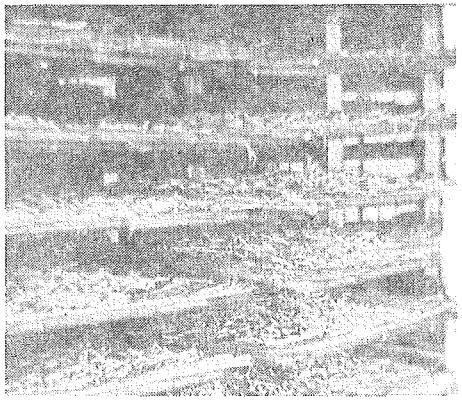

養蚕室

という。

育蚕については「従来概シテ清涼育或ハ折衷育ヲ用ヒシカ、蚕種ノ不良ナルト養法ノ拙ナルトニ因リ蚕種一枚ヨリ収ムル所ノ成繭僅ニ八九斗ニ過ザリキ、然ルニ五六年前ヨリ稍温暖育ヲ試ミルモノアリシニ得ル所ノ成繭殆ンド一石二三斗余ヲ収メ其品質善良」であったので次第に温暖育が増加していった。佐賀市で清涼育と温暖育の蚕種一枚当りの比較試験を行ったところ、前者では繭九斗、価格にして二十三円であったのに対し、後者では繭一石二斗、三十一円八十五銭であったとしている。

いずれにせよ、明治二十年代初頭においては裁桑・蚕種製造・育蚕それぞれが改良の緒に就いたばかりで、その中でも養蚕義会の伝統をうけついだ佐賀市郡が先頭をきっていたのである。とはいえ、前にみたように桑畑の本格的桑園化も決してはかばかしくなく、明治期を通じて養蚕の進歩は他県に比べ決して華々しいものではなかった。

そこで明治末期における養蚕の状態を明らかにしよう。簡単のために佐賀市郡と佐賀県全体とを対比してその進歩をうかがうことにする。表(8)はすなわちそれであって、まず桑畑については桑園を形成しない見積反別の割合は、県平均で二六・八パーセントであるのに佐賀郡は二二・八パーセントに過ぎず成園の割合が高い。しかるに佐賀市は四四パーセントに達するが、絶対面積がごくわずかであるから大局には余り影響し

ない。とはいえ、収繭量でみると佐賀市は見積り桑園（桑樹散在）でありながら極めて集約にこれを利用しているし、他郡からの買桑もあるだろうが、〇・四パーセントの桑畑でもって一・六パーセントの繭を生産しているのである。県平均に対し四倍の生産力を示している。

これは前記の平方、倉永などの先覚者の指導がようやくこの頃になって実を結んできたというべきであろう。佐賀郡もその影響をうけていることは明らかで、二五・八パーセントの桑畑で三一・二パーセントの収繭をあげているのである。また、上繭の割合もそれぞれ佐賀市郡の優越を示している。

ところが育蚕にかかわると、県全体では収量の概算で春蚕五割、夏蚕二・三割、秋蚕二・七割程度で夏蚕に対して秋蚕の割合が大きいのだが、佐賀市郡では秋蚕が少なくなっている。要するに秋蚕飼育の技術は県水準より落ちているとみるべきであろう。

製糸においては表(9)佐賀郡に器械製糸工場が一あるのが目立つ（川上村・佐賀製糸工場）以外は、すべて在来の座繰製糸である。県下総数で一万九千余戸のうち、佐賀市では一パーセントに満たない一五〇戸であり、佐賀郡は三分の一に近い戸数を占めている。これに対し生糸（玉糸を除く）生産量をみれば、佐賀市は県下の二パーセントに達するに対し、佐賀郡は器械製糸を入れても三

表(8)　佐賀県の養蚕における佐賀郡市の地位（明治43年）

市郡県	桑畑面積						繭生産量				県計に対する割合	
	桑園	見積	合計	同割合	見積の合割	総量	上繭量	春蚕	夏蚕	秋蚕	総量	上繭
	町	町	町	%	%	石	石	石	石	石	%	%
佐賀市	2.5	2.0	4.5	0.4	44.4	163	154	137	24	2	1.6	1.8
佐賀郡	198.5	58.8	257.3	25.8	22.8	3,126	2,776	1,805	705	611	31.2	32.8
佐賀県	732.5	269.7	1,002.2	100.0	26.8	10,148	8,655	5,890	2,388	2,870	100.0	100.0

注　明治43年『佐賀県統計書』

一パーセントにとどまり製糸戸数の比を割っている。座繰製糸だけをとれば戸数三三パーセントに対し製糸量わずかに一九パーセントに過ぎないのである。これは佐賀郡の一戸当りの桑畑規模が小さい（座繰製糸戸数を養蚕戸数と仮定して、桑畑面積と対照してみれば、県平均一戸当り約五・三畝、佐賀郡平均約四・三畝の桑畑となる）上に、夏蚕・秋蚕に力を入れなかった結果であろう。これに対し、佐賀市では養蚕は零細だが他より繭を買い入れて、座繰式ではあるが、製糸に重点をおいていることをしめしている。これは明治二十一年の状況（表(7)）と同じ傾向である。また、佐賀郡で目立った器械製糸工場も明治末期の状態では動力は二馬力で、原料繭は郡内で調達するにとどまり、他郡より供給を受けるにはいたっていないと判断される。

表(9)　佐賀県の製糸における佐賀郡市の地位　（明治43年）

市郡県	製糸戸数			生糸生産量			
	器械	座繰	座繰割合	器械	座繰	合計	同割合
		戸	%		貫	貫	%
佐賀市	—	150	0.8	—	169	169	2
佐賀郡	1	6,302	33	852	1,320	2,172	31(12)
佐賀県	1	19,293	100	—	6,206	7,058	100

注　生糸生産量割合のカッコ内は器械製糸量を内書。
明治43年『佐賀県統計書』（玉糸を除く）

注

① 『長崎県史』（近代編）五ページ
② 嵐嘉一「九州地方における水稲品種の変遷―佐賀県―」（『日本農業発達史』第六巻六一五ページ
③ 『佐賀県農業史』七一ページ
④ 『佐賀県農業試験場七拾年史』
⑤ 同　右

(三)　土地所有関係の変貌

1　佐賀市郡における小作地の増加

明治維新政府はすでに述べられているように、商工業に関しては殖産興業政策によって急速に資本主義的発展を育成助長したが、農業に関しては比較的おろそかな態度をとっていた。もちろん、前項に述べたような若干の指導奨励を行ってはいたが、基本的には単なる奨励にとどまっていた。種子交換会にせよ、農談会にせよ、農村側の自主的な活動に待っていたところが少なくない。そればかりではなく、地租改正や貨幣整理などの二大経済改革を通じて、むしろ農業を犠牲にして資本主義経済の発展をはかったのである。

そしてこれらの改革を契機として農業外の資金で農地を購入する気運が次第に盛んになった。その目的はいうまでもなく小作料の取得であり、寄生地主と呼ばれるのはこれである。この傾向は江戸時代の中期から広くみられるようになり、とくに大阪周辺では維新前後にも小作地の割合が五〇パーセントを超える村々もまれではなかったのである。地租改正によっていったん土地所有の名義を与えられたものの、それは土地売買の自由を認められたことを前提としているので、地租金納に伴う米作者の米商品化の強制、米価の変動、とくに貨幣整理による貨幣価値の激変は、生れたばかりの自由な小土地所有者の土地喪失を強く促して、明治二十年代には全国的に小作地率が急上昇してくるのである。

もっとも一口に地主といっても、藩政時代から農村に居住して庄屋・村役などの役職にあったところの、村方地主と呼ばれる階層がある。これは小作料を徴収する点は寄生地主と共通的であるが、農村に居住し一般農民とともに生活している以上、農業の発展には少なからぬ関心をもっている。種子交換会や農談会などで農村側の自主的な活動を代表したのは、多くの場合、この村方地主であった。技術の改良でも競犁会の開催や魚肥購入のあっせん、先進地からの指導者の招聘等々もまた彼らの力を借りねばならなかったのである。このように明治二十年代までは、地主といっても二つのタイプがあったが、三十年代になると前項でみたように米作を中心として明治農法と呼ばれる生産力の発達に伴って小作料も上昇する気運がみられた。とくに明治四十三年（一九一〇）帝国農会の設立による系統農会の組織化は（次項で詳述）これまで明治農法を推進してきた村方地主に、それまでの指導を系統農会に肩代りすることを可能にしたために、次第に村方地主も寄生的な性格となっていった。いいかえれば農村指導、技術普及などは系統農会にまかせて、もっぱら小作料収入に関心をもつ寄生地主へと変身していったのである。こうして大正期には地主といえばほとんど寄生的性格となり、しかもその利害（地租軽減、米価つり上げ、小作争議対策等）によって、一定の政治的勢力をもつと同時に、第一次世界大戦後盛んになった小作争議に対して、農村秩序の維持をはかるようになった。このような社会経済的変貌を寄生地主制の成立と一般に称している。

このような全国的な動向に対して、佐賀市郡は明治期を通じてどのような動きを示したか、という問題をこの項では明らかにしてゆきたい。第三章で述べたように、この地域は全国的にみてかなり独特な要素があった。改めて要約すれば、明治初年には加地子猶予令の影響があり、士族遺金処分の過程があり、千二百町

地主の成立と消滅があった。いずれも全国には比類をみない特殊な事件である。それらの経緯については第三章においてそれぞれ項を分けて述べたところであるから、ここでは数字的にその内部に立ち入って、郡村段階・部落段階の土地所有関係を明らかにしていく。

表(1)は佐賀郡（市を含む）、佐賀県と全国の小作地率（括弧内は水田のみ）の推移をたどったものである。資料の都合上、毎年の数字ではないが傾向をうかがうには充分である。明治十一年（一八七八）はいずれも推計の域を出ないのであるが、全国が約三六パーセントであるのに対し、佐賀郡は三三パーセントで県全体よりやや高いものの全国平均よりかなり低い。

この時点で佐賀県（当時は長崎県）下各郡の小作地率を、大橋博「明治初期九州農業の経済構造」（表(1)・注参照）によってうかがうと、小作地率の高い郡は、基肄郡五三・七パーセント、養父郡四二・一パーセントであって共に旧佐賀藩には属さない。

旧佐賀藩領でも干拓地の比較的多い杵島郡三八・五パーセント、支藩知行地が多い藤津郡三七・〇パーセントで佐賀郡よりは高いのである。佐賀市街には藩政時代以来、相当裕福な商人が何人もいて寄生地主として進出する体制にあるはずであるが、その勢いはまだ微弱である。前に述べたように当時すでに佐賀郡では一、二〇〇町の地主が存在していたのであるから、これを除くと一般の地主ははなはだ幼弱といわねばならない。その理由は、市街地の商人資本の蓄積が幼弱というのではなく、その蓄積が地主的に転化する契機が藩政時代以来の土地分給令によって阻まれていたからであろう。かれらが農村に本格的に進出するのは、明治十四年（一八八一）に地租改正事業が完了してからである。

時代を追って小作地率の推移をみると（表(1)）、明治二十四年には佐賀郡も三八パーセントに達し、ようやく商人資本の活動が始まっていることを認めるが、県平均は四五パーセントであってその差はむしろ開いている。しかも、佐賀郡の特徴は表に関する限り、明治二十七年の四〇・八パーセントをいちおうのピークとして、むしろ低下し始め三十八年の三四・二パーセントまで下ることである。県全体では最大の郡である佐賀郡の影響を受けるから低下気味ではあるが、その動きは緩慢であり且つ複雑である。この年には県下で佐賀郡より小作地率が低いのは神埼郡のみという奇現象を呈する。

表(1)　佐賀郡における小作地率の推移

年	佐賀郡		佐賀県		全国	
	%	水田	%	水田	%	水田
明治11年	33.0	(—)		(—)	35.9	(—)
同 24年	38.3	(40.3)	45.0	(44.6)		
同 26年	40.0	(40.0)	39.2	(37.1)		
同 27年	40.8	(40.3)	41.7	(40.1)		
同 30年	34.9	(35.3)	41.5	(40.7)		
同 32年	34.8	(35.2)	40.7	(39.1)		
同 35年	34.8	(32.4)	45.2	(43.3)		
同 38年	34.2	(35.1)	44.3	(42.4)		
同 39年	43.2	(44.7)				
同 41年	43.9	(45.3)	41.7	(44.0)	45.4	(50.0)
同 42年	44.2	(45.9)	43.1	(44.4)	45.4	(50.2)
大正元年	45.7	(47.3)	42.5	(45.8)	45.4	(50.9)
同 3年	46.1	(47.8)	42.1	(45.5)	45.5	(51.0)
同 7年	46.6	(48.2)	42.2	(46.4)	46.1	(51.6)
同 8年	47.5	(49.1)	42.8	(47.0)	45.9	(51.5)
同 11年	49.0	(50.7)	43.2	(47.2)	46.3	(51.8)
同 12年	47.9	(49.7)	42.6	(46.9)	46.5	(51.7)
同 14年	48.1	(50.0)	42.5	(46.6)	46.2	(51.3)
昭和 4年	48.3	(50.0)	43.5	(47.9)	48.0	(54.2)

注　明治11年は大橋博「明治初期九州農業の経済構造」（日本学術会議第3部会九州部会第7回大会報告資料）による。
明治24年以降は各年『佐賀県統計書』、ただし全国は『改訂日本農業基礎統計（農事統計）』により計算。

この動きは全国的動向とはまったく相反しており、その理由は明らかでない。ただ、考えられることは、この期間に前記の田中清輔名義の一、二〇〇町が逐次買戻されたのではないかと考えられる。

さらに第二の奇現象は、明治三十九年（一九〇六）に小作地率は一躍一〇パーセントも増加して、四三・二パーセントに達し、県平均を追い抜いていることである。わずか一年でこのような激増をみせることは一

般的には考えられない。統計調査上の方法が変ったことも考えられるが、県全体の動向はかなりスムーズであるので必ずしもそうではあるまい。とすれば、この一〇年間に潜在的に（質・抵当として）進行していた小作地化が一挙に顕在化したとみるより外はないであろう。水田だけをとってみると、すでに三十八年には前年比三パーセントの増加であり、この爆発的増加の前兆とみることができる。

三十九年以後は佐賀郡は一転して県小作地率をリードすることになる。この年にはなお全国平均よりは低位にあったものの、年を追って次第にその差を縮めてゆき、大正に入ると遂にこれを追い抜くのである。そのことは県平均との差をますます拡大していくのであって、大正十四年（一九二五）にはその差は約六パーセントに達している。

その間、佐賀郡としても大正十一年の四九パーセントが最高であって、水田だけでは五〇パーセントをわずかにオーバーするが、おおむね五割ぎりぎりにとどまっている。その点全国の水田小作地率が五一パーセントを超えているのとは対照的である。

2　村落的土地所有構造の変化 (1) ——一般的背景——

封建時代の土地所有構造は、佐賀藩に限らず一元的には封建領主の所有（領有）に属するが、直接的・実際的には「村＝村落」（今日の大字がおおむねそれにあたる）という共同体のわくの中で農民が所有（所持）していたのである。その土地の上で農業生産が営まれ、封建的貢租を生み出していた。

その場合、個々の農民に分割されないで、部落全体の所有（総有）となっている土地があって、それらは

村の農業生産や生活を維持するためには絶対に必要な存在であった。例えば、重要な草肥や薪・用材を供給する山林原野や用水の設備、あるいは墓地、社寺地、道路等がそれであって、村として管理すべきものであった。これらの土地の種目や面積の大小はもちろん地形や時代により異なるが、いずれにしても農民の耕作地（田畑）を支える形でこのような土地が存在し、これらを一括して村落の土地と考えられていた。

村落の土地は村落ごとにまとまっており（山林原野などは飛地のことも多いから集団という意味ではない）、ひとつの単位をなしていた。従ってある村落の耕作地（田畑）を外部の者が断片的に購入して所有するようなことは、本来あり得ないことである。しかしながら封建時代においても貨幣経済は徐々に発達したので、歴史の現実においてはいろいろな要因によって、村落の土地所有のわくの中で田畑が取引され、小作地に転化する現象があらわれ、幕末になるにしたがって顕著になっていた。

ところで、この一般的傾向に対して佐賀平野では特殊な条件があった。一は前から述べている加地子猶予令に続く土地分給令によって、外部からの土地兼併が政治的に排除されたこと。二は、村落的総有として山林原野は極めて少ないが、クリークがそれに代わる役割をしていたこと。このクリークの農業及び生活にかかわる機能については、第三章に詳述したとおりである。三は、このクリークの機能によって佐賀平野の村落結合はとくに強固であり、クリーク共同体と称してもよい特殊性をもっていた。①

その結果、明治維新後、土地分給令の消滅（加地子地処分）や士族遺金の配分等により、佐賀平野における田畑の小作地化が急速に進んだことは前項にみたとおりである。一般の山林原野を前記の村落結合の主軸にしている共同体の場合は、小作地化が進めば共同体の結合が徐々に崩れる傾向がある。それは購入肥料使用

の程度が高まると、山林原野への依存度が低下するばかりでなく、それを植林や開墾によって各戸に分割する気運が生まれるからである。ところが、佐賀平野のクリークを主な結合基盤とする村落共同体では、購入肥料使用が増加し、田畑の小作地化が急速に進んでも共同体の結合は容易に崩れない。それはクリークが泥土という自給肥料を供給するだけでなく、農業生産に最も基本的な用水源であり、それを確保するためには第三章第四節に詳述したように、共同の川干（泥さらえ）を必要としたからである。

いずれにしても、佐賀平野においては明治後期に田畑の小作地化は急速に進んだが、大正中期に電気灌漑設備が完成するまでは、村落共同体はほとんど影響を受けないで古い構造を伝えていたと推定される。そこでこの節ではこの推定があてはまる時期の小作地化の過程をたどっていこう。

ところで、農村の側で小作地化を促す要因は、言うまでもなく貨幣経済が浸透したためである。地租の金納によって米を強制的に換金させられたこと、その場合の米価が明治十四年（一八八一）の貨幣整理を契機として大暴落を続けたこと、そして米の売買流通の過程を商人によって掌握されたことなどがその主たる内容である。けれども、その反面において農家生活の向上がある。例えば、食生活における砂糖や菓子、衣生活では自家製の糸紡ぎから綿糸の購入となり、その綿糸を使って自家での機織りから白木綿の購入となり、あるいは下着類の購入にまで進んできた。毛布やラシャ、フランネルも珍しいものではなくなった。住生活で瓦屋根が普及するのは大正期になってからのことであるが、石油ランプ、電灯、マッチ、風呂用の石炭、時計などが広く用いられるようになった。②義務教育の普及も一般農家には出費を強いるものであった。

また、重要な嗜好品である酒の自家醸造については、明治十八年まではおおむね自由とせられたが、十九

年には清酒について之を禁じ、さらに二十九年の自家用酒税法によって濁酒といえども禁じられた。タバコについても営業者の販売するものには課税されていたが、明治三十一年の葉煙草専売法によって葉タバコを耕作する者はすべて営業者に売渡するように定められ、自家用の耕作を禁じられた。また、調味料としての醤油にも醸造税が課せられることになり、実質的に自家醸造は困難となった。

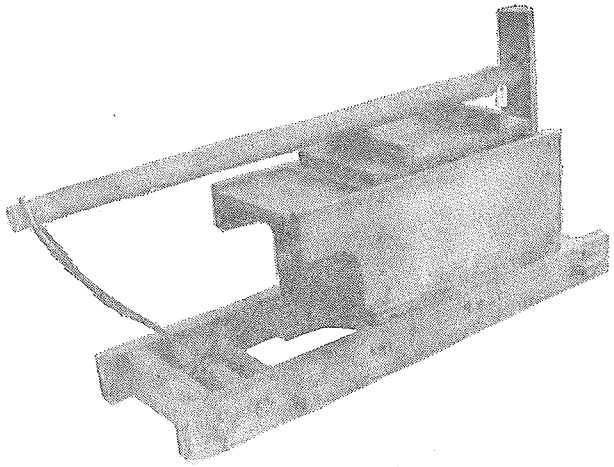

醤油しぼり器

この酒、タバコ、醤油及び食塩（明治三十七年塩専売法）はいずれも政府の権力によって自家製造が抑圧され、現金支出を強制されたものである。

これの外に重要な変化は農業における魚肥、油粕豆粕その他の購入肥料の使用が増加したことで、第二節に述べたとおりである。無機質肥料としては石灰、過燐酸石灰が一般であり、硫安の登場は大正期に入ってからであるが、農業の必需品として貨幣経済を刺激した意味は大きい。

明治二十二年（一八八九）の『佐賀県農事調査』は、当時の佐賀郡における農村経済の変化を次のように述べている。③

すなわち、一般的には「舟車ノ便アルヲ以テ交通運輸共ニ概シテ宜シ」、肥料も「本郡市街近傍及ヒ沿海ノ村落ハ肥料ヲ得ルノ便アリ」、そして農産物の販売については「本郡ハ佐賀市街ヨリ四通ノ便アルヲ以テ果実蔬菜ノ販路極メテ便ナリ」という状況であった。けれどもこれに対する農業の対応ははなはだ好ましくないのである。すなわち、

> 方今農家ノ怠惰ニシテ貧困ニ陥リタル原因ヲ観察スルニ、往昔旧藩ノ比（コロ）、村内ハ津或ハ宿ト唱フル地ニ非ラザレバ商人ノ雑居ヲ禁ジ専ラ農業ヲ精励シ風儀ヲ涵養スルニ在リ、時トシテ郡令ハ助役下役人小頭ナル者ヲ回村セシメテ、農民ノ勤怠ヲ視察シ弊風ヲ矯正スルノ制ナリシモ、廃藩以降此等ノ事ナク、続テ明治十一、二年ノ比ハ米価非常ニ騰貴シテ一石九円以上トナリ、加フルニ是迄藩主ノ所有地ト思考シタル田畑宅地ハ人民ノ自由ニ質入書入スルヲ許サレ、自然ト奢侈ノ風起リ、恣ニ金銭ヲ消散シタルヲ以テ祖先伝来ノ田畑モ多ク債主ノ有ニ帰シ、小作人トナリテ農業稼賃銀ヲ得テ僅カニ生活スルモノ半バニ過グ、且之（コレ）身代限貧困者ノ多キ原因ナリ、又衣食住ニ付観察スレバ時勢ノ風習ニ感化セラレ、貧富ノ別ナク分限ヲ超越シタルモノト言ハサザルヲ得ザル現況ニアリ

という状況であった。前述のように藩政時代には、大農は大農、小農は小農として村落共同体のまとまりがあったけれども、維新後の貨幣経済はこのまとまりを次第に崩しつつあることを報告している。

その結果、「収支ノ不平均ハ遂ニ身代限ヲ促シ、明治十八年ニ一八人、同十九年ニ二〇人、同二十年ニ二六人合計六四人ノ多キニ居レリ」「明治二十一年質入セシ口数ハ一八、四二四口ニシテ金額一三、一五一円三九銭五厘、之ニ普通借金ヲ加フレバ七六〇、二七三円トナリ、平均一戸ニ付七二円六四銭九厘」という数字に達していたという。④

表(2)　神埼郡西部クリーク地帯における土地保有戸数
（慶応3年―明治3年）

村名	3反未満	3～5反	5反～1町	1～1.5町	1.5～2町	2～3町	3町以上	計
乙南里村	6	5	3	5	3	4	—	26
下直鳥村	22	12	16	8	3	4	—	65
川崎村	11	13	9	2	—	—	—	35
小松村	15	12	10	6	2	2	—	47
嘉納村	16	4	10	4	7	2	2	45
下古賀村	12	4	2	3	—	—	—	21
小鹿村	8	2	2	3	1	3	—	19
下崎村	10	1	1	1	—	—	—	13
大橋村	8	2	10	1	—	—	—	21
上西村	7	7	6	6	1	—	—	27
計	115	62	69	39	17	15	2	319
小森田村	13	9	9	5	3	2	—	41
東西村	21	4	13	8	3	1	1	51
計	34	13	22	13	6	3	1	92
合計	149	75	91	52	23	18	3	411
%	36.2	18.2	22.1	12.6	5.9	4.3	0.7	100.0

注　『各村田畑角居帳』より集計。乙南里村より上西村までは長野暹・肥前蓮池藩の藩体制とその解体過程（佐賀大学・『法経論集』第10巻，第1号）による。東西村は佐賀郡古瀬郷に属す。『佐賀県農業史』271ページ。

このような経済事情を背景として、田畑の質入、売買、すなわち小作地化が進行するのであるが、その状態を郡や村全体の数字的概観でなしに、村落の内部について明らかにすることが、最初に述べた村落共同体の変貌との関係で重要である。しかし、従来、この種の研究は余り行われていない。ただ『佐賀県農業史』が現在の佐賀市の東部隣接クリーク地帯において、明治前期から中期にかけての小作地化の進行を、村落を単位として追究しているのでその結論をうかがうことにする。

一、神埼郡西部クリーク地帯（現千代田町の一部を中心とする）一二か村（藩政期の村落）における慶応三年（一八六七）から明治三年（一八七〇）まで（村により年次を異にする）の『田畑角居帳』（佐賀藩の検地帳にあたる）を整理した結果では、全戸四一一戸のうち、所有面積別にみたのが表(2)である。⑤直ちに明らかなことは、零細所有の農家が圧倒的

に多いことで、三反未満層が全戸数の三六・二パーセントを占め、五反未満まで含めると全戸数の過半の五四・四パーセントに達する。これに対してやや裕福と思われる二町以上の所有はわずかに五・〇パーセントに過ぎないのである。この極端な対立がまず指摘されている。

次に指摘されているのは、表示されてはいないが四一一戸が全部在村者であるという。すなわち各戸は居屋敷（宅地）の所有者であるか、人名に肩書して「居」と書いてあるかである。ということは最初に述べたように一二か村は、それぞれその村の田畑の所有者は村に居住しているのであって、村外から所有されてはいないことを示している。従って仮りに土地の売買がなされ、小作関係が生じているとしても、それは村内の地主との関係にとどまっていると解せられる。

二、同じく神埼郡西部クリーク地帯で前表と一部重複する二か村二八八戸の明治十四年における状態は表(3)である。これは地租改正当時の資料である。これによれば零細所有（五反未満）は五八・三パーセントに達し、二町以上は六・二パーセントで、中間層が極めて少なく、土地所有をめぐる階層的対立は前表以上に厳しい。⑥

この表で目に付くのは「宅地無し」の所有者が各

表(3)　神埼西部クリーク地帯における土地所有（明治14年）

面積	嘉納村		下板村		計	
	戸数	宅地無	戸数	宅地無	戸数計	%
1反未満	23	19	73	38	96	33.3
1～3	11	11	43	23	54	18.7
3～5	5	3	13	8	18	6.3
5～10	16	4	22	5	38	13.2
10～15	14	2	23	1	37	12.9
15～20	15	1	12	0	27	9.4
20～30	4	1	9	0	13	4.5
30～50	3	0	2	0	5	1.7
50反以上	0	0	0	0	0	0.0
計	91	41	197	75	288	100.0

注　『各村地価一筆限帳』より集計。嘉納村の戸数が前表(2)に比して著増しているのは明治2年丙大田村を併せたためである。『佐賀県農業史』286ページ。

階層にまんべんなくあらわれていて、その総数は宅地を所有する一般戸数の半数に近い程である。そこでこの「宅地無し」所有者の正体を考えると二つの場合があって、一は前の「田畑角居帳」では居屋敷（宅地）を有しないが、肩書に「居」と書かれていた者が地租改正による地目確定に際して宅地とは取扱われなかった結果である。このグループは実際には村に居住しており、誰かの宅地に家を構えているか、または自らの土地に住んでいるか一括して田畑の扱いをうけているかのいずれかであろう。いずれにしても零細所有者に相違はない。

次のグループは実際に村内に住居を有しない者である。つまり村外の所有者に疑いない。明治十四年にはこうして村外に土地所有が移っていることを知るのである。この種の村外所有者が当該村内に所有を伸ばした面積は、もちろん事情によって一、二反のこともあるし、一町以上のこともある。この零細な場合は隣村の農家が耕作（出作）のために買い入れたこともあり得るので、この場合は所有は村外に出ているが、耕作は村外者の自作の形態である。しかし、大部分は村外の所有者はいわゆる不在地主であったと思われる。このような変化を確認しておいて、佐賀郡に移る。

3 村落的土地所有構造の変化 (2) ——佐賀郡の場合——

佐賀郡における村落内部の土地所有構造を示すものとしては、第三章第二節にかかげた東高木村寄人分の明治十二年改正『田方名寄帳』がある（本書二三六ページ）。それによれば寄人分の水田総面積二二町一反余のうち、旧藩主鍋島家の差配人である田中清輔名義が約九町六反であって四四パーセントを占めている。

寄人天満宮（高木瀬町寄人）

これはもちろん村外に水田が売られていることを意味するが、その性格はかなり複雑であることは前に検討したとおりである。第三章の表(3)（本書二三七ページ）を利用して、田中名義の土地の耕作者（小作人）以外はすべて自作と仮定して水田所有面積別及び耕作面積別農家戸数を計算したものが表(4)である。

純小作人が一〇人存在していることになるが、零細耕作が余りに多いのに驚かされる。一町以上耕作は七人、全耕作者の約一五パーセントに過ぎないのである。もっとも明治末期の状態を記憶している古老の話では、寄人にも年雇経営が四、五戸はあったといわれる。だから基本的には佐賀平野の農業の特徴をもっているといえよう。

次に兵庫村若宮には『明治六年十二月、第十番大区一番小区若宮村地券調帳』三冊と『明治九年若宮村取調地帳』一冊が保存されている。若宮は現佐賀市の東部に属し、第三章で説明した市ノ江水道

表(4) 東高木寄人における土地所有・耕作面積別戸数（明治12年）

面積	5反未満	5反～1町	1町～2町	2町～3町	9町5反	合計
所有面積	23	7	2	2	1	35
耕作面積	30	7	5	2	—	44

注 『明治12年改正寄人分田方名寄帳』より集計。

の白土居から分水するクリーク地帯で、藩政時代の村を構成していたものである。若宮本村、吉野、六丁野、牟田の四小字に分れている。若宮本村にはこの外に『明治二十二年若宮本村土地所有名寄』が残って参考となる。さらに明治二十一年（一八八八）に作成された土地台帳は佐賀市役所に保管されているので、この村を佐賀郡の代表として村落における土地所有のその後の変化をたどることとする。

表(5)は明治六年（一八七三）の地目別構成をみたものである。これは地租改正以前であるから、地目の呼称も自ら異なっており、屋敷とは宅地である。畠はハク、畔はハンと呼び、いずれもクリークの岸にあって、護岸及び水田の漏水防止を兼ねる土地である。その性質上、クリークに沿って細長く帯状に存在するのが普通である。そしてハクとは野菜類その他を栽培し、ハンとは雑草雑木の繁茂にまかせていたので、一般的呼称にしたがえば極めて微小面積の山林原野に相当する。草土居とは字のとおり堤防の一部を指すと思われるが、正確には明らかでない。また「年々否」とは水害その他で現況荒地となっており、課税の対象となっていないことを意味する。

表(5) 明治6年における若宮村の地目構成

地目	正地	年々否	合計
	町 畝	町 畝	町 畝
田	64.69	2.39	67.08
屋敷	3.05	17	3.22
畠 ハク	2.05	2	2.07
畔 ハン	2.03	17	2.20
草土居	3	—	3
合計	71.85	2.75	74.60

注 『明治6年若宮村地券調帳』より計算。

表(5)によれば、明治六年において若宮村の土地は総計七四町六反であり、その中で二町七反五畝は年々否として除かれる。残りの七一町八反五畝を一〇〇として、水田は実に九〇パーセントを占め、残り一〇パーセントを屋敷四・二、畠、畔それぞれ二・九の割合で分けあうにすぎない。すなわち典型的なクリーク水田

地帯の様相を呈している。

所有形態はほとんどすべて個人所有であり、共有としては祭田四筆（約二反一畝）と、草土居をみるのみである。もっともクリーク地帯存立の基盤であるクリークの底地は、地租改正の時点で公有水面に編入されている。

次に明治二十一年（一八八八）以降を土地台帳によって一〇年おきに整理する（表(6)）。この章では明治期をいちおう区切りとするが、参考のために太平洋戦争直前まで調べてみる。第一に言えることは総面積がほとんど一定であること

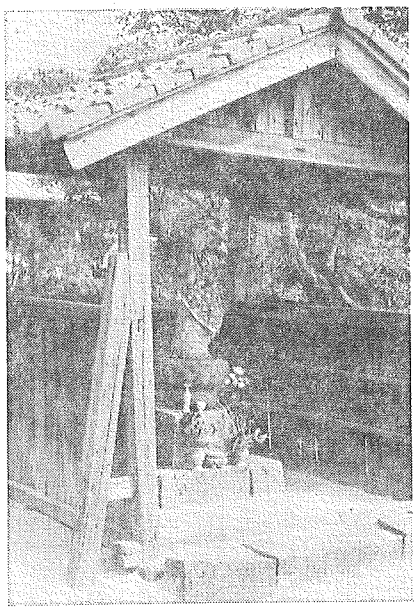

若宮の村地蔵尊

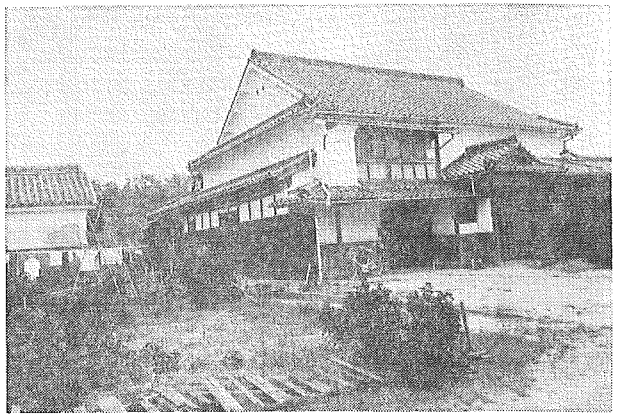

佐賀平野旧中小地主の家

表(6)　若宮村地目構成の推移　（単位畝）

地　目	明治21年	明治31年	明治41年	大正7年	昭和3年	昭和13年
1. 田	7,318	7,208	7,193	7,205	7,267	7,287
2.宅　地	408	418	420	412	388	396
3. 畑	161	193	192	182	169	155
4.山　林	61	54	54	54	59	56
5.原　野	3	3	3	3	3	7
6.池　沼	—	6	19	22	22	22
7.墓　地	8	8	8	8	8	8
8.雑種地	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
9.荒蕪地	3	3	3	3	3	—
10.鉄道用地	—	40	40	40	40	41
計	7,962	7,933	7,932	7,929	7,959	7,972

注　『旧兵庫村土地台帳』（各年）木村務の調査による。

は、一村限りの調査であるからむしろ当然であるとしても、わずかな増減は分筆、地目変換等の際における測量上の増減によるものである。また、明治六年（一八七三）に比べると四町ほどの増になるが、これはやはり地租改正時の丈量が名目的に増加（縄延びの修正）したと思われる。

第二に、その総面積に対し水田の動向は多少特徴的であって、明治期には微減、大正・昭和期は微増を示す。前者は鉄道敷地、宅地による潰廃の結果で、後者は宅地及び畑からの地目変換によるものである。宅地の減少は離村のためである。

第三に、水田以外の地目の動向はすべて右に述べた水田の動向の裏返しに相当し、墓地、雑種地、荒蕪地等はまったく変化がない。

このようにみてくると、明治初年において若宮村はすでにぎりぎりのところまで開田されていたということができる。農業においてはいかにこれを集約に利用するかという途が残されていたのみであった。

次に所有者についてみたのが表(7)である。所有者総数は明

治二十年（一八八七）までは顕著な傾向はみえないが、二十二年から増加傾向をみせ、大正期以降は顕著になっている。いうまでもなく、この所有者数は農家数とは別であって、村外の者も含むし、同一家族でも名義的に複数が同居している場合もあるはずである。このような理由により、一人当りにみるかぎり所有面積が減少しているのが明らかであって、明治六年約八・三反が明治四十一年には六・七反、昭和十三年には五・〇反となる。また三反未満所有者の全所有者に占める割合は、右の年度でそれぞれ四〇・〇パーセント、五八・五パーセント、六三・七パーセントと増加するのである。

所有面積別にみれば、右のように三反未満の零細所有層が一方的に増加しているが、三町以上層も確実に増加している。その他は軒並みに減少している。前述のような理由からこの傾向は農家の経営面積を直接に示すものではない。ただ、一般的に土地所有の零細化が進むなかで、三町以上の大所有がはなはだ健在であることが分かる。

そこで、次に村落内部の事情に立ち入ってみる。便宜上、時期を明治二十年以前、二十一年から四十一年まで、さらに四十二年以後の大正・昭和期に分けて観察する。

表(7)　所有面積別所有者数の推移（若宮村）

年	3反以下	3－5反	5反1町	1－1.5町	1.5－2町	2－3町	3町以上	合計	3反未満合の割
明治6年(1873)	39	11	21	11	9	3	2	96	40.0
同　9年(1876)	28	9	16	11	10	4	3	81	34.0
同　21年(1888)	56	11	16	11	6	4	4	107	52.3
同　22年(1889)	53	7	14	11	8	3	4	100	53.0
同　31年(1898)	69	9	13	11	3	7	4	116	59.5
同　41年(1908)	69	9	14	11	4	6	5	118	58.5
大正7年(1918)	71	10	18	9	7	2	5	122	58.2
昭和3年(1928)	82	14	16	7	8	1	5	133	61.7
昭和13年(1938)	85	8	22	9	5	1	5	133	63.7

注　史料は本文に説明。木村務の調査による。

第一期（明治二十年まで）。明治六年の三町以上の所有者二名の内一名は若宮居住のE家（三町七反）であるが、他は水ケ江居住の嘉村雄種で八町八反余を所有している。東高木村寄人分における九町の地主田中清輔に匹敵する村外地主である。この史料及び明治九年の史料を通じて村外に居住するのは、他に一名を数えるのみであるが、面積としては一二パーセントを一名で所有している。

この嘉村雄種の出自や職業は明らかでなく、田中清輔のような鍋島家の代理人でもない。というのは、古老の話では元来、若宮村は「古瀬の若宮」と称せられるほど五町、六町の豪農が集まっていた村であったが、幕末に衰微して佐賀の嘉村という金貸から右の有力者が連帯して金を借りた。しかるに明治五年土地永代売買禁止が解かれると、嘉村はまだ借用期間中にもかかわらず、その担保を差押えて自分のものにしてしまった。そのため若宮側では訴訟を起したが敗訴に終ったということである。この話はどこまで正確であるか分らないが、少なくとも八町八反の小作地の成因については誤りないであろう。旧藩主の代理人を相手に当時として訴訟を起すことはあり得ないから、おそらく水ケ江の金貸というのは正しいであろう。

そして有力者の連帯というのは、おそらく幕末にしばしばみられた貢租納入に迫られての村借（村全体が借り手となる）であって、この負債が封建制の解体後に個別の土地へと割当てられた形で所有権の移転が強行されたと思われる。いわゆる「均田制度」の下においても、小作地化への潜在的エネルギーは市街地の近くには伏在していたことを示すものである。

しかも注意されることは、明治二十一年（一八八八）の土地台帳からは嘉村が姿を消していることである。嘉村の没落によるものか、若宮に取り戻す経済力が蓄積されたためか、明らかでないが、いずれにしてもこの八町八反はすべて村内の農民が自ら買い戻していることも銘記すべきであろう。すなわち、一時村外の地主に流れた土地をかなり短期間で取りかえす、村としての力があったのである。

第二期（明治二十一年から四十一年）。この時期は前記の『農事調査』が指摘するような経済状態（本書六八二ページ）からようやく脱出して、農業の生産力も上向いていくのであるが、若宮においても上層農家（村外居住でない限り農家とみてよい）が次第に発展する。すなわち、第一期には嘉村とE家の二戸しかなかった三町以上所有者が、二十一年には五名に増加する。その場合、嘉村の名は二十一年にはすでに消えているから純増四戸である。それは二～三町層から、F家、M家、H家、二町以下層からU家が上昇したためである。

さらに三十一年には三町以上層からU家が二町以上層に転落した以外は、四戸ともに健在である。そして二～三町層は二十一年の四戸から七戸へと増加している。この時期は佐賀郡として小作地率が減少していたことは前項でみたとおりである。その中にあって村外居住として水ケ江の居住者が二町八反を所有している。その場合の彼の土地集積の形態は、嘉村のような大口取引ではなく小面積を買い集めたものであると思われる。というのは、右に述べたように三町以上はもとより、二～三町層において没落者はみられないから、中層下層の農民からの兼併に基づくのであろう。

このことは村内に限っても言えることで、E家以下の有力者が土地所有を増やしていく過程では、村外からの集積もないわけではないが、主力は村内の中層下層からの集中であったことは誤りあるまい。要するに、この期間において土地所有をめぐる階層分解が進行することで、全国的動向もほぼ同じである。

四十一年には三町以上層が五戸となるが、増加の一戸は最大所有のE家九町が六町と三町に分かれたた

図(1)　若宮村における大所有の推移

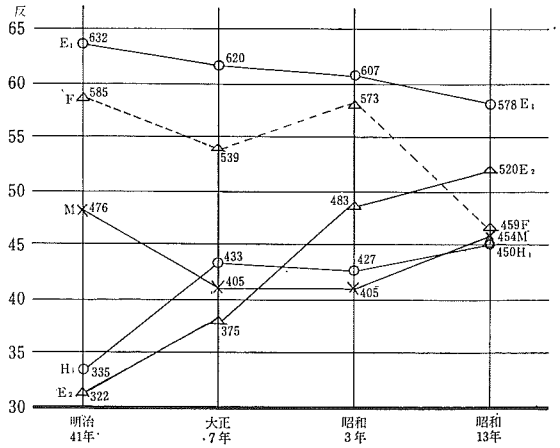

め、分家Eが増加したことになる。二～三町層では水ケ江の不在地主が早くも姿を消した以外は変化はない。このように村外から一定程度の地主が伸びてくると、たちまち村内から買い戻しがなされる。この運動は若宮の共同体的エネルギーを示すものである。右にあげた二～三町、三町以上層の所有地が村の総面積に占める割合は、明治三十一年が最大で一一戸で五〇・二パーセントを占めている（もちろんこれは小作地率ではない、村内のかれらはほとんどいわゆる年雇経営を行っている）。それが次第に低下して昭和十三年には三四・四パーセントに低下するようになる。このことは、この期間に次にみるように村外からの土地所有が目立ってくるが、二町以上にまとまったものではなかったことをしめしている。

第三期（明治四十一年から昭和十三年）。明治末期から大正・昭和にかけて特徴的なことは、第一に二～三町層が明治四十一年の六戸から昭和十三年の一戸に潰滅的になっていること、第二は三町以上層では戸数も不変であるし、家も変らないばかりでなく、図(1)にみるように各戸とも五町前後に収斂する傾向をみせている。要するに三町前後の所有は極めて不安定で、五町前後になるとかなり安定的であることを示している。

このことを裏返していえば表(5)にみたように零細所有が増加していることに外ならない。

ところで、明治期（第一期、第二期）を通じて比較的大所有（二町以上・三町以上層）の転落の主たる契機は、分家によるものが多い。それは表(6)によってこの時期における宅地面積の増加によって裏書きされている。従って土地の移動は村内限りであることが基本線である。これに対し、この第三期においては宅地は減少して水田が増加する傾向がある。これは零細所有者の離村の場合ももちろん多いが、兵庫村だけでなく佐賀郡の特徴としては一町前後の中堅所有者が福岡県、長崎県及び満鮮へサラリーマンとして離村した場合も少なくないのである。この後者の場合は表(7)に含まれてはいるが村外地主となるわけである。

次に零細所有の著増は農家戸数の増加をはるかに超えている。農家の同居家族が別々の所有名義をもつ場合もあることは前に述べたが、そのことを考慮するとしても、昭和三年の三反未満所有者八二人は、農家戸数に比して余りに過大であり、この相当の部分は村外から所有されていると考えなくてはならない。

以上において兵庫村の一村落の土地所有構造の変化を明治六年以来追究してきたが、これによって知り得た事実を重ねて指摘すれば次のようになる。

一、土地所有の移動は明治三十年前後が最も盛んであり、二町以上の所有者の面積は総面積の五〇パーセントを超えた。

二、土地所有の階層別にみれば、三反未満の零細所有が一貫して増加しているが、特に明治後半以降は顕著である。

三、この零細所有の増加部分は村外からの侵蝕に基づくことが多いと考えられる。

四、明治後期までは分家は村内で処理していたが、それ以後はむしろ離村現象が主であって、特に中堅所

表(8) 明治後期における経営形態別農家構成(若宮本村)

耕作地主	9戸
自作	5戸
自作を主とする自小作	10戸
小作を主とする自小作	8戸
純小作	4戸
合計	36戸

注　田中仁吾私稿『部落史』

表(9) 明治後期における経営規模別農家構成(若宮本村)

4町前後		6戸
2町前後		7戸
1町前後		19戸
5反以下		2戸
不詳		2戸
計		36戸
他に常雇	男子 19人	
	女子 8人	
	子守 4人	
	役馬 25頭（内催合4頭）	

注　前表に同じ

なっていた（ただし千拓地地主は別）。

六、この村落に限って特徴であるかも知れないが、村外地主が或る程度まとまった集積をすると村内でこれを買い戻すという復元力が作用するようである。

以上検討したところは、土地所有に関してであって耕作規模（面積）とは一応別であることは言うまでもない。この村落においては明治末期の農業経営の区分に関する古老のメモがあるので表(8)、表(9)として掲げておく。ただし若宮本村に限っている。

表(8)は自小作別農家戸数であるが、自ら耕作しながら他に土地を貸している耕作地主が九戸いる。明治四十一年に二町以上所有一〇戸であるから、この階層ではほとんどすべて若干の土地を貸付けていたとも考えられる。ただし、当時は一方では貸しながら、耕作の便宜のため借りて小作もしていた例もあるという。全体として自小作及び小自作の合計が一八戸で最も多い。純小作ははなはだ少ないことも特徴的である。

次に表(9)は自小作別を問わず、耕作面積別に農家を整理したものである。記憶によるので区分の指標もやや漠然としているが、大体の傾向は分かるであろう。四町前後の大経営が六戸もあることが注意される。形態的には自小作であろう。一町前後が一九戸あり、形態的にはかえって自作が多いかもしれない。要するに第三章に述べたクリーク農法に依存する限り、家族労働力と経営装備（役馬・犁）によって経営の大きさは規定されるのである。表外に提示した「常雇」と役馬の頭数がその場合の重要な参考となる。これについては第五項において若干の説明を加えることとする。

4　有力地主の系譜と実態

前項で詳しく検討したように、明治期の佐賀市郡においては小作地化が進むといっても、余り大面積がまとまって小作地化することはない。寄人の田中清輔や若宮の嘉村雄種はともに藩政期の経済外的事情が重なりあった特例とみるべきである。一般には小面積が小作地化していったと考えられるが、その場合に地主にはいくつかの類型が考えられる。

一は若宮村でみたような多少面積の大きな農家が自らは年雇経営を営みながら、なお手余り地や遠方の土地を貸す（小作地化）場合である。この場合に自らは逆に小作地を借りる事例もあることは前に指摘した。

二は離農・転職等のため従来の耕作地の一部または全部を他に預けてゆく場合、これらは必ずしも経済学的範疇（はんちゅう）では律しきれないことが多い。

三は、佐賀市街ないし近郊の商人が商業活動の結果として土地を集中する場合。これも質や抵当に入れた有者に多いと思われる。

五、右の三と四によって明治後期以降は村外地主の零細所有が増加した。県全体、郡全体でみると大地主が明治中期（三十年代）にはかなり伸びていくが、その現地における所有形態は右のような分散的所有が基礎に

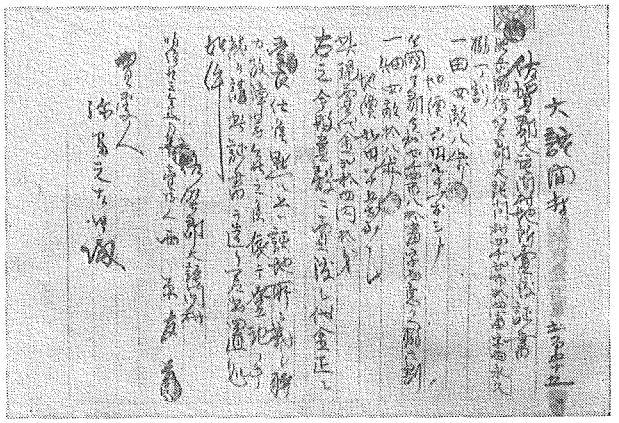

弥富家地所売渡証書

ものが売却につながるというコースをとるので、買収される面積は少ないのが普通である。四は、新しい干拓事業に商人や上層農が投資した結果、干拓地完成後小作地として利用する場合。これも佐賀県の干拓事業は株式的催合（もあい）方式が多いので、大きいので一〇町程度しかない。

このようないろいろな性格の地主が存在していたが、この中で主力をなすものは第三の商人資本の地主への転化である。そこで、まずこの類型の典型で〔𦾔〕（カネゼン）として明治後期から大正期にわたって、佐賀平野に有名であった中川副村早津江の弥富元右衛門の活動について具体的に述べておく。⑦

明治十二年（一八七九）の履歴書によると、「一、祖父代ヨリ現今ニ至リ酒造醤油一等米穀質営業罷有候事、一、旧佐賀藩之砌安政四年より御用達並ニ金銀両替相勤、明治四年辞職、同十一年第百六国立銀行発起人トナル」と記されていて、典型的な御用商人である。この年六十三歳。添付した書類によると、宅地建家二〇軒、公債証書一万円、田地四〇町余、山七か所を所有している。

醸造業、米穀商、質屋が明治になっての主たる営業部門であるが、後に表示する大正中期の資料から判断すると金貸業も重要であったことがわかる。ただ米穀商としての活動は地域経済にとり重要な意味をもって

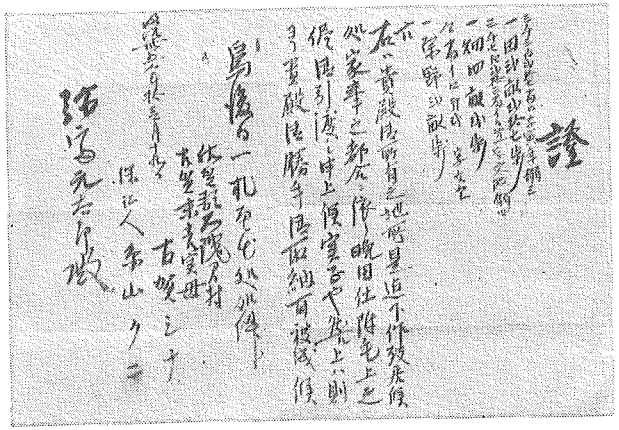

弥富家下作引渡証

いるので多少詳しく分析してみよう。不完全な資料ではあるが、明治十九年（一八八六）十二月から翌年三月までの四か月間に弥富家の扱った数量は表⑽のとおりである。

表で明らかなように取扱数量は仲買田中小八等から買い入れた米、宿許で買い入れた、米及び小作米、利子米、酒粕と交換から成っている。全量五、二一一俵のうち、約六五パーセントは買付米であり、産地問屋としての活動を物語っている。この表にかかわる期間は四か月に過ぎないが、一般に米の出廻期に相当するので買入米としては年間の大部分を占めていると考えられる。もっとも小作米は年間に少なくとも二、六〇〇俵はあるので、約一、〇〇〇俵は別に残っているとみるべきである。

表⑽　弥富家の集荷別米穀量

項目	集荷量	割合
買入米	3,381 俵	64.8 %
田中小八	645	
内田政六	1,015	
内田政太郎	120	
渡辺末次郎	1,080	
重吉船	212	
宿許	309	
小作米	1,681	32.3
利子米	130	2.5
酒粕と交換	19	0.4
合計	5,211	100.0

〔備考〕自明治19年（1886）12月至20年3月の浜帳により集計。19年度の小作料所得申告手控によれば、2,600俵とある。
山田龍雄著『佐賀米流通機構の成立過程』533ページ。

表(11)　弥富家種類別米穀集荷量

銘柄	俵数
改良米	3,661
改良裸米	37
改場米	246
裸米	167
糯米	793
精米	37
端米	69
種米	9
銘柄なし米	3
	189
合計	5,211

〔備考〕明治19年12月～20年3月浜帳により集計。
注　山田龍雄著『佐賀米流通機構の成立過程』534ページ。

その取扱米の銘柄をみると、表(11)のとおりで改良米の割合が極めて高い。第一項にも述べたように、明治十九年（一八八六）は改良米は奨励の緒に着いたばかりであるのに、弥富家ではこのように厳選した買い入れ方をしている。

次にその買い入れ方であるが、本表に関する限りで仲買人が買い付けた村々は図(2)のとおりで佐賀郡南部に広く分布している。八田江以東が主な舞台である。そして田中小八等仲買の買い集め方をみると、極めて小口の五俵、三俵という場合と、数十俵ずつまとめた場合とに分かれていることに注目される。

弥富家の米問屋としての売り方についてみると、明治十三年頃までは長崎、鹿児島が主であるが、十八年

図(2)　弥富家倉仲買米集荷図（明治19年）

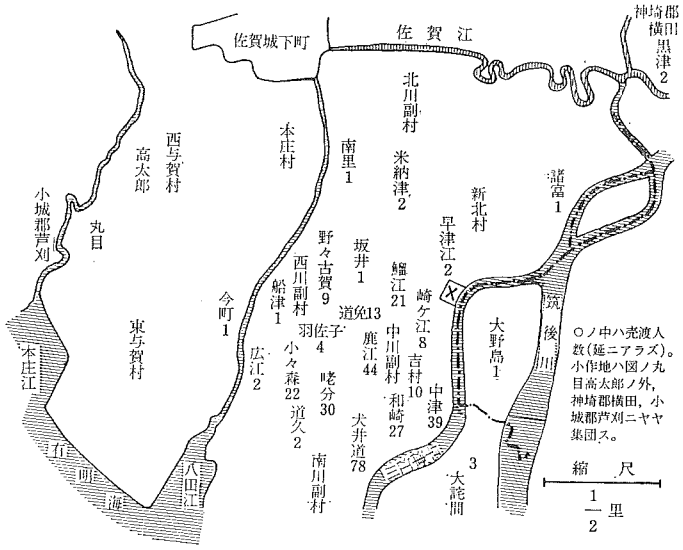

表(12)　弥富家の所得構造（明治20年＝1887）

項目	金額	備考
	円	
公債利子	540.00	6分利，7分利付，新公債等
利益配当金	384.00	第百六銀行株券60枚
貸付金利子	1,074.00	佐賀郡内貸付金 100,000円
〃	234.00	神埼郡内 2,000円
小作米収入	602.00	佐賀郡内50町4反
〃	670.00	神埼郡内74町9反
清酒収入	175.00	清酒造石高 250石
質屋利益	50.00	質物貸付金 300円
米穀販売収益	50.00	
合計	3,779.00	

〔備考〕『弥富家日記帳』による。

以降には大阪が主となっている。すなわち改良米の集荷が相対的に多くなるに従って、次第に局地的市場から遠隔地市場へと進出している過程が明らかである。

このように、活発な活動をしていた明治二十年における弥富家の所得構造は表(12)のとおりである。全所得三千七百七十九円のうち、千三百八円は貸付金利子で、公債利子、配当金をあわせると全所得の過半は高利貸的活動によるものといえよう。小作料収益は千二百七十二円で三分の一であり、佐賀郡より神埼郡に進出していることに注目される。小作料収益に比べると、単なる米売買の収益ははるかに小さいので、やがて弥富家が高利貸兼地主の道を歩くことを予想せしめる。

その小作地の分布を知る手がかりとして、明治二十三年の所有地の村別地価集計をとれば（表(13)）、佐賀郡は東与賀村外七か村、神埼郡は千歳村（現千代田町の内）外三か村であるが、地価額でいえば神埼郡が約二万五千円で佐賀郡よりも相対的に大きい面積が集中していることを示している。

ところが、大正元年（一

表(13)　弥富家小作地の分布（明治23年＝1890）

郡	村	地価金額
		円
佐賀郡	東与賀	483.84
	与賀	2,598.72
	与詫	8,236.80
	大間	387.82
	新北川副	2,098.56
	北川副	6,173.44
	西川副	2,206.72
	南川副	11,866.88
	中川副	3,079.00
神埼郡	千歳	15,947.88
	東脊振	4,077.88
	仁比山	2,243.61
	三田川	
合計		59,401.15

〔備考〕『弥富家日記』による。

九一二）の地価調では十一万六千九百八十七円の巨額に達し、第二位の三万円の約四倍である。地価額にして明治二十三年の倍であり、同年の土地面積を二十年と大差ないとすれば、表⑽備考によって大正元年は二五〇町程度ではなかったかと推定される。これが大正十三年には水田二〇九町、畑五町、合計二一四町となる。

弥富家の他産業への関与は華々しくはないが、肥前銀行の創設と肥料売買への進出がある。また独特な事業としては長崎県諫早湾の近くの三ツ島干拓一三〇町の造成がある。これは元来、同地在住の有志が発起したものであるが、工事中再三台風に遭って挫折したものを引継いで竣功させたのである（昭和五年）。弥富家が引継いでからも難工事であったといわれ、竣功後は機械を導入したりして現地ではその功績は高く評価されている。⑧

ところで、大正十三年の時点で佐賀市郡居住の五

表⑽　佐賀市郡における50町以上の地主（大正13年）

郡	氏名	職業	住所	田	畑	計	耕地ノ主ナル所在郡名及町村数	小作人戸数	備考
				町	町	町			
佐賀郡	弥富モト	醸造	中川副村	209.1	4.9	214.0	佐賀11神埼5	913	
	堤治之	金貸	久保田村	88.0	0.7	88.7	佐賀3小城3	100	
	森山定太郎	銀行	〃	50.0	4.5	54.5	佐賀3小城外7	44	
	堤安次	金貸	〃	134.6	5.5	140.1	佐賀9小城8	168	
	吉武一郎	醸造	南川副村	47.0	10.7	57.7	佐賀8	200	干拓に関係
	横尾真八	銀行	〃	41.8	9.6	51.4	佐賀6	200	〃
	計		6人	570.6	35.9	606.4		1,625	
佐賀市	地所株式会社	銀行	道祖元町	209.3	30.6	239.2	佐賀12	565	
	伊丹弥太郎	会社重役	本庄町	88.6	3.9	92.5	佐賀10 神埼外11	253	
	川原善太郎	無	材木町	58.0	0.9	58.9	佐賀1神埼2	140	
	計		3人	355.9	35.4	390.6		958	

注　(1)　『日本農業発達史』第7巻所収、農商務省農務局、『50町歩以上の大地主名簿』（大正13年）より作成。
(2)　表の「備考」は筆者の注である。
(3)　佐賀市の田畑合計に反位の誤があるが、原資料のままとした。

〇町以上地主は表⑽のとおりである。市内に三人、佐賀郡南部の東西に三人ずつ分布している。小作人一人当りの貸付面積は久保田村の場合が一町前後であるのに対し、他の地主はいずれも三、四反であり、前述のように金貸しによって集積した結果である。

この中で二、三の地主について言及すれば、伊丹弥太郎は幕末の御用商伊丹文右衛門の後継者である。文右衛門は前記弥富元右衛門、次に述べる深川嘉一郎などとともに幕末から明治初年にかけて佐賀経済界に活躍しているが、その経済的蓄積が弥富家とほとんど同様な方法で行われたことは疑いのないところである。⑨

ただ、弥太郎は地方産業の開発にかなり積極的であって、明治二十五年（一八九二）に立法にさきがけて佐賀県農会が成立した時の幹事として登場したり、同三十六年には広滝水力電気株式会社を興したり独自の活動をしているのである。

次にその一族でもある深川嘉一郎は有明海を利用する海運業に進出し、後に大川運輸株式会社を創設するが、さらに「一面に於ては余力を以て佐賀附近に田地を購入すること実に三百有余町に及べり、之れ即ち今の深川地所株式会社なり」という活動をする。少なくとも名目的には多少とも近代的性格をうかがわせるこの会社の目的は、「納税の関係小作米取立等に便せん為め」であった。前記のようにその小作地は各村に散在していたからそれぞれ管理人を置いて小作料を徴収していたのである。この会社の営業内容は、「地所建物の売買並びに賃貸借、農産物・林産物・水産物・肥料の売買、倉庫業、代理業、銀行業等の各種に及」んでいた。とくに鹿児島県種子島、朝鮮平安北道龍川郡には数千町の土地を有し、農林業を開発しつつあったが、結局これが命取りとなって昭和恐慌期に解散した。⑩

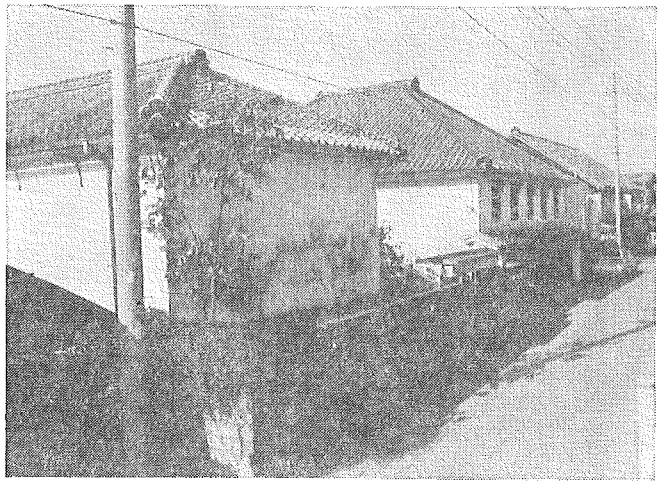

大地主の蔵家（久保田町）

久保田村の堤家は醤油業の外、荒物屋、呉服屋等を営んでいたが、地租改正後金貸業に専念して土地集中を行った。久保田村では他の地主とも共同して「お茶屋米」という制度が独特であった。これは旧領主のお茶屋という意味で久保田村の有力地主が共同して小作米の規格を統一し共同販売をしたものである。従って米価は一般より五パーセント程高かったと言われている。地方銀行にもいくらか関係していたが、余り深入りせず、地主として持ちこたえていた。[11]

以上、佐賀市郡の有力な地主の主なる者について、地主としての成長の過程と活動の実態を述べてきたが、結論的に次のように要約することができよう。

かれらは旧藩時代の特権的地位を利用し、商業並びに金貸業を通じて、零細な土地を買い集めて地主として伸びていった。東北・北陸地方のように一部落を全部小作地化することはなかったが、同時に農事改良に積極的に努力した跡も顕著ではない。県農会幹事としての伊丹弥太郎もその農会自体が直ちに改組されるので名目的に過ぎなかったと思われる。

農業発達に関与したことがありとすれば、一は改良米の推進であり、他は肥料の供給である。後者では肥料の貸し付けも行い、そのことが肥料代の返済のできない農家の小作人化を促す結果になったことも当然である。このような活動に便するため、かれらはほとんど銀行業を営んでいる。弥富家の肥前銀行、伊丹家の栄銀行、深川家の地所株式会社は正にこれである。こうしてかれらの地主的活動は正に純粋な寄生地主としてのそれであった。

かれらが銀行業に進出したことは、しかし日本資本主義の動向に直接かかわることであり、第一次大戦後の反動恐慌によって大きな打撃を受け、さらに佐賀県では大正末期に始まった銀行恐慌にさらされて没落への道をたどり始めるが、明治後期から大正中期にかけては、寄生地主の黄金時代ということができよう。

5 農村生活の断片

明治期の農村生活を理解するのに不可欠な二、三の問題について書きとどめておく。

まず表(9)の最後に掲げた常雇（年雇）である。それは明治末期若宮本村三六戸の農家に対して一九人の男子年雇がいた。女子は八人、子守四人である。この男子年雇の生活状態、すなわち、自ら農業を兼ね営んでいるか、それとも被傭専業であるかは不明であるが、佐賀平野の場合はほとんど独立した生計を立てているのは間違いない。そして二〇日売り、一五日売りなどと称して「身売り」、すなわち、月極めの労働日を前借金の代償として提供していた。一家から二人以上、別々の雇い主の下に通勤することもあったのである。

男子の常雇は老練でクリーク地帯の農作業の中核である馬耕をなし得る者を「馬使い」と称し、それに至

馬　耕（改良犁を用いているので昭和初期であろう）

らぬ青年を「中男（なかおとこ）」と称していた。第三項に述べたように耕作面積に対し、労働力、ことに馬耕労働力が不足する場合は、経営の縮少か常雇の雇用かを選択せざるを得ないので、一般に常雇が古くから存在していたのである。

若宮の古老田中仁吾の記述した稿本『部落史』には常雇に関して詳しい事実が記されており、この時期の佐賀郡の農業及び農家生活を知る上で貴重な資料であるから、その要点を掲げる。

雇傭期間は一年契約で一月十五日が交代日であり、同時に新年度の契約がなされた。これは雇主と常雇との間で決められたが、これを「恩銀決め」と称して、㈠雇傭期間二月一日より翌年一月十五日まで。㈡労働日数と一日当り賃銀。㈢振り銀には無利子の事。の三項について契約した。

㈢の振り銀とは前借りのことで、大体常雇の雇傭は同じ村落内で行われるのが原則であったから、或る契約（振り銀の相場）はただちに村内に知れわたり、雇傭、被雇傭の間で「暗いかけひき」が行われた。しかし、その標準は相互に米換算にして二〇俵分を米価に見積って一年の最高の労働賃銀とした。一日当り二升を最低とした。当時は一俵三斗四升であるから、月に二五日売り程度で二〇俵分の労賃に相当するであろう。この金額を前借とするが、これには利子をつけないというのが契約の第三項である。

同一村落内での契約であるから、互いに微妙な関係があって、一般に「契約の内容は他人に知らせないことが鉄則となっていたが、『師走の話は七里も聞ゆる』との諺のごとく、秘密裡に行われた賃銀契約も翌日には他人の耳に入ることになる」が、この情報を得るために一月十五日前後は村中が神経過敏となり、興奮状態になっていたという。

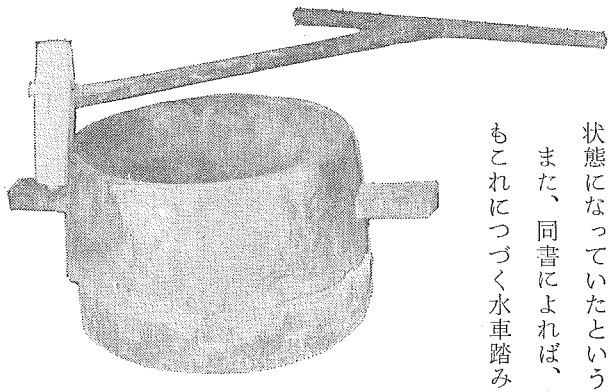

すり臼

また、同書によれば、水田耕作の基本である馬耕労働は主として「馬使い」に頼ったが、馬耕もこれにつづく水車踏みも辛くはあるが、時期的には限られていた。これに対し一年中、食わんがために欠くべからざる労働は「米なで（精米）」があった。

この兵庫村では、明治三十年（一八九七）から蒸気動力による精米も開発され、瓦町、曲里等にこの精米所があった。しかし、一般には旧来の「米なで」が続いており、これが完全に廃止されたのは大正五、六年であったろうという。

この『米なで』作業は非常な重労働で、厳寒の候でもジュバン一枚で汗が出るほどであり、又微妙な技術の要る作業であったため、この『米なで』の秘伝は米がぬくもっているうちに白くなで終らなければならない仕事だから、結果的には体力の問題と時間の制限（きついから早くやめたい）で、白米とは程遠い黒い田舎

飯となったのである。

同じ頃、踏み臼が流行し、労力の軽減にはなったが、時間の消耗が多くて実用には適しなかった。そして明治末期より大正初期にかけて小型発動機の輸入で簡易精米機が開発され、大正二年頃には兵庫村東中野部落にこの簡易精米機で精米が始まった。これを『マサツ』と呼んだ。農家はこの『マサツ』精米のため宝石のような白い美味しい御飯が食べられるようになった。

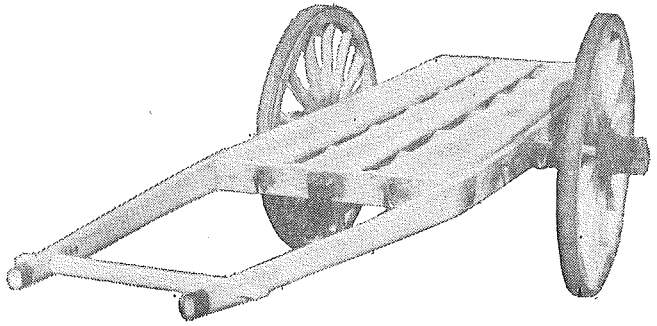

車力

その後、所々にこの『マサツ』精米所が運営されたが、この『マサツ』による『米なで』が子供たちの仕事となり、子供は友達ともやって車力をひき、東渕の宿村、野中部落の上りたて、巨勢村高尾の定の樋、西郷町たくらの等、遠い所まで車力に米を積んで頼みに行き、精米賃は一俵十銭であって、米糠（さくず）などと交換することもあった。

大正七年T家が現在の箇所に精米業を経営することになってから、精米はここに定着し子供の『マサツ』行きも解放された。

しかし、この『マサツ』精米に変ったことは、後年の灌漑が動力化した変事に匹敵する労力の革命であった。水田において重労働の連続である男性にとっては、この『米なで』作業は非常な負担で、とくに農繁期に心身共に疲れている時、『米ノナカバンタ』と主婦より催促されれば、疲れた軀で『ドスン、ドスン、ドスン』とやらねば明日の食糧に困ることで、白い黒いの問題ではない。体力の問題であるから田舎飯の代名詞となる黒い御飯は当然であった。……

かなり長文の引用になったが、当時の農家の生活の一端を知る貴重な記録である。単に水田の作業が水車踏みや馬耕で苦汗労働であるばかりでなく、朝は第三章に述べた水汲み、夕は「米なで」や「麦搗き」などの労働が食うために必要とせられたのであった。

注

① 『佐賀県農業史』第七章第二節を参照
② 小野武夫『農村史』一三二ページ
③④『佐賀県農事調査』一四八ページ
⑤⑥『佐賀県農業史』二七一、二八六ページ
⑦ 山田龍雄「佐賀米流通機構の成立過程」（『主要地帯生産力形成史』下巻四九九ページ）
⑧ 同『有明海周辺における干拓地農業の展開構造』（九州農地事務局・一九六〇）
⑨ 酒井福松、村川嘉一『佐賀県の事業と人物』一ページ
⑩ 同　右　九〇ページ
⑪『佐賀県農業史』二五八ページ

(四) 農業団体の活動

1 系統農会の成立

明治後期から太平洋戦争前夜までわが国の農業団体には二つの大きな系統があった。一つは今日の農業協

同組合に相当する産業組合と、他は農会である。前者はいうまでもなく経済活動を主とするもので、その性格は自ら明らかである。けれども後者はおそらく日本特有の農業団体といえよう。中央では時には皇族を名誉会頭に戴き、会頭には多く華族があたっている帝国農会があり、それから府県・郡市・町村各段階の農会があり、さらに部落には農家小組合、農事小組合、農事実行組合などと呼ばれる町村農会の下部機構をそなえ、整然たる系統組織網を構成していた。これと別箇に今日まで続いている大日本農会があるが、これは実質的な事業団体ではなく、その性格は異なっている①。

帝国農会の任務とするところの第一は農業の利益代表であり、地租軽減や米価維持等の地主の利益に直結する政治運動をなしていた。第二は農事指導であって、各段階の農会にはかなりの技術指導者をかかえて中央・地方の官庁による農事指導と表裏一体となり、日本農業推進の大きな役割を果していた。

本節では主として佐賀市・郡における農会の活動を述べるが、この系統農会が一朝にして成立したものでないことはもちろんで、常に中央の影響下にありながらも、それぞれ各地の事情に対応して組織されていったのである。そこで、まず佐賀市・郡、場合によっては佐賀県における系統農会成立にいたる迂余曲折の道を明らかにしておこう。

第㈠節で述べたように明治十八年（一八八五）頃は県下各地で私設農談会・勧業会などの集まりが持たれており、その中には固定的な組織を形成しつつあるものもあったと思われるが、佐賀郡にかぎっていえば、厚生会社・養蚕義会などが前面に出ていて、農村の動きは余り明瞭でない。

これより前、明治十四年に政府は第二回内国博覧会開催に伴って第一回農談会を浅草本願寺に召集した。

この時に第㈠節に述べた林遠里がその弁舌で脚光を浴びたのであるが、佐賀県（当時長崎県）からは基山の飛松忠四郎と佐賀の中野致明が出席し、それぞれ現地報告と問題提起を行っている。

ところで、東京ではこの第一回全国農談会を契機としてこれを推進してきた農学者・官僚のグループであるところの東洋義会、東京農会等が中心となって大日本農会を設立した。これはまったく有志個人の任意団体であったから、これを制度的に強化しようとする動きがあり、明治二十四年（一八九一）にはじめて国会に農会法が提出されたが、これは通過するに至らなかった。

しかし、佐賀県では二十年に入ると各郡の勧業会（第㈠節参照）などに刺激されて各地で町村単位の農談会、農事研究会、品評会などの組織が生まれつつあった。特に二十三年楠原正三農学士を農事巡回教師に迎えてからは、いっそうその動きが活発になった。そして二十五年には国会で農会法が流産になったのを横目にみながら、佐賀県では県農会の誕生をみるにいたった。

それが二十五年十一月二十七日、佐賀市願正寺で発会式をあげたが、総理が知事、会長加藤海蔵、幹事に伊丹弥太郎外三名が就任した。すでに中野致明、倉永文辰などの先覚的な旧士族の姿は消え、新しく地主兼事業家の伊丹弥太郎の名が現われてくるのである。この県農会もいわば県下の有志者を結集したものであって、老農・学士などの講話会、農談会、種苗交換会、展示会、農事試験、雑誌の刊行などを事

伊丹弥太郎

業目的としていた。

当時、この気運は全国的であったとみえて二十六年には福岡市で九州農会が発会式をあげ、さらに二十八年には佐賀市で第二回の九州農会大会が開催され、その席上で地方農会組織要領が確認された。また、佐賀郡では二十六年に佐賀郡農事研究会（本会員二五八名、支会員五〇四名）が組織され、これは郡下各村にも研究会を組織し村農会開設の主体となったものである。

県はこのような情勢を背景に、全国的な農会法の制定を待たずに、二十八年三月、第二回九州農会大会における議決を骨子として県令をもって「農会設置準則」を公布した。これは、農会を村・郡・県の三段に分けることとし、会員はその区域の農業者及び土地所有者の強制加入とした。すなわち、後年の農会法が企図したところの農会の系統化、会員の強制化、必然的に会費の強制徴収が内容として盛られている。そしてこの線にそって同年十月、佐賀郡農会の設立を始めとして各郡、各村へ組織化が続いた。もっとも各村の農会はほとんど専用の事務所はもとより、専任職員もいなく定期的な会合を寺院や旅館を借りて開く程度であった。

また、翌二十九年二月には県農会も前記の農会設置準則にしたがって改組され、養父郡出身の地主柳主一が会長に、西松浦郡出身の出本源三が副会長にそれぞれ改選された。[2]

一方、中央では大日本農会の内部で同じく農業発展の指導を示すとはいえ、研究重点派と実践重点派との対立があったが、明治二十七年（一八九四）に後者は脱会して全国農事会を結成して、従来よりいっそう実践活動を行い、地方の農会又は農会類似の組織との連携を深めるようになった。その主催する全国農事大会の明治三十年の第四回大会は改めて農会法の制定促進を決議した。[3]

このような有力な要望を背景として政府は三十二年農会法の成立・公布を実現し、三十三年四月から施行されることになった。この三十三年前後の数年は日本農業の将来を規定するような重要な制度が次々にうち出されていることで注意すべきである。

すなわち、二十九年棉花輸入税撤廃、勧業銀行法、農工銀行法、濁酒取締実施、害虫駆除予防法、三十一年葉煙草専売法（翌年実施）、砂糖消費税新設、三十三年はこの農会法の外に耕地整理法、国有森林原野下戻法、府県農事試験場国庫補助法、肥料取締法、さらに翌三十四年には次項でとりあげる産業組合法、重要物産同業組合法、産牛馬組合法等々、土地改良から肥料、畜産までのいろいろな法制が整えられてくる。

農会法はこれらの諸制度の中で、直接に農業者とかかわるところの中核的な役割を担っていたことはいうまでもない。その法律そのものはわずか五か条で、農会のために国庫の補助を謳ったのが主であって、他はすべて命令（農会令）によって定めるとした。すなわち法律でなく政府の命令によって運営される程度が強いのであって、政府としては農会を操作することがそれだけ容易になるわけである。

そこで農会令により当初定められた重要な諸規定は、会員に土地の所有者だけでなく農業者を含むこと、強制加入ではなく任意加入、組織区域を県・郡・町村の三段階とすること、補助金を一府県当り四千円以内とし、交付条件を地域内有資格者の二分の一以上加入としたこと等である。それらの諸規定は後にいずれも権力的な方向に改変されていくのであるが、すでにこれより四年前に独自に出発していた佐賀県農会では、前述のとおり三段階制をとっていただけではなく、強制加入の点でも一歩先行していたわけである。

しかし、農会法に基づく農会令が出た以上、佐賀県農会もこれにならって明治三十三年七月には再び会則

佐賀県農会長 今泉良子

変更、役員改選を行って再出発をした。このとき注意すべきことは農会令によれば知事等を名誉会員として会長等にあてることが可能とされていたにもかかわらず、普通会員から佐賀郡の森太一、神埼郡の島内一郎をそれぞれ正副会長に選んでいることである。しかし、三十九年には「他県との振りあいもあって」知事と書記官を正副会長にあてている④。

四十三年には帝国農会令が制定公布された。というのは、それまで県・郡・町村の三段階で全国的組織がなかった。全国農事会というのは任意団体で経常的な活動を行うものではなかった。これに対し漸次三段階の農会が整備されてくると、中央でこれらと連絡・調整・統括する組織が必要になる。この目的で設けられたのが帝国農会であって、これによって国から町村まで四段階、換言すれば系統農会ないし農会の系統化が整ってきた。

佐賀県ではその機会に再び役員選考の基準を改め、官僚を廃して会長に佐賀郡の今泉良子（佐賀）、副会長に前田栄則（杵島）を選任した。この頃になると佐賀農学校の発展も軌道に乗り新しい農会における技術指導の第一線となっていった。前に簡易農学校の第一回の卒業生は三十余名の入学者に対しわずか六名にすぎなかったと述べたが⑤、その大部分はすでに第一線での先輩となっていた。その中でも田崎（古川）竹一技師は新会長の今泉良子とコンビを組み、後年佐賀平野の大規模な電気灌漑工事とこれを基盤とする水稲晩化栽培の普及を果し、いわゆる佐賀段階躍進の契機をなしたことで日本農業史に不朽の名を残すようになる。

ところで、農会の系統化は以上のように国・県・郡・町村の四段階ではまだ充分に完結したとはいえない。周知のように農業の担い手である農家は、それぞれ個別的に農業を営んでいるようであるが、日本の当時の農業のあり方からいえば決して孤立して存在し得るものではなかった。例えば農業水利、秣山（佐賀のクリークでは泥土揚げ）等の農業基盤の維持においても、役畜・農具の共同利用や結（ゆひ）などの農作業においても、あるいは屋根ふきや祭りなどの生活面においても相互に共同する必要があった。この共同の上にはじめて個別農家の営農が成立していたのである。この共同の規模は二、三戸のこともあるし、祭り等のように村全体にわたることもある。その中で最も普通の規模であり、かつそれ故に古くから制度的に維持されたものが「村」である。今日ではこの「村」は部落といわれたり、大字と公称されていたりするが、近世封建時代には村という立派な団体をなし、庄屋・村役等の役人がいたことも周知のとおりである。この村が明治二十三年（一八九〇）からいわゆる新町村制の施行によって数か村が合併して新しい町村となり旧村は大字となった。しかし、古くから農業と生活の両面にわたる村の機能は容易に崩れ去るものではない。農談会や農事試験田を設けた当初の村々はこのような古い村であったのである。

佐賀県農会田崎（古川）竹一技師

明治二十年代の後半から農会の組織が整えられ、新町村を最も下部の組織としての系統化が進んだとはいえ、この新町村単位の農会が直ちにその活動の成果をあげるためには、部落（旧村）を把握しなければならない。そして部落を通じて農家との接触が効

嘉瀬村新村（嘉瀬町新町）農事実行組合規約

果をあげることができるのである。

この事情はひとり佐賀県・佐賀郡だけではなく全国農村いずれも然りである。従って全国的にも大正三年ごろから部落農会（農家小組合）の必要性が説かれ、各県でそれぞれ地域に応じた組織化がなされるのであるが、佐賀県はこの問題に最も早くから取組んだ県の一つである。

特に佐賀郡では明治三十七年に早くも郡農会が規約の準則を定め、部落に農事改良励行組合の設置を勧めている。県農会ではこれらの実施状況を検討しながら、前に述べたように県農会自体の体制強化を整えた後、大正元年十月に県下各級農会・技術者に「農事実行組合手引」を配布して部落単位に農会に準ずる組織化を勧めたのである。当時、佐賀県では一市八郡一三四か村に千七百余の部落があったという。

この規約のモデルから主なものを拾えば、㈠組合員相互の福利増進と部落の健全な発達をはかる、㈡部落全員を組合員とする、㈢組合員は組合の決議事項（春秋二回の通常会、他に臨時会）を実行する義務がある、㈣組合の経費は組合員の

負担とする、㈤組合長、副組合長各一名の他、委員若干名をおく等である。重要なことは右の決議事項を町村長又は町村農会長に届け出でる。もし、この上部の指導方針と異なった決議がなされたら監督者の指揮を乞う。組合会の開催は三日前に町村長、町村農会長に届出ることを規約の中に含めていることである。⑥

このように、全国的にさきがけて組織されたとはいえ、部落農事実行組合は実質的には町村農会の下請機関といわねばならない。この背景としては当時佐賀県平坦部一帯で大問題となっていた螟虫防除対策と厳しくかかわっているのである。この点については本節第3項で詳述する。

いずれにしても佐賀県では、帝国農会を頂点とする部落段階までの系統化が全国に先がけて大正二、三年の頃にはほぼ完了することになる。

2 産業組合の発展

明治時代の前半、農村がまだ自給経済から充分に脱却しない時期においては、農家は現金の必要を多く感じなかった。魚肥などの肥料代や衣料品などの生活費に一般農家としてどうしても現金が必要であったが、米穀の販売で何とか賄っているのが実情であった。しかし、明治十四年（一八八一）の松方デフレーションの結果、暴落した米価は容易に回復せず、農家経済には苦しい状態が続いていた。

現金の必要品目が限られていることは、逆に言えばそれらが絶対必要ということであり、それだけに米価の相対的下落の影響は深刻であった。この時期までに農家が現金の必要に苦しんで止むを得ず採用する手段は、出来秋の米をひきあてにしての借金、来年度の労力提供を約束しての前借り、部落の有力者や地主を頼

っての信用借り、または知人、親戚などによる頼母子講などであった。

　しかし、肥料の使用量が増え教育費や酒・たばこ等消費税が増え(物価騰貴)、農家の現金欠乏が強くなると、右のような姑息な手段には限界がある。こうして、日清戦争の前夜には農村経済は沈滞の状況にあった。

　政府は明治二十四年（一八九一）に未成立に終った農会法案とともに信用組合法案を議会に提出したが、これも同じく廃案になった。これは当時の法制局部長平田東助が二宮尊徳の報徳社に範をとり、また、ドイツのライファイゼンの協同組合に学んで草案を作ったものであったが、明治三十年の再提出でも審議未了となり、三十三年、すなわち農会法の成立した翌年にようやく産業組合法と改称されて立法化された。

　この産業組合法では、産業組合は七人以上の組合員で組織され、組合員の経済の向上をはかることを目的とし、事業の具体的な内容は信用、購買、販売、利

用の四種とする。その一種でもよいし四種兼営でもよい。また、組合員の出資責任は無限でも有限責任でもよいとされていた。一般に産業組合は初期であればある程、信用事業単営であるか、または兼営であっても信用事業が最も重要であったから、農村では産業組合がしばしば信用組合と呼ばれる程であった。[7]

　ところで、産業組合誕生に関しては、佐賀県は農会の場合には全国の先進県であったのと対照的に、まったく立ちおくれていた。それでも三十四年には佐賀郡高木瀬村に県下で最初の無限責任高木瀬信用組合が設立された。しかし、その後の設立ははかばかしくなく、また解散するものもあって、四十年までに設立されたもの二一、残っているもの一七であった。その頃の組合について久保山千里の分析によれば、組合の区域は部落（旧村）単位が多く組合員は二〇―三〇人程度であった。[8]その事業は主に信用に限られ、組合の設立発起人であり、組合長になった有力者が、全組合員

表(1)　佐賀郡における産業組合の概況

組合名	区域	設立	組合員数	出資口数	出資総額	同払込済	借入金	貯金	貸付金	組合長
		年 月	人	口	円	円	円	円	円	
無3種 飯盛組合	東与賀村飯盛一円	40.11	43	155	1,550	1,550	1,600	963	337	古川卯吉郎
〃〃 名尾組合	松梅村名尾一円	40.5	27	27	135	135	1,500	100	360	寺崎与平次
有〃 櫟木組合	久保泉村櫟木一円	42.1	27	40	400	400	380	29	593	木村祭次郎
〃〃 鹿江組合	南川副村鹿江一円	42.5	128	304	1,520	1,520	500	551	862	袋　由之助
〃〃 川上組合	川上村一円	43.5	213	213	1,065	639	4,679	1,965	1,461	菰田　哲
無〃 久保田南部組合	久保田村南部一円	42.5	23	27	135	135	1,600	2,293	4,168	水町良作
〃信 下新ケ江	久保田村新江一円	42.6	40	75	375	375	1,000	344	463	古賀喜太郎
〃信 久町組合	西川副村久町一円	42.9	53	212	1,060	1,060	1,000	1,764	28	野中儀助
〃3種 有重組合	嘉瀬村中原有重一円	43.7	23	30	150	150	500	118	405	江島伊三郎
〃〃 大津組合	東川副村上大津一円	43.12	40	160	800	800	—	375	26	徳永官六
〃〃 野村西組合	南川副村野村西一円	43.12	26	166	1,660	664	1,000	65	197	原口佐一
〃〃 徳富本村組合	東川副村徳富本村一円	44.1	100	278	1,390	1,112	2,000	2,292	487	広木七郎
〃信 瓦町組合	兵庫村瓦町一円	44.7	81	153	765	612	—	1,199	119	中ノ子徳太郎
〃3種 厘外西組合	西与賀村厘外西一円	44.12	事業	未開	始	—	—	—	—	柿永茂吉
〃〃 須田組合	小関村須田一円	44.12	42	42	420	178	2,200	101	170	城島肇
有信 大詫間組合	大詫間村一円	45.5	事業	未開	始	—	—	—	—	西原藤三郎
無3種 日進組合	小関村日ノ池一円	45.6	12	78	390	38	400	96	571	石橋徳一
〃〃 荻野組合	嘉瀬村荻野一円	3.4	事業	未開	始	—	—	—	—	石井武一郎
無信購 山津組合	北川副村大字光法字山津一円	3.6	事業	未開	始	—	—	—	—	新郷長次郎

注　無＝無限責任、有＝有限責任、信＝信用、購＝購買、3種＝信用購買販売の略。組合＝産業組合（例山津組合＝山津産業組合）

『佐賀郡誌』（159〜160ページ）

の信頼を受けて全事業を委任され、無報酬で運営しているという状況であった。当時の組合長の本職は、郡農会長兼村長一、村長一、銀行頭取一、公吏二、実業家九、有志家二、会社々長一の一七人であった。

翌四十一年からはいわゆる濫設期にはいり、各地で盛んに産業組合の設立が行われ、明治四十四年には一三五組合、大正四年には一四七組合となっていた。当時、佐賀郡における産業組合は表(1)のとおりであって、郡下一九組合のうち村全域を区域とするものは、わずかに川上と大詫間の二組合にすぎなかった。しかも、大詫間は事業未開始であった。従って組合員も百名を超えるのは三組合しかなかった。事業は大部分は信用購買販売の三種兼営であったが、信用単営に限っているものも下新ケ江、瓦町、大詫間の三組合があった。出資金等の規模が川上村組合以上に大きなものが見られるのは、組合員中に大きな有力者の存在をもの語っている。

なお、この時期には佐賀市に佐賀式部足袋購買販売生産組合、佐賀指物業者購買販売組合等の農業以外の特殊組合の存在をみた。

以上のようにこの時期の組合が字単位の小区域で組合員も少なく、有力者中心の金貸組合であったことは、前に述べた当時の農村の金融関係の上に乗ったものである。借り手にしても有力者個人から借りるのではなく、組合から借りる形式であり、貸し手にしても情実に流れて貸し倒れや利子棒びきの心配がなくなるばかりでなく、有力者自身の手もと不如意のときは勧業銀行や農工銀行から融資を受けることができたのである。その反面、無限責任であったために、事業にゆきづまると組合長である有力者が破産に追いこまれることも希ではなかった。表(1)にみるように出資金や貯金に比べて借入金や貸付金が多いこと、現金や預金が

表(2) 大正期における産業組合の発達

年	○組合数	組合員数	一組合員数	責任別*		1組合当り事業量		
			一組合当	無限	有限	購買高	販売高	利用料
		人	人			円	円	円
大正元年	145	11,757	81	102	47	1,787	5,262	24
2年	152	12,324	81	107	50	1,462	3,729	351
3年	155	12,314	83	113	50	1,476	3,379	532
4年	147	12,572	86	116	52	1,210	2,415	1,169
5年	148	12,982	87	119	52	908	2,146	537
6年	137	11,677	85	118	49	1,257	1,277	485
7年	124	13,944	112	110	51	2,261	5,182	1,143
8年	125	14,734	118	100	55	2,640	4,634	1,775
9年	121	15,072	125	91	70	5,746	1,440	1,085
10年	125	16,726	134	88	76	5,103	2,664	948
11年	128	17,266	135	83	83	5,557	2,495	390
12年	135	28,689	212	72	90	11,849	3,768	349
13年	140	35,659	255	54	102	14,331	5,610	485
14年	142	45,899	327	—	—	20,162	7,236	618
15年	142	49,513	349	23	124	17,012	7,170	569

注 *責任別組合数と○全組合数とは調査時日の相違によって一致しない。事業量の場合も組合により事業種目が異なるので○組合数とは一致しない。
久保山千里『佐賀県農業団体史』(59、168ページ)より作成。

異常に多い組合のあることが目立っている。この時期は当初の借金組合から脱皮しつつあると思われるけれど、なおその傾向を指摘することができる。

明治末期の「濫設期」を経て大正期に入ると、右のような経理面の改善や無限責任を有限責任に改めるなど、組合自体の体質を強化しながら、区域を村全体に拡大し組合員を増加させていく。大正期は第三巻の範囲外ではあるが、展望のためにここで紹介しておく。

これを若干の指標で示したのが表(2)である。これは県下全体であるが組合数は大正元年と十五年ではほとんど変りない。むしろわずかだが減っている。ところが組合員数は四倍をはるかに超えている。そして責任関係でみた場合、圧倒的に有限責任となっている。一組合当出資金は七・五倍に達している。信用購買販売利用の事業量もこれに対応してふえている。

要するに、このような産業組合の発展は、大正期における佐賀県の農業、特に佐賀平野の農業が水稲晩化栽培を基軸として発展を続けていることを示している。産業組合でも業種ごとに県・国単位の連合会が結成され、指導事業を目的とする中央会が組織されていくのである。

3 螟虫防除と農会

夏の温熱を利用する稲作には台風と害虫が二つの大敵である。特に佐賀県のような西南日本ではその被害は大きかった。台風はもとより、害虫にしても気象条件によってその発生が左右されることが大きいので、古くは祈禱やまじないによってその害を免かれようとしていた。

明治になると早くも十一年(一八七八)に、西洋農学の知識を身につけた内務省勧農局員鳴門義民が有明海周辺の螟虫防除指導のために出張してきた。稲の害虫といえば浮塵子、稲椿象など種類も多いが、この地方に最も広く最も多発するのは螟虫である。稲の茎に食い入って枯死させる。古くはシンキリ虫といわれていたものである。鳴門の場合は螟虫の生態をほとんど知っており、これに対処する方法を教えたのであるが、一般には、その指導層も含めてこれを理解することができず、折角の駆除法もその効果をあげることができないでいた。一方、当時、筑後三潴郡に益田素平という篤学者がいて、独自に螟虫の生態を研究し明治十三年には『稲虫実験録』を著わした。この書物における観察と駆除法は今日の科学水準に照らしてもおおむね正鵠を得ていたといわれる。従って鳴門の方法も益田の方法もほとんど共通するわけで、その方法を基準として県では周知徹底させる方針であった。

ところが前述のように指導者さえも容易にその生態を理解することができなかった。例えば、佐賀郡勧業委員平方磐根は明治十四年「農事報告留」において、一応は鳴門・益田らの駆除法に従いながらも次のように管内に告げている。⑨

> 螟虫駆除ハ客歳十二月中、勧農局官吏出張説諭ノ次第モ有之候処、間ニハ気候ニ因テ一時成リ立ツ者トシ是ガ駆除ヲ怱(オロソカ)ニスルモ有之、固ヨリ卵生ノ一説ニモ帰シ難ク候得共、今其ノ賊虫現在スルヲ見テ争(イカデ)カ駆除セザルベケンヤ

と、古くからの気候によって自然発生説に同情を示すと同時に卵生説に少しく半信半疑の態度である。とはいえ、駆除法として教えているのは誘蛾灯や夜分に炬火をもって路傍の雑草等を焼く、二番草取のとき卵をとる、苗床に水を湛えて油を注ぐ等で、まだ益田らの考案した新しい方法とはいえない。

明治十九年になると県は田圃害虫予防規則を公布した。⑩これは農商務省の示達に基づくもので、それだけ稲作の害虫問題が全国的な問題となったことを意味する。同時にこの規則は対象となる害虫の種類を定め、戸長・勧業委員に予防・駆除法実施の責任を負わせ、一切の費用は町村費で支弁することとし、しかもこの規則に違背した者は拘留又は科料に処すという厳しい内容であるのに対し、実際の予防・駆除の実施は一切現地にまかせるというもので権力的色彩が濃厚であった。

しかし、農村における知識水準が前にみたとおりであり、しかも指導される方法がかなりの労働と費用を要するのであれば、単に罰則を設けるだけで解決されるものではない。従って、佐賀平野における害虫問題はさほどの動きもなく推移していた。

ところが、明治二十六年（一八九三）に螟虫による大災害が起った。佐賀県全体では平年作八〇万石を超えていたのに、この年はわずか三四万石で実に六割の減収であった。佐賀市郡では神埼、三養基郡とともにその被害の中心で、享保の飢饉の再来を思わせるものがあった。このことは耕作者に螟虫の恐ろしいことを痛感させ、困難ではあるが予防・駆除法に取組む自覚を与えたと思われる。

このような情勢の中で益田素平は『稲虫実験録』を刊行して螟虫防除法を詳しく説明したが、それには要点が六あげられている。一は螟卵の採集である。二は幼虫の捕殺。三は三化螟虫の第三回の幼虫は稲の株に深くもぐって越冬するので、この稲株を株切鍬で切断する。四は二化螟虫の第二回の幼虫は茎に浅く蝕入しているので、虫害のある藁を燃料にする。藁の焼却。五は点火誘殺（誘蛾灯）である。各村一斉に行うのがよい。六は遁作法である。これは三化螟虫の生態を利用して、その産卵の時期を避けて田植をする（図(1)参照）。これは直接に絶滅させることではないが極めて合理的な方法である。けれども当時佐賀平野の稲作は前に詳述したところのいわゆる二期作（早中生稲との二回田植）の慣行があり、これはそれなりの理由があってのことであるから、第六項は方法としては合理的であるが、佐賀平野では実行

図(1)　大正初年の二期作と三化螟虫の生育相

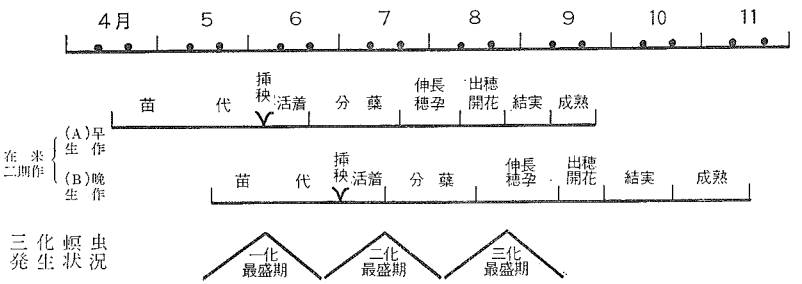

が極めて困難な問題であった。しかし、この益田の唱導した方法が現実には実行される日程となっていた。

政府は前に示達した害虫駆除予防に対する方針を明治二十九年には立法化して「害虫駆除予防法」を制定し、県はこれに応じて県令を発して予防駆除の方法を示した。その大要を記すと、螟虫に対しては、大字ごとに螟虫発生予知のランプを点火することのほかは、右に述べた益田の方法の第五までを実施すべしというのである。第六の遁作法だけは除いているが、これは佐賀農業の二期作慣行という条件があるためであろう。

前に述べたように明治二十九年は一月に佐賀郡農会が、二月には県独自の立場での佐賀県農会が発足し、まずとり上げたのがこの害虫予防駆除法の普及であった。とはいってもこの時期の農会はそれぞれ県庁や郡役所の一室を借り、専任職員が一、二名という状態であったから具体的な成果をあげるというよりは、県の技術指導の側面から啓蒙宣伝を行う程度であったと思われる。

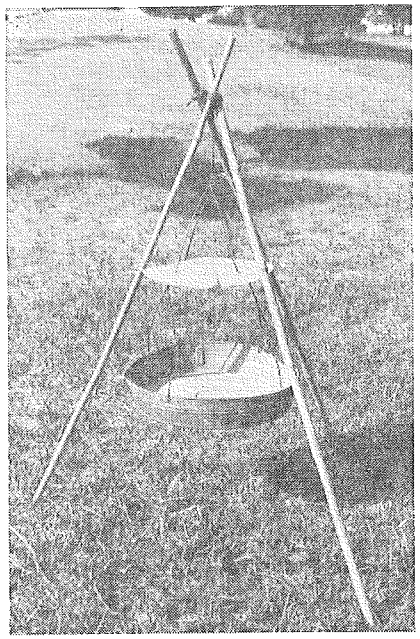

誘蛾灯

三十七年には県は前の螟虫駆除予防に関する県令をさらに精細に規定する（例えば誘蛾灯は苗代では一畝歩まで二箇云々、苗代田の整地、稲株切断では検査をうける。苗代本田共当該作人の住所氏名を記した札を建ておくべし）一方、これらの費用を町村から県が負担するように改めて、県の積極的乗り出しが

野口能毅

行われた。もとより技術指導陣が農学校の卒業生などで強化されたことも、それを可能にした根拠であった。同時に県農会には三十五、三十六年度にわたり五百円の補助を行い、県令で規定された害虫（螟虫、浮塵子等々）の標本を作成させ、各郡農会及び町村に配布して一般農家の啓蒙をはかった。この時期の農会はすでに農会令に基づく系統下にあるもので、この組織化によってようやく害虫防除の指導が地に着いたとみるべきで、佐賀県における系統農会の中心的任務は正にそこにあったのである。

しかし、何といっても系統農会は設立早々であって、もちろん独立した団体としての実は職員、設備ともに極めて貧弱というよりは、名義だけという場合さえあった。そこでこの年にはさらに県令を改正して県郡市町村に駆除予防委員を設置することにした。県委員には技師、属（事務吏員）、警部、技手、巡査が任命され、郡市町村では役場吏員が任命され、県委員がこれを監督する制度を作った。明らかなようにこの指導には警察が参加しており、前記の拘留・科料の規定とともに強権的色彩をいっそう現実なものにした。この督励についてはいろいろの逸話が残っているが、鎌形勲が採集した一例を次に紹介する。

点火誘殺にしても、ただ、火さえ灯ければいいものと思い込んだ農民が、墓地に供えた盆提灯を其のまま田圃へ点火していた位幼稚であったので、それらに理屈を呑みこませて徹底させるのは大変だというので、いきおい巡査の総動員ということにならざるを得なかった。その頃、県警察部長であった野口能毅氏は馬に乗って陣頭指揮をなし、数十人の部下が……夜になると調査督励をして歩き、二反歩に一個の割で

誘蛾灯が灯いていなければ、県令違反者として摘発するという熱の入れ方であった。⑪

この馬上で螟虫防除の指揮をしたという野口能毅は明治四十五年（一九一二）から昭和六年（一九三一）まで佐賀市長を二十年の長きにわたって勤めたことは指摘するまでもあるまい。

明治四十一年は螟虫防除指導における強権主義が大転換をした年である。すなわち、害虫駆除予防委員の中から警察関係者をすべて除き成績佳良の部落には害虫駆除励行組合を作らせ、農民の自発的努力に待つことにした。また、優秀な組合に対しては奨励金を与えることにした。すなわち、鞭に代えるに飴をもってしたことになろう。

県農会は前に述べたように部落農会にあたる部落農事実行組合を県町村ごとに組織させる方針で、大正二年には改元記念としてこれを大々的に

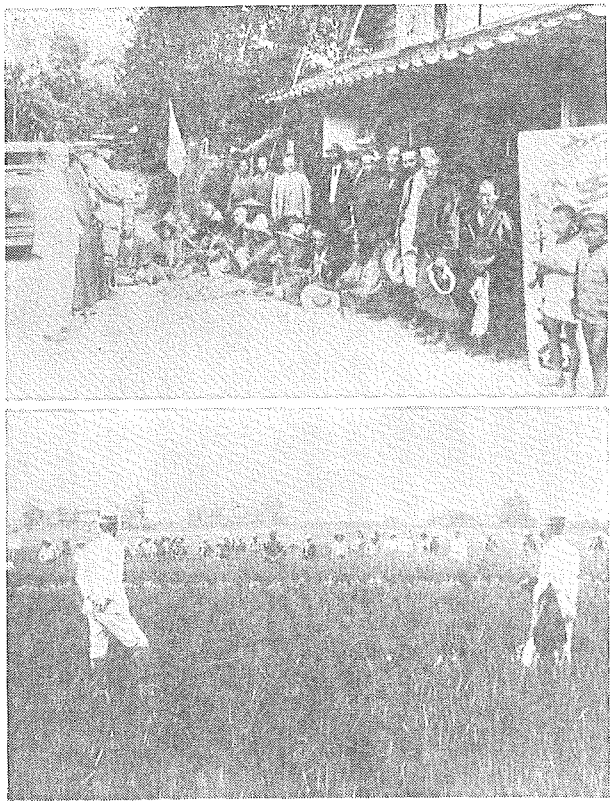

螟虫駆除指導状況

実現する運動を行った。そして県下全域にほぼ設置することができたので、害虫駆除励行組合もその事業へ含まれることとなるので自ら発展的解消を行った。そして奨励金制度は廃せられるとともに、一般の農事改良の補助金や奨励金に合流させられていった。その過程で県農会以下各段階の農会も実質的に次第に強化されていく。農会の発展は少なくとも明治末期までは螟虫防除を中軸として伸びていくのである。

4 農事指導と農会

農会は元来指導機関であって事業機関ではないが、佐賀県農会として特異なのは肥料共同購入事業を営んだことである。明治四十年（一九〇七）から過燐酸と硫安の配合肥料、過燐酸石灰などの共同購入をあっせんし、化学肥料施用を指導した。⑫その後大豆粕なども加えて随時共同購入のあっせんを行った。一般では産業組合の購買事業として行われ、その以前は熱心な地主等があっせんを行うのであるが、前に述べたように佐賀県では農会法成立以前から独自の農会を先行させていたことで分かるように、営農に直接かかわる事業にも熱心であったと思われる。これは後に産業組合の活動が始まったにもかかわらず、昭和初年までは肥料共同購入事業は農会と産業組合の二本建の形で続けられるのである。

これより前、日露戦争たけなわな明治三十七年、政府は府県農会に対し戦時における農事改良必行事項を提示して全国の農家の実践方を要望した。これはこの前夜に成立した系統農会の組織を活用したのである。この必行事項とは十数項目から成るが、要するに品種改良や塩水選を始めとして年来農商務省が唱導してきた奨励事項をまとめたものである。

各府県農会はそれを当該地域の実情に応じてそれぞれ独自の指導方針を定めたが、佐賀県農会はとくに米作に重点を集中して米作改良七大要項なるものをうち立てた。種子は塩水選、苗の改良、稲正条植、深耕の奨励、病虫害防除、改良品種の統一、施肥の改善などの七項目であった。これらの個々の技術は深耕多肥として特徴づけられる、いわゆる明治農法を構成するもので、佐賀県の米作が日本的水準に到達するためには、是非完遂しなければならぬ目標でもあった。

従って、県は県農会に対しそれなりの補助金を支出してその活動を支援した。これに基づいて県農会は町村農会を通じて、例えば塩水選用の塩を各部落を通じて農家に配布したり、深耕のための競犁会、堆肥舎建築補助金、緑肥作物の種子配布、肥料共同購入、健苗育成のための共同苗代奨励金、優良種子の配布等々、あらゆる手段を尽して改良技術の普及に努めた。前に述べた螟虫防除と同じようにある場合は強権的方法もとられたが、おしなべていえば、県・郡・町村農会を通ずる系統的指導がなされたのである。

明治期における農業団体の活動は、事業団体である産業組合よりも、指導機関としての農会の組織的活動が目立っていたのである。

注

①『日本農業発達史』第六巻（明治農政の確立）
②久保山千里『佐賀県農業団体史』一〇ページ
③①に同じ
④③に同じ　一三ページ
⑤『佐賀県教育五十年史』中巻三九八ページ
⑥⑤に同じ一七ページ
⑦①に同じ
⑧②に同じ　四九ページ
⑨明治十四年「農事報告留」（『佐賀県明治行政資料』佐賀県立図書館蔵）
⑩鎌形勲『佐賀農業の展開過程』六一ページ
⑪同右　七〇ページ
⑫同右　一一九ページ

(付) 有明海の水産業

1 明治期の概観

佐賀市は戦後の町村合併によって西与賀村、嘉瀬村を市域に含むこととなって、有明海水産業とも直接にかかわることとなった。また、市民の食糧としても水産加工業としても、有明海は佐賀市にとって重要な意味をもっているので、有明海全体を視野に入れながら、旧佐賀郡の水産業の発達をみていくことにする。

『佐賀県史』下巻は表(1)を掲げながら明治十年代の佐賀県水産業における有明海の位置を次のように明らかにしている。①

当時、漁浦と一般にみなされていたのは、県内で四八に達し大部分が東松浦郡に集中している。けれども、ここは漁浦の規模（漁船数）は最小であって、一般に有明海区が大きい。最大は浜船津（藤津）、築切（杵島）、戸崎（小城）と続き、佐賀郡では早津江津の一二五、寺井津の一一八が大きい。玄海海区では一〇〇艘をこえるのは呼子の一五七を数えるのみである。

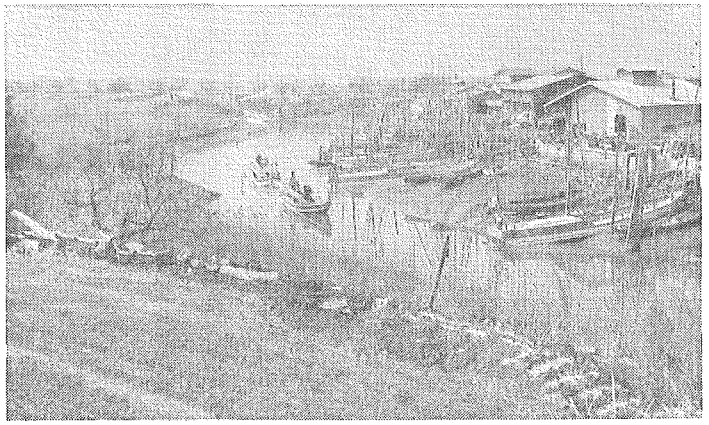

現在の漁浦（港）嘉瀬町新町本庄江

表(1)をみれば明らかなように、佐賀郡は漁浦の数が多いので一浦当りの漁船数は有明海区でも浜船津などよりかなり少なくなるが、郡全体としては有明海区でも最も多く、東松浦郡を含めても県下最大である。しかも底引網船をはじめ網船が多いことが目立っている。資源的にみれば東松浦郡では鯨、サワラ、ブリ、タイ、イワシ、マグロ、イカ等であるのに対し、有明海区ではタイ、カレイ、エビなどの外にアゲマキ、カキ、ウミタケ等が重要となっている。

その景況について明治十四年（一八八一）の佐賀郡勧業委員平方磐根の報告があるので、それを紹介しておく。②

佐賀郡ノ漁業ハ春秋ノ間ヲ以テ盛ンニシテ冬季ハ有レドモ無キガ如ク、僅カニ大詫間半農漁業者三十人斗リハ列年（例カ）秋分ヨリ春分前後迄ノ間ニ該村近海ニ於テ搔鰻ト称シ 此ノ如キ具ヲ以テ舟ヲ浮ベナガラ泥中ノ鰻ヲ搔キ取ルヲ業トスルニ、本年ハ現今迄ニ凡ソ二万斤余ノ鰻ヲ得タリト、是ヲ大阪商ノ仲買ニ売ルニ百斤ニ付百六十目斤代金拾五円ナレバ、二万斤ニテハ三千円、漁業者三十人ナレバ一人別ニ百円ヲ得ルト云ヘリ、其他ノ漁業未ダ盛ンナルノ季候ニ至ラザレバ敢テ報告スルニ由ナシ

表(1) 明治十年代の佐賀県の漁浦

郡	漁浦数	船数	一浦当り船数	底引網船	地引網船	網船	釣船	鯨船	その他
佐賀郡	11	715	65	287	—	417	11	—	—
小城郡	1	105	105	—	—	105	—	—	—
東松浦郡	30	680	24	—	22	203	307	68	80
西松浦郡	4	255	64	—	4	64	120	—	67
杵島郡	1	211	211	—	—	135	22	—	53
藤津郡	1	425	425	—	—	425	—	—	—
計	48	2,391	494	287	26	1,349	460	68	200

注　明治17年『佐賀県統計書』による。
杵島郡の船数が内訳の合計より1隻多いが原資料に従う。

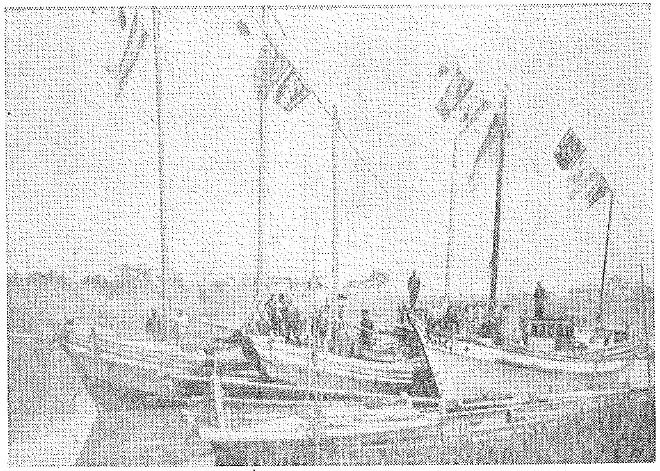

あんこう船

これは十四年三月の報告であった。網船ではあったが魚族の発生史に対応して極端な閑期があったことを推定せしめる。その間で泥中の鰻だけは特殊技能によって捕獲されていたのである。同年九月のいわば漁繁期の報告は次のようである。

目今漁業ノ景況ハ、本年ハ海老及雑魚ノ成育近年稀ナル豊成ニテ漁業者ハ頗ル競奮、其漁具ヲアンコウト唱へ、其アンコウ船各海岸ノ村落ニテ二百余艘カ汐時ト唱へ、旧暦ニテ十二日ヨリ十九日、同廿八日ヨリ翌月四日迄ハ毎月沖合ニ出テ漁スルニ、壱艘ニシテ平均海老壱石五六斗ヨリ少ナカラザルノ収穫アリト。此海老市街ニ売出ス処壱升ニ付八銭ヨリ拾銭位迄ノ価ニテ凡旧暦十月頃迄ハ必ス漁スル処ナルニ豈計ラン本月廿六日ノ大風ニテ破損死亡尠ナカラス残船モ悉ク其漁具ヲ失シタレバ海老雑魚ハ海中ニ充満スルモ如何ニセン実ニ慨嘆スベキノ惨状也

すなわち、資源は豊富であったが、漁船漁具が幼稚であり、かつ台風対策もおくれていたため、豊漁に結びつけることができず、かえって災害を受けたことを物語っている。それではその漁家漁船の状態はどうであったか。明治二十一年（一八八八）の『佐賀県統計書』は次のことを明らかにしている。

表(2)によれば、佐賀郡で一五の漁村があり、漁戸が最も多いのが寺井津の一六一戸で、犬井道村、新田村がこれにつぎ、飯盛村、田中村が最も少ない。筑後川の中州である大詫間村に漁戸の少ないのが目立っているがその理由は分らない。当時の漁業形態は漁人の分析によって或る程度想像できる。すなわち、兼業漁人の多い漁村と専業の多い漁村がかなりはっきりしていることで、兼業優勢の漁村としては、飯盛、田中、相応津などで、逆に専業的漁村は小々森、早津江、厘外津、大詫間、新田、久富であり、他は専業兼業互角というところであろう。そして女子従業の割合が高く、相応津などでは専業兼業ともに女子が多くなっている。さらに注意すべきは漁戸一戸当り漁人数が多いことで、一戸平均五人以上となる。このことは結局一家総出で海に行っていることを示すもので、魚介類の採集を主な内容としていると推察される。大規模な地引網等であれば女子の参加も考えられるが、次にみるよ

表(2)　明治21年における佐賀郡の漁村と漁業

漁浦	漁戸数	漁人総数	専業		兼業		漁船総数	内訳			
			男	女	男	女		底引船	カガリ船	飯網船	その他
飯盛村	14	71	6	5	32	28	4	—	—	—	4
田中村	16	81	9	6	35	31	2	—	—	—	2
下古賀村	72	375	130	110	80	55	44	10	—	15	19
西古賀村	23	91	30	28	19	14	107	21	11	50	25
小々森村	86	447	147	141	89	70	59	12	17	18	12
相応津	90	440	80	110	102	148	75	19	15	17	24
早津江津	47	282	139	114	17	12	48	11	9	12	16
寺井津	161	478	478	?	?	?	147	135	—	5	7
厘外津	69	341	135	77	70	59	25	7	—	—	18
犬井道村	118	178	133	—	45	—	51	26	—	—	25
大詫間村	19	102	52	37	7	6	40	10	3	1	26
中原村	25	156	50	47	35	24	29	12	—	—	17
十五村	48	233	76	68	52	37	44	20	—	—	24
新田村	110	437	197	172	53	15	89	35	43	—	11
久富村	74	291	131	115	35	10	59	40	19	—	—
計	972	4,003	1,793	1,030	671	509	823	358	117	118	230

注　漁船のその他には投網船、ジュブ（四ツ手）網船、ウナギ其他釣船を含む。
明治21年『佐賀県統計書』による。

うに漁船はいずれも二、三人乗りの小型網であり、女子の就漁としては貝類の採集が主であったろう。

同表によって漁船数をみると、漁船をもたぬ漁戸もかなり存在している（共同の場合もあろうが）のであって、西古賀、大詫間、中原等の外は、おおむね漁船数は漁戸数より少ない。兼業漁人の多い飯盛、田中、下古賀等では特にこの傾向が著しい。さらに漁船の種類をみると、底引網、カガリ網、鮝網（かれい）等の機動的な網船が比較的多い漁浦は、西古賀、小々森、相応津、寺井津、十五、新田、久富等であって、他は網船といっても投網、ジュブ（四ツ手）網で、他にウナギ釣船等にすぎない。これらは採漁業の局外に遠く在るものではないといえよう。要するに、明治二十年代初頭においては、同十四年に比べ漁船総数、底引網数こそ多少増加しているものの、小型漁船、家族総動員（女子・兼業）を特徴とするような状態であった。

従って漁獲物も十四年当時と変らず、その販路もほとんど地場向であったと考えられるが、日本資本主義の発達につれて市場圏も拡大し、漁法、漁獲物も変わってくる。その代表的なものが養殖漁業と韓海出漁であって大正期には顕著な発達をとげる。明治期はいわば揺藍期であるが重要な意味をもっているので、それぞれ項を改めて詳説する。

明治末期の近海漁業としての佐賀市郡の漁業を県全体において位置づけてみると、表(3)のとおりである。漁業は農業より年次変動は強いと思われるが、明治三十九年から四十一年までの三か年では漁戸、漁業者、漁船、漁獲物産額ともそれほど顕著な変化は認められない。結論的にいえることは、佐賀市郡の漁業は漁戸、漁業者の数に比べて漁船数が少なく、しかも三間以上の中、大型船において決定的である。その結果、漁獲高はいっそう低くあらわれている。すなわち、明治二十一年において指摘した漁業の特徴が近海漁業に

関するかぎり、そのまま持ち越されているのである。

参考のために、この時期において佐賀郡市の漁獲高が郡別一位を占める種目は、ウナギ、赤目、ハゼ、石首魚（グチ）、魴、ハダラ、クチゾコ、ヒラ、エビ、カニに淡水産のフナ、アユであり、貝類では蟶（アゲマキ）、ミロク、王餅貝、アサリ及び鯉（アミ）である。

2 養殖漁業

有明海は周知のように熊本県玉名平野から筑後平野、佐賀平野、白石平野、長崎県の諫早平野に囲まれた内海で、菊池川、筑後川、嘉瀬川、六角川、本明川等の諸川から不断に沖積作用をうけるとともに、わが国最大の海潮の干満差の影響の下に独特の干潟を形成している。古くからこの干潟を利用して干拓が行われ耕地が造成されてきたことはいうまでもない。そのような環境の中で有明海の水産資源は極めて独特なものがある。魚類にしてもクチゾコ、ムツゴロ、ワラスボ、エツ、ハダラなどがあり、いずれも干潟と泥海の間に生息する魚である。一方、貝類や小動物の中にも、ウミタケ、カキ、アゲマキ、ジメキ、メカジャ、ガニツケガニなどが特産としてあげられよう。そして右に述べたように干潟

表(3) 明治末期の佐賀市郡の漁業（佐賀県各年統計書による）

項目	明治39年			明治40年			明治41年		
	佐賀市郡	佐賀県	佐賀市郡の割合	佐賀市郡	佐賀県	佐賀市郡の割合	佐賀市郡	佐賀県	佐賀市郡の割合
漁戸数	1,846	8,419	21.9%	1,887	8,370	22.5%	2,335	8,556	27.3%
漁業者	6,269	23,975	26.1%	5,350	20,281	26.4%	6,007	24,915	24.1%
専業	3,380	12,544	26.9%	2,530	8,750	28.9%	2,613	11,625	22.5%
兼業	2,889	11,431	25.3%	2,820	11,531	24.5%	3,394	13,290	25.5%
漁船	982	5,327	18.4%	909	5,286	17.2%	940	5,351	17.6%
うち3間以上	3	50	6.0%	—	67		—	110	
漁獲物総産額	円 196,512	1,227,462	16.0%	172,409	1,162,932	14.8%	184,701	1,271,960	14.5%

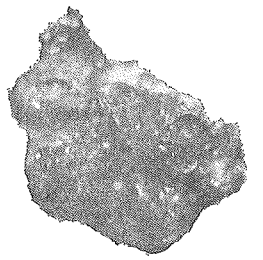

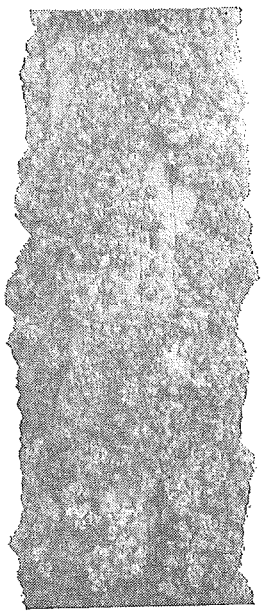

ドロフジツボ（ジメキ）

と泥海とは干満の差の大きいこともあって、場所的にも時間的にもどこからどこまでという境目はつけにくく、いわば連続的に漸移する関係にある。このような自然環境は単なる自然物の採集ではなく、若干の人工を加えることによって人為的な増殖をはかること、すなわち養殖を容易にし採算的にも可能にするものである。従って有明海では養殖はかなり古くから行われていたのである。最も古いものはジメキの養殖であろう。ジメキとはあて字で滋米基などとも書かれるが（『佐賀県案内』）、学名ドロフジツボといい（写真参照）、フジツボ科に属し石灰質の強固な殻をもっている。有明海のような砂泥地を好み、海岸、船底、棒杭等いたるところに附着して繁殖する。これを水田の肥料としたので滋米基などのあて字が使われた。

ところでその養殖の始まりは『佐賀県案内』によれば、寛政の頃藤津郡北鹿島村の地先でクラゲ漁業を始め干潟に松杭を建て、ワラや縄網をはって五、六、七月を漁期としてクラゲを捕獲していたが、この網目にジメキが付着して漁業の妨げをなしていた。これを取り除く工夫がなされていたが、天保十五年（一八四四）同郡八本木村の倉崎平太郎がクラゲ漁場のかたわらに篠竹（ひびたけ）を建て、ジメキが付着したクラゲ網の断片をつけて培養を試みたところ、非常に成績が良く数十石の収穫を得た。これに刺激されて年々ジメキ養殖を営む者

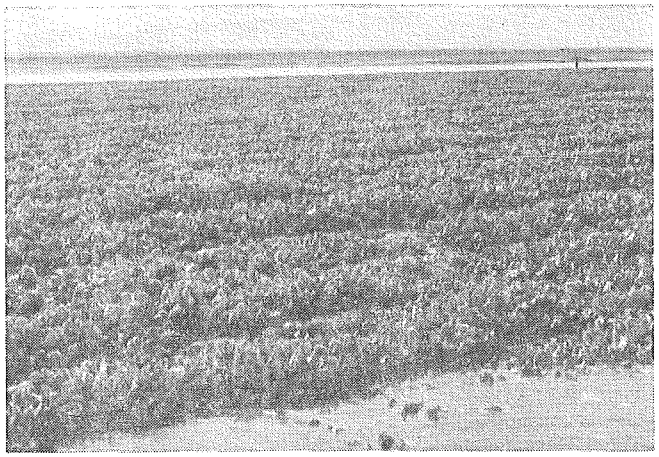

牡蛎養殖場（昭和35年頃）

が増加し、弘化三年（一八四六）には藩がクラゲ漁場をジメキ床に転用することを許可するにいたった。⑧

このジメキを肥料にする習慣は佐賀県の西部に限られ、明治末期においては養殖坪数も杵島・藤津両郡にみられるだけで、佐賀郡では他の養殖に対する有害生物として扱われていたもののようである。けれども有明海における養殖のさきがけとして記しておく。

佐賀郡における養殖として著名なものに牡蛎（カキ）がある。牡蛎は古くから小粒のものは近所で売り大型のものを一時泥中に貯蔵しておいて長崎その他の市場に輸送して高価に売るという習慣があったが、たまたま明治十七年（一八八四）の秋に販売の都合によって泥中に埋めたまま越年し、翌春になってみると泥中の牡蛎が大いに発育したのを認めたので、初めて小城郡芦刈村字住ノ江河畔に延長一里余の養殖場を設けたのが、有明海における牡蛎養殖の始まりである。④

次はアゲマキ（蟶）である。アゲマキは維新後、明治八年頃より乾製して中国に輸出されていたが、十五、六年より頓（とん）に盛んとなり、その結果乱獲され小型になっていた。農商務省は藤津郡七浦潟にアゲマキ蕃殖試験場を設置していたが、二十五年同郡古枝村永石秀三郎が二七石の苗貝を沖合に撒布

のりの加工光景（明治40年頃）

しておいたところ、翌年に一六四石を得るという実績をあげた。これを契機としてこの養殖が次第に佐賀郡にも拡がっていったという⑤。

カキ、アゲマキはともに藤津郡に発して佐賀郡地先へと東漸したのであるが、逆に佐賀郡に発して西へ伝わったものにノリがある。ノリの養殖は明治三十八年、有明海水産組合が熊本県玉名郡横島村水産試験場より種簀（ヒビ）を購入し、大詫間村地先において養殖試験を開始したものである。そして四十年には同村中島嘉、西原藤三郎の両人がノリ養殖場として一万坪の公有水面利用の許可を得て、実業化に踏み出したといわれる。「本業ハ莫大ナル資本ヲ要セズ、又屈強ナル男子ノ手ヲ籍（カ）ラズ婦女子ノ仕事トシテ最適当ナラン、因（チナミ）ニ海苔ノ収穫時期ハ冬季ニテ農閑ノ時期ナリ」と、斯業の創始者である西原藤三郎はその著『大詫間村誌』（明治四十三年刊）において述べている。資本や労働力、収穫時期等について、正に先見の明というべきだが、ノリ養殖の全面的盛況は太平洋戦争以後であることはいうまでもない。

いずれにしても明治末期における佐賀郡の養殖業生産価額は表(4)にみるとおり、カキは小城郡に次ぐものの

表(4)　有明海区における養殖漁業（明治43年）

郡	カキ	アゲマキ	ミロク貝	ノリ	ジメキ	其他	合計
	円	円	円	円	円	円	円
佐賀郡	20,686	35,100	2,400	44	—	154	62,987
小城郡	25,580	480	—	—	—	13	26,143
杵島郡	560	480	—	—	9,495	289	11,268
藤津郡	1,176	1,000	—	—	5,409	—	7,667

注　1）『佐賀県統計書』（明治43年）による。
　　2）鯉、ボラを除く。

のアゲマキ、ミロク貝、ノリとともに有明海においてリードを保っている。また大正三年、佐賀郡における村別、種目別養殖坪数（海面）は表(5)のとおりで、ミロク貝が最も多く、村別では大詫間村が最も盛んである。

3　遠洋漁業

明治四十年前後から佐賀県をはじめ西日本各地から朝鮮海への出漁が盛んになっていったが、その開拓者であり主力となったのは有明海のアンコウ船であった。その発端は明治十八年藤津郡八本木村の渡辺某が古くから有明海で行われていたバッシャ網を改良し、朝鮮西海岸に出漁したことであるとされている⑥。もっともこれはその後、目立った動きをみることはできない。

表(5)　大正3年佐賀郡地先の養殖場面積

村	カキ	アゲマキ	ミロク貝	灰貝	アサリ	海苔
	坪	坪	坪	坪	坪	坪
中川副	10,920					
大詫間	153,283	48,378	397,574			136,536
南川副	106,950	14,163			15,035	
西川副	14,660		3,720			
東与賀	35,815	29,142	199,794	7,636		
西与賀	7,523	12,103	5,017			
嘉瀬	15,463	10,385	52,224			
久保田	108,331	3,234	43,223	21,142		
郡計	452,945	124,405	701,552	28,778	15,035	136,536

1）海面に限る　　2）『佐賀郡誌』154ページ
3）アゲマキの坪数、郡計と一致せず。

図(1)　鮫　鰊　網（佐賀郡西与賀村）

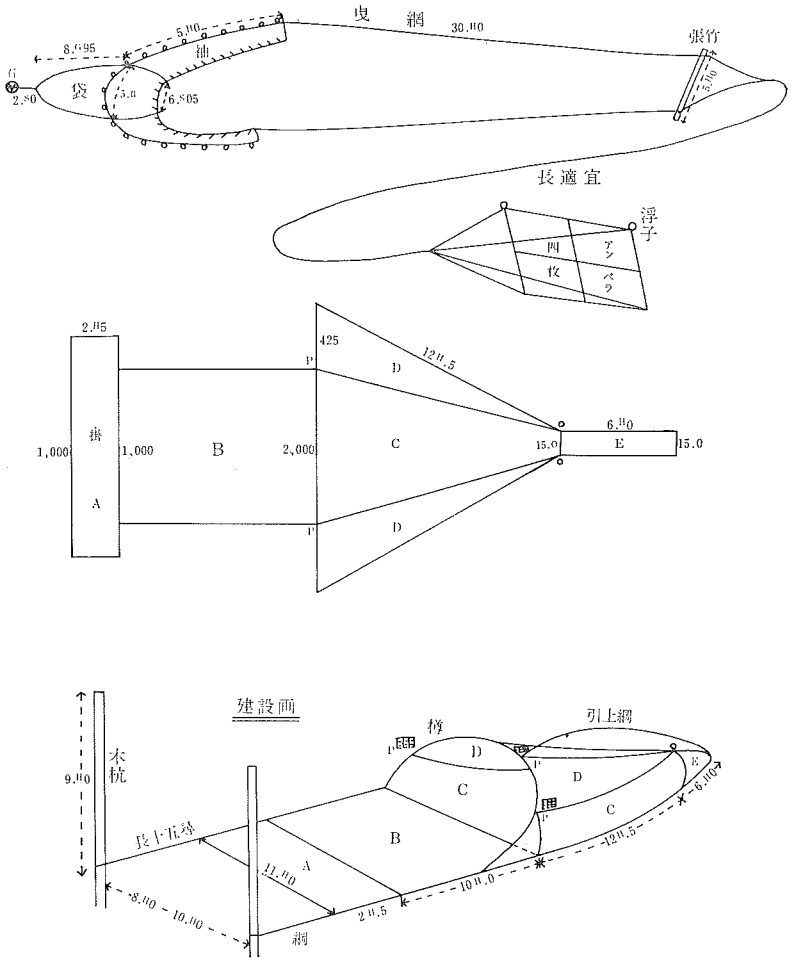

本格的な展開の兆がうかがえるのは、明治二十七年（一八九四）の日清戦争を契機としている。すなわち、この戦争に従軍した兵士が朝鮮海に魚群が豊富なこと、海況が有明海に極めて似ていることなどによって朝鮮海への出漁を計画したといわれる。『佐賀県史』（下巻）が掲げている次のような記事は、おそらくこれを背景としたものであろう。

「藤津郡八本木村多々良某、長三〇尺、肩巾九尺ノ帆船五隻ヲ以テ全羅南道蝟島附近ニ鰆ひら流網ヲ操業シタリ」と言われているが他に文献に徴すべきものがない。次いで翌二十八年は佐賀県朝鮮近海漁業組合（組織等不明）を組織し、あんこう船五隻をもって漁場調査を行うなどのことがあった。翌二十九年四月には再び朝鮮西岸に至り延平島の漁場で探索操業を行った。漁獲は相当にあったが、その処理に困難して帰国したといわれる。

明治三十八年には新しく佐賀県朝鮮近海通漁組合が結成され、八本木村二隻、呼子村一四隻、浜崎村五隻、入野村一隻がこれに参加した。この時期は玄海海区が優勢であり、ことに佐賀郡はまだ一隻も参加していない。しかし、海況が有明海と似ており、漁法もアンコウ網や流し網であったから次第に有明海区が優勢となり、明治四十三年（一九一〇）には表(6)のように有明海区がまったく圧倒的で、ことに佐賀郡は船数、人員ともに最も多い。しかし、魚種の相違によるためか、漁獲高は藤津郡よりかなり劣っており、一隻当りでは県下最低である。

佐賀郡が少なくとも隻数でこれほど伸びてきたのは、県の奨励金もあるが、郡費でもって明治四十年遠洋漁業奨励規程を設け、移住漁業者一戸に付金五十円以内、通漁者には漁船一艘に付金四円以内、乗組員一

人に付金二円以内の奨励金を交付するなどの援助があったためであろう。[7]

当時の漁船は大正末期に発動機船があらわれるまで、いうまでもなく手こぎの帆船であった。大正初年に相応津から出漁した富吉金作の追憶によれば、[8]「高等小学校を卒業したばかりの自分も、十屯あまりの帆前船で父と共に朝鮮海へ出掛けたが、さすがに当初の二、三回は玄界灘の荒波に揉まれ苦しんだ。漁場での操業や小移動のときは、手漕ぎの櫓を使い、遠距離へ魚群を追うときは、帆に風をはらんで帆走した。

出漁は毎年三月十五日ごろから七月ごろまでで、西与賀港（相応津）から約一八隻、東与賀漁港（今町）と西川副漁港（広江）から一二隻ほど、合計約三〇隻が有明海沖で合流し船団を組み出掛けるさまは、まだ少年の域を抜けきらない私の目にはなかなか壮観であった。風の強弱や風向によって帆走が左右され、無風状態のときには幾日間も、伊王島の島蔭や対馬の湾に入って風を待っていた云々」。

この時期は佐賀県全体として出漁船三百隻以上と称せられており、その漁獲高も明治四十三年の佐賀県漁獲高は養殖も含めて百十一万円

表(6)　明治43年遠洋漁業（韓海）

郡	漁撈種類	日本形船		漁獲物価額	同1隻当り	同乗組人員1人当り
		船数	乗組人員			
				円	円	円
佐賀郡	アンコウ網	46	135	13,760	299	102
小城郡	同	12	36	4,125	344	115
東松浦郡	鰮鯢縄、柔魚釣	3	19	1,402	467	74
西松浦郡	手操網、其の他	4	36	2,550	637	71
杵島郡	—	—	—	—	—	—
藤津郡	鰭流網、アンコウ網	27	81	15,235	564	188
計		92	307	37,073	403	121

注　明治43年『佐賀県統計書』による。

であったのに対し、遠洋漁業（韓海出漁）のそれは三万七千円（外数）で約三パーセントである。佐賀郡だけをとれば、十七万九千円（貝類を除くと六万五千円）で、遠洋漁業は一万四千円（外数）であった。従って貝類を除いた産額に対しては約二〇パーセントを占めることとなる。

これも大正期に入って伸びていくのである。

注

① 『佐賀県史』下巻五七二ページ
② 明治十四年「各郡農事報告留」佐賀県勧業委員報告（『佐賀県明治行政資料』・佐賀県立図書館蔵）
③ 『佐賀県案内』七七ページ
④ 同　右　七四ページ
⑤ ④に同じ
⑥ 『佐県県史』下巻五八八ページ
⑦ 『佐賀郡誌』一五二ページ
⑧ 代居三郎「朝鮮船」（『ふるさと』四十一年十一月号）